

# 平成26年度 第3回 櫛引地域審議会

日 時 平成26年11月20日(木)

午後1時30分開会

場 所 櫛引公民館多目的ホール

## 一 次 第 一

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協 議

#### (1) 新市建設計画の見直しについて

資料1

#### (2) 鶴岡市総合計画実施計画の策定について

資料2

#### (3) その他

### 4 そ の 他

### 5 閉 会

櫛引地域審議会委員名簿

261120第3回

No.	所属団体名等	役職名または職業	氏名	備考
1	櫛引区長会	会長	渡部 俊美	会長
2	櫛引地域婦人会	会長	斎藤 ゆう子	副会長
3	櫛引自治公民館連絡協議会	会長	成田 進	
4	鶴岡市黒川地区農業村落振興会	会長	秋山 文雄	欠席
5	庄内たがわ農業協同組合	理事	成田 新一	欠席
6	株式会社産直あぐり	取締役	上野 重和	欠席
7	出羽商工会櫛引支部	代表理事	渡会 昇	欠席
8	櫛引観光協会	会長	澤川 宏一	
9	櫛引地区民生児童委員協議会	会長	遠藤 勉	欠席
10	櫛引地域保健福祉推進委員会	会長	堀内 葉子	
11	櫛引地区PTA連合会	会長	大滝 真富	欠席
12	鶴岡市櫛引体育協会	会長	佐久間 忠勝	
13	荘内加藤清正公忠廣公遺蹟顕彰会	会長	松浦 安雄	
14	鶴岡市老人クラブ連合会 櫛引支部	支部長	今野 慎太郎	
15	鶴岡市消防団櫛引方面隊	隊長	太田 裕	
16	(松根塾・塾長)	大学非常勤講師	成田 勇	
17	(ふるさとむら宝谷運営管理組合・組合長)	農業	森 薫	欠席
18	(農家民宿権太郎主宰)	農業	齋藤 美恵	
19	(鶴岡市消防団女性消防隊・隊長)	農業	清和 ふみ子	
20	(今野亨建築設計室)	建築士	今野 亨	

※委員任期:平成26年7月1日～平成27年3月31日

## 市職員出席者名簿

261120第3回

No.	役職名	氏名	備考
1	櫛引庁舎支所長	佐藤 孝朗	
2	総務企画課長	菊地 ゆかり	
3	市民福祉課長	山口 弘男	
4	産業課長	佐藤 浩	
5	総務部南部税務事務室長	工藤 幸雄	
6	建設部南部建設事務室長	伊藤 哲哉	
7	企画部政策企画課長	高橋 健彦	
8	企画部政策企画課 政策企画主査	上野 修	
9	企画部地域振興課 地域振興専門員	齋藤 芳	
10	教育委員会スポーツ課長	小杉 良則	
11	櫛引庁舎総務企画課 課長補佐	菅原 正一	
12	総務企画課 コミュニティ防災専門員	鈴木 賢	
13	総務企画課 コミュニティ防災専門員	大宮 将義	
14	総務企画課 主任	佐藤 文博	

渡部会長

斎藤ゆう子

成田進

澤川宏一

堀内葉子

佐久間忠勝

松浦安雄

今野慎太郎

太田裕

成田勇

斎藤美恵

清和ふみ子

今野亨

スポーツ課長	政策企画主査	政策企画課長 輔佐	政策企画課長	支所長	総務企画課長	産業課長	南部建設事務室長
--------	--------	--------------	--------	-----	--------	------	----------

傍聴席

地域振興課	市民福祉課長	南部税務事務室長	庁舎総務企画課
-------	--------	----------	---------

受付

## 【 第3回櫛引地域審議会 配布資料一覧 】

平成 26 年 11 月 20 日

### 【事前配布資料】

- ・会議次第 A4縦1枚
- ・資料 1 : 新市建設計画新旧対照表(第2回地域審議会からの変更点)
- ・資料 2 : 鶴岡市総合計画実施計画(平成 27~29 年度)の策定について

※前回第2回櫛引地域審議会での配布資料

- ・資料 2 : 新市建設計画(案)
- ・資料 3 : 新市建設計画新旧対照表

### 【当日配布資料】

- ・会議次第 出席者名簿付
- ・【配布資料一覧】
- ・参考資料 1 : 鶴岡市人口減少対策の推進3つの柱と5つのプロジェクト(案)
- ・参考資料 2 : 鶴岡市総合計画実施計画の策定について 用語解説
- ・参考資料 3 : 行財政改革大綱に基づく実施計画の進行状況について

## 新市建設計画新旧対照表（第2回地域審議会からの変更点）

項目名（頁）	第2回地域審議会（変更前）	第3回地域審議会（変更後）																																																																																																																																																
III主要指標の見通し 2世帯(P13)           表1(P14)	<p>世帯については、<u>人口の減少を上回っての核家族化等が進行し、平成32年の普通世帯は47,700世帯に増加するものと見込まれます。</u>            なお、1世帯当たり人員は<u>2.52人</u>と推計されます。</p> <p>表1 将来の人口、世帯数などの見通し            (単位：人、世帯)</p> <table border="1" data-bbox="416 560 1243 1361"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成12年</th> <th>平成22年</th> <th>平成32年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td>147,546</td> <td>136,623</td> <td>124,400</td> </tr> <tr> <td>年齢別人口</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  年少人口</td> <td>22,446</td> <td>17,527</td> <td>14,500</td> </tr> <tr> <td>    0～14歳</td> <td>(15.2%)</td> <td>(12.8%)</td> <td>(11.7%)</td> </tr> <tr> <td>  生産年齢人口</td> <td>90,011</td> <td>79,640</td> <td>67,100</td> </tr> <tr> <td>    15～64歳</td> <td>(61.1%)</td> <td>(58.3%)</td> <td>(53.9%)</td> </tr> <tr> <td>  老年人口</td> <td>35,020</td> <td>39,222</td> <td>42,800</td> </tr> <tr> <td>    65歳以上</td> <td>(23.7%)</td> <td>(28.7%)</td> <td>(34.4%)</td> </tr> <tr> <td>就業人口</td> <td>74,997</td> <td>65,987</td> <td>57,400</td> </tr> <tr> <td>  第一次産業</td> <td>7,857</td> <td>6,566</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10.5%)</td> <td>(10.0%)</td> <td>(7.3%)</td> </tr> <tr> <td>  第二次産業</td> <td>26,700</td> <td>19,645</td> <td>15,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(35.6%)</td> <td>(29.8%)</td> <td>(27.0%)</td> </tr> <tr> <td>  第三次産業</td> <td>40,406</td> <td>39,298</td> <td>37,700</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(53.9%)</td> <td>(59.6%)</td> <td>(65.7%)</td> </tr> <tr> <td>普通世帯数</td> <td>43,702</td> <td>44,871</td> <td><u>47,700</u></td> </tr> <tr> <td>  1世帯当たり人員</td> <td>3.31</td> <td>2.96</td> <td><u>2.52</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成12年	平成22年	平成32年	総人口	147,546	136,623	124,400	年齢別人口				年少人口	22,446	17,527	14,500	0～14歳	(15.2%)	(12.8%)	(11.7%)	生産年齢人口	90,011	79,640	67,100	15～64歳	(61.1%)	(58.3%)	(53.9%)	老年人口	35,020	39,222	42,800	65歳以上	(23.7%)	(28.7%)	(34.4%)	就業人口	74,997	65,987	57,400	第一次産業	7,857	6,566	4,200		(10.5%)	(10.0%)	(7.3%)	第二次産業	26,700	19,645	15,500		(35.6%)	(29.8%)	(27.0%)	第三次産業	40,406	39,298	37,700		(53.9%)	(59.6%)	(65.7%)	普通世帯数	43,702	44,871	<u>47,700</u>	1世帯当たり人員	3.31	2.96	<u>2.52</u>	<p>世帯についても、<u>人口の減少に伴い平成32年の普通世帯は43,800世帯に減少するものと見込まれます。</u>なお、1世帯当たり人員は<u>2.73人</u>と推計されます。</p> <p>表1 将来の人口、世帯数などの見通し            (単位：人、世帯)</p> <table border="1" data-bbox="1288 560 2114 1361"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成12年</th> <th>平成22年</th> <th>平成32年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td>147,546</td> <td>136,623</td> <td>124,400</td> </tr> <tr> <td>年齢別人口</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  年少人口</td> <td>22,446</td> <td>17,527</td> <td>14,500</td> </tr> <tr> <td>    0～14歳</td> <td>(15.2%)</td> <td>(12.8%)</td> <td>(11.7%)</td> </tr> <tr> <td>  生産年齢人口</td> <td>90,011</td> <td>79,640</td> <td>67,100</td> </tr> <tr> <td>    15～64歳</td> <td>(61.1%)</td> <td>(58.3%)</td> <td>(53.9%)</td> </tr> <tr> <td>  老年人口</td> <td>35,020</td> <td>39,222</td> <td>42,800</td> </tr> <tr> <td>    65歳以上</td> <td>(23.7%)</td> <td>(28.7%)</td> <td>(34.4%)</td> </tr> <tr> <td>就業人口</td> <td>74,997</td> <td>65,987</td> <td>57,400</td> </tr> <tr> <td>  第一次産業</td> <td>7,857</td> <td>6,566</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10.5%)</td> <td>(10.0%)</td> <td>(7.3%)</td> </tr> <tr> <td>  第二次産業</td> <td>26,700</td> <td>19,645</td> <td>15,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(35.6%)</td> <td>(29.8%)</td> <td>(27.0%)</td> </tr> <tr> <td>  第三次産業</td> <td>40,406</td> <td>39,298</td> <td>37,700</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(53.9%)</td> <td>(59.6%)</td> <td>(65.7%)</td> </tr> <tr> <td>普通世帯数</td> <td>43,702</td> <td>44,871</td> <td><u>43,800</u></td> </tr> <tr> <td>  1世帯当たり人員</td> <td>3.31</td> <td>2.96</td> <td><u>2.73</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成12年	平成22年	平成32年	総人口	147,546	136,623	124,400	年齢別人口				年少人口	22,446	17,527	14,500	0～14歳	(15.2%)	(12.8%)	(11.7%)	生産年齢人口	90,011	79,640	67,100	15～64歳	(61.1%)	(58.3%)	(53.9%)	老年人口	35,020	39,222	42,800	65歳以上	(23.7%)	(28.7%)	(34.4%)	就業人口	74,997	65,987	57,400	第一次産業	7,857	6,566	4,200		(10.5%)	(10.0%)	(7.3%)	第二次産業	26,700	19,645	15,500		(35.6%)	(29.8%)	(27.0%)	第三次産業	40,406	39,298	37,700		(53.9%)	(59.6%)	(65.7%)	普通世帯数	43,702	44,871	<u>43,800</u>	1世帯当たり人員	3.31	2.96	<u>2.73</u>
区 分	平成12年	平成22年	平成32年																																																																																																																																															
総人口	147,546	136,623	124,400																																																																																																																																															
年齢別人口																																																																																																																																																		
年少人口	22,446	17,527	14,500																																																																																																																																															
0～14歳	(15.2%)	(12.8%)	(11.7%)																																																																																																																																															
生産年齢人口	90,011	79,640	67,100																																																																																																																																															
15～64歳	(61.1%)	(58.3%)	(53.9%)																																																																																																																																															
老年人口	35,020	39,222	42,800																																																																																																																																															
65歳以上	(23.7%)	(28.7%)	(34.4%)																																																																																																																																															
就業人口	74,997	65,987	57,400																																																																																																																																															
第一次産業	7,857	6,566	4,200																																																																																																																																															
	(10.5%)	(10.0%)	(7.3%)																																																																																																																																															
第二次産業	26,700	19,645	15,500																																																																																																																																															
	(35.6%)	(29.8%)	(27.0%)																																																																																																																																															
第三次産業	40,406	39,298	37,700																																																																																																																																															
	(53.9%)	(59.6%)	(65.7%)																																																																																																																																															
普通世帯数	43,702	44,871	<u>47,700</u>																																																																																																																																															
1世帯当たり人員	3.31	2.96	<u>2.52</u>																																																																																																																																															
区 分	平成12年	平成22年	平成32年																																																																																																																																															
総人口	147,546	136,623	124,400																																																																																																																																															
年齢別人口																																																																																																																																																		
年少人口	22,446	17,527	14,500																																																																																																																																															
0～14歳	(15.2%)	(12.8%)	(11.7%)																																																																																																																																															
生産年齢人口	90,011	79,640	67,100																																																																																																																																															
15～64歳	(61.1%)	(58.3%)	(53.9%)																																																																																																																																															
老年人口	35,020	39,222	42,800																																																																																																																																															
65歳以上	(23.7%)	(28.7%)	(34.4%)																																																																																																																																															
就業人口	74,997	65,987	57,400																																																																																																																																															
第一次産業	7,857	6,566	4,200																																																																																																																																															
	(10.5%)	(10.0%)	(7.3%)																																																																																																																																															
第二次産業	26,700	19,645	15,500																																																																																																																																															
	(35.6%)	(29.8%)	(27.0%)																																																																																																																																															
第三次産業	40,406	39,298	37,700																																																																																																																																															
	(53.9%)	(59.6%)	(65.7%)																																																																																																																																															
普通世帯数	43,702	44,871	<u>43,800</u>																																																																																																																																															
1世帯当たり人員	3.31	2.96	<u>2.73</u>																																																																																																																																															

## 新市建設計画新旧対照表（第2回地域審議会からの変更点）

項目名（頁）	第2回地域審議会（変更前）	第3回地域審議会（変更後）
注釈(P12)	<p>※注7 普通世帯とは、一般世帯から独身寮・下宿等の単身世帯を除いた世帯で、平成32年の普通世帯数は、 _____</p> <p>_____ 回帰</p> <p>式等を適用し推計した。</p>	<p>※注7 普通世帯とは、一般世帯から独身寮・下宿等の単身世帯を除いた世帯で、平成32年の普通世帯数は、<u>国立社会保障・人口問題研究所の山形県の推計値を</u>基に、平成22年国勢調査の県における市の世帯数の割合を乗じ、これに政策的増効果約600世帯を加えて推計した。</p>

# 鶴岡市総合計画実施計画（平成27～29年度） の策定について

櫛引地域審議会

平成26年11月20日



## 資料目次

• 実施計画の策定フロー	1
• 実施計画の推進体制	2
• 実施計画の全体フレーム	3
• 施策の展開方向	4
1 重点方針	
(1) 鶴岡ルネサンス宣言に基づくまちづくりの推進	5
(2) 人口減少対策の推進	15
2 施策の大綱（後期基本計画の体系）に基づく主な重点施策	24
3 地域振興のビジョンに基づく施策の推進策	46
4 計画の推進	51

# 鶴岡市総合計画実施計画の策定について

本市総合計画の推進を図るため、平成27～29年度を計画期間とする実施計画を下記の手順により策定する。

## 実施計画の策定フロー

庁内各部の課題や施策・事業に基づき、実施計画(案)の作成



地域審議会・鶴岡まちづくり塾より意見聴取



総合計画審議会(本審議会・企画専門委員会)での協議



議会への説明・協議



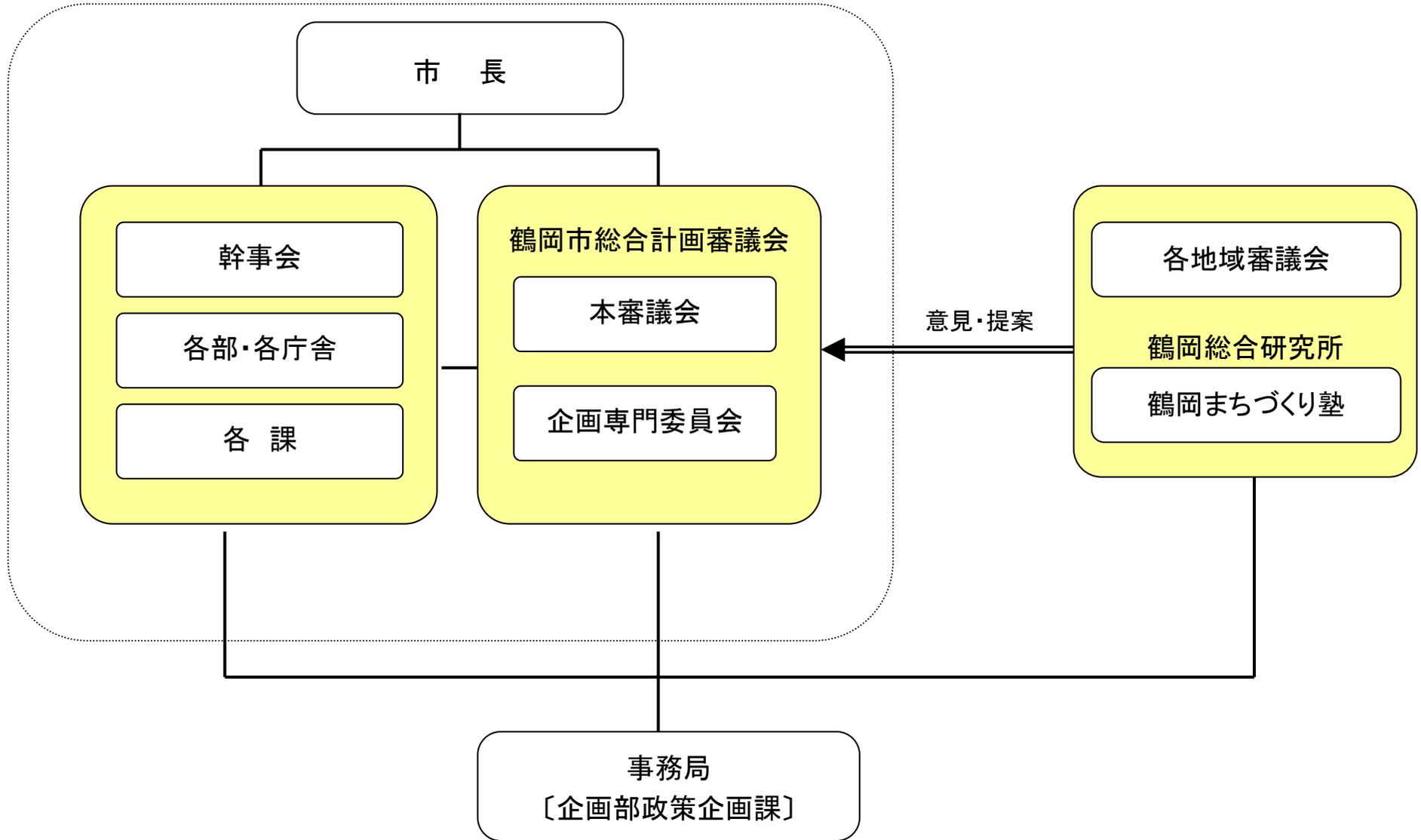
実施計画策定



計画の公表

行政改革大綱・  
同大綱実施計画の推進

# 実施計画の推進体制



# 鶴岡市総合計画実施計画（平成27～29年度） 全体フレーム

- 地域を取り巻く状況
  - ・人口減少の加速化
  - ・異常気象等による自然災害の増加
  - ・経済の先行き不透明感と不安定な雇用情勢
  - ・分権・地域協働社会へ など
- 市政の課題
  - ・地域経済の活性化と雇用の確保
  - ・少子化対策の推進
  - ・移住定住の促進
  - ・交流人口の拡大
  - ・未来を担い地域を支える人材の育成
  - ・安全安心の確保
  - ・地域の優れた資源・特性・取組みの保全、継承、活用、PR
  - ・持続可能な循環共生型社会の形成
  - ・協働のまちづくりの推進 など
- 時代の趨勢
  - ・少子高齢化の進行、人口減少の進行
  - ・情報化・グローバル化
  - ・地球環境・資源の制約の高まり など

生命いきいき文化都市創造プラン 鶴岡市総合計画 基本構想

—めざす都市像—  
「人 暮らし 自然 みんないきいき  
心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡」

—まちづくりの基本方針—  
○健康福祉都市の形成  
○学術産業都市の構築  
○森林文化都市の創造

—施策の大綱—  
市民生活環境の整備  
健康福祉社会の形成  
教育文化の充実  
農林水産業の振興  
商工観光の振興  
社会基盤整備の推進

計画の推進

計画実現のための—原動力—  
・学習社会の構築  
・市民の総合力の発揮  
・地域資源の価値化  
・交流の拡大

—鶴岡ルネサンス宣言—

「市民・地域・行政の協調・協力による総合力の発揮により持続可能な希望あふれる鶴岡をつくる」

- 地場の可能性をのばす創造文化都市
- 人と人の繋がりから交流人口を拡大する観光文化都市
- 「知」を活かす学術文化都市
- 暮らし環境を整える安心文化都市
- 自然と共に生きる森林文化都市

- 鶴岡市行財政改革大綱
- 同大綱に基づく実施計画

— 総合計画 後期基本計画 —

— 総合計画 3ヵ年実施計画 —

# 施策の展開方向

## 1 重点方針

### (1) 鶴岡ルネサンス宣言に基づくまちづくりの推進

(まちづくりの柱として5つの文化都市をめざした鶴岡の未来を創造する成長戦略の推進)

### (2) 人口減少対策の推進

- ① 総合的な少子化対策（出会いから結婚・妊娠・出産・育児まで切れ目ない支援による安心して生み育てられる環境の整備）
- ② 産業の振興と創出（新たな産業の創出や意欲ある起業者の支援等による雇用機会の拡大と若者の定着促進）
- ③ 移住定住の促進（地域への愛着醸成と魅力や情報の発信、希望者への総合的な支援による移住定住の促進）

## 2 施策の大綱（基本計画の体系）に基づく主な重点施策

### 市民生活

地域コミュニティの維持・活性化、結婚に向けた活動への支援、地域防災体制の確保・強化、消防機能の整備・充実、適切なおみ処理・ごみ減量等の推進、再生可能エネルギーの導入拡大、環境保全に関する取組みの推進等

### 農林水産

担い手の育成確保、地域特性を生かした農業振興、環境に配慮した農業の振興、鳥獣被害対策の推進、地域産木材の活用促進、森に親しむ機会の創出、漁港・漁場の整備・充実、農商工観・産学官連携による農林水産業の6次産業化食育・地産地消の推進等

### 健康福祉

少子化対策の推進、保育サービス及び保育施設の充実、健診受診率の向上をめざした施策の推進、がん研究を生かした健康・医療地域づくり、福祉コミュニティの構築、高齢者の地域支援体制の整備、地域医療連携の推進、荘内病院の機能充実等

### 商工観光

雇用対策の推進、バイオを核とした高度な産業集積の促進、鶴岡シルクタウンの推進、中心市街地の活性化、新産業の創出、新しい観光・広域観光の推進、温泉街等の魅力向上と賑わい創出、観光客の受入環境の充実、食文化創造都市の推進等

### 教育文化

適正な学校規模・配置の実現、教育相談及び特別支援教育体制の強化、学校施設・機能の整備充実、市民の芸術活動の環境の充実、市民スポーツの振興、慶應先端研の研究開発の促進、高等教育機関への支援と連携促進、豊かな自然のなかでの子ども育成等

### 社会基盤

中心市街地・まちなかの機能充実、高速交通ネットワークの整備促進、道路除雪体制の整備、公共交通輸送対策事業の推進、空き家対策の推進、住宅の耐震化の推進、既存ストックの維持管理と有効活用、上下水道の整備と適正管理、雨水対策の推進等

## 3 地域振興のビジョンに基づく施策の推進

## 4 計画の推進

- 市民・地域・行政の協調・協力による総合力の発揮
- 地方分権改革への対応と行財政改革の推進
- 地域の実態を踏まえた国などへの提言要望

# 1 重点方針

## (1) 鶴岡ルネサンス宣言に基づくまちづくりの推進 ～中核的施策の推進～

総合計画の具現化に向け、これからのまちづくりの柱となる「鶴岡ルネサンス宣言」を本市の未来を創造する成長戦略に据え、それに基づく施策を推進します。

### 1 地場の可能性を伸ばす「創造文化都市」

本市にある様々な地場の資源を生かして、産業や文化を中心とする本市の可能性を伸ばしていくこと

施策名	主な取り組みの概要
若年層の雇用対策	<p>○若者への就業支援 鶴岡地区雇用対策協議会と連携し新卒者の地元就職を促進するとともに、ワークサポートルームに若者就職支援員を配置し若年者の就職を支援する。</p>
地域資源を生かした全市的に取り組む地域の産業、文化の振興	<p>○ユネスコ食文化創造都市の推進 地域の食文化を観光、飲食業、農林水産業、食品製造業等の産業振興や学術振興に生かすため、市民・事業者と連携し推進事業に取り組むとともに、ユネスコ創造都市ネットワークへの加盟をはじめとした国内外との交流を推進する。</p> <p>○シルクタウン・プロジェクトの推進 絹織について、全国で本市にだけ一貫した工程が残されているという価値を重視し、産業のみならず文化的・伝統的側面をあわせた形での振興発展を目指す鶴岡シルクタウン・プロジェクトを推進する。</p> <p>○文化会館の整備 文化会館整備基本計画に基づき、舞台芸術を中心とした市民の多様な文化活動を支え、担い手を育み、芸術文化性を高めるための芸術文化の拠点を目指し、文化会館の改築整備を推進する。</p>

施策名	主な取組みの概要
中心市街地の活性化	<p>○中心市街地活性化の取組みの推進</p> <p>民間事業者と行政・市民が連携・協力して中心商店街及び中心市街地の活性化を図るため、第2期中心市街地活性化基本計画の策定と低未利用地の活用に向けた土地利用の検討を進めるとともに、意欲ある商店街や商業者の取組みを支援する。</p>
農商工観連携、産学官連携による農林水産業の6次産業化	<p>○農林水産業の6次産業化</p> <p>農林水産業の6次産業化に向け、先進事例の調査・研究による情報の共有化や事業アイデアの芽出し支援、創意工夫あふれる事業の具現化支援など、熟度に応じた加工、販売、連携事業の支援を行いつつ、6次産業化の新たな活動の展開により新規の雇用創出を図る。</p>
環境に配慮した農業の振興	<p>○環境保全型農業の推進</p> <p>地域の資源や特性を最大限に生かした、消費者に高く評価される安全・安心でおいしい農産物の提供を推進するため、環境保全型農業推進計画に基づき優良堆肥の安定的な生産流通を進めながら、環境にやさしい農業（有機・特別栽培・農薬を減らす取組み）の普及拡大を図る。</p>
食育及び地産地消の推進	<p>○地産地消の仕組みづくり</p> <p>「食育・地産地消推進計画」を基本に、鶴岡市食育・地産地消推進協議会における事業や、地元農林水産物の学校給食での利用を推進する「オール鶴岡産給食会」など、食育・地産地消の推進に向けた取組みを推進する。</p>

2

## 人と人の繋がりから交流人口を拡大する「観光文化都市」

人と人のつながりを大切にして集客・交流の拡大を図ること

施策名	主な取り組みの概要
温泉地や宿坊街の魅力向上と賑わいの創出	<p>○温泉地や宿坊街の魅力向上 温泉地や宿坊街の観光協会と連携しながら、新たな体験メニューや景観向上、イメージアップ事業の実施などを通して、温泉地や宿坊街の周辺での楽しみや温泉地内での回遊性を高め、賑わいを創出する。</p>
既存観光地の再生及び観光資源の磨き上げ	<p>○高速道路開通を契機とした観光誘客の推進 日本海東北自動車道（あつみ温泉IC～鶴岡JCT間）の開通を契機に、各観光地等に一層の誘客が図られるよう、近県の関係機関とも連携を強化していくとともに、IC周辺を整備し観光誘客の推進を図る。</p> <p>○加茂水族館の利用促進を通じた交流人口の拡大 リニューアルした加茂水族館「クラゲドリーム館」を、海を多面的に活用する貴重な学習・展示施設として利用するとともに、中核的観光拠点施設として活用し、交流人口の拡大を図る。</p>
新しい観点からの観光振興	<p>○着地型、滞在型、体験型等の観光振興 観光ニーズの多様化に対応するため、地域の自然・歴史・文化・食などの地域資源を生かし鶴岡らしい特徴ある「鶴岡ツーリズム」を開発するなど、テーマ観光や体験型観光を一層充実させ、観光誘客を推進する。</p> <p>○インバウンド対応の充実 今後増大が見込まれる外国人観光客（インバウンド）を積極的に誘致するため、受入環境の充実を図り、関係機関と連携しながら誘客を促進する。</p>

施策名	主な取組みの概要
高速交通基盤整備の促進、 利便性の向上	○高速交通ネットワークの整備促進 庄内開発協議会等の広域団体の活動を通し、日沿道県境区間整備、羽越本線高速化・安定輸送、庄内空港利便性向上等の推進を図る。
広域連携を生かした観光 メニューの充実	○広域連携を生かした観光の充実 山形・新潟・秋田3県の10市町村をエリアとする日本海きらきら羽越観光圏の誘客事業を積極的に展開するとともに、山形DCの効果を持続させ安定的な観光誘客による交流人口の拡大を図る。

3

## 「知」を活かす「学術文化都市」

高等教育機関の集積を本市の戦略的資源として地域振興に生かし、新時代における都市の品格を高めようとする

施策名	主な取組みの概要
バイオクラスターの形成	<p>○慶應先端研の研究成果を市民の健康長寿に生かす取組み 慶應先端研が実施する「鶴岡みらい健康調査」に支援し、市民の健康づくりを推進する。</p> <p>○バイオを核とした産業集積の促進 慶應先端研が世界をリードするメタボロームなどのバイオ技術を生かしたベンチャー企業等による産業化を加速する仕組みや推進体制を整備するとともに、地域企業が連携した新産業開拓などの戦略的取組みを推進する。</p> <p>○若い人材の育成と誘致 次代の生命科学やバイオ関連産業を担う人材の発掘と育成のため高校生バイオサミット等を実施するとともに、鶴岡南高校が採択されたスーパーサイエンススクール等への協力など、人材の定着や流入が促進されるよう人材育成に関する事業を支援する。</p>
地域の産学官連携による事業推進	<p>○産学官連携の推進 山形大学農学部地域産学官連携協議会、鶴岡高専技術振興会、東北公益文科大学大学院等の活動を通して、研究開発機能の強化と地域産業との産学官連携を促進する。</p>
高等教育機関の連携	<p>○高等教育機関の連携の促進 本市に立地する四つの高等教育機関の効果的な連携方策について調査・検討し、連携を推進する。</p>

施策名	主な取組みの概要
健診受診率の向上をめざした施策の展開	<p>○健康診査の充実による健康づくり意識の啓発 働きざかりの年代に対し受診機会の拡大を図り、疾病の予防と早期発見、早期治療につなげるとともに、生活習慣病予防の意識啓発を図る。</p>
地域コミュニティ活性化の推進	<p>○地域コミュニティ推進計画の策定（新規） 本市の地域コミュニティの維持・活性化の方向性を定めた「鶴岡市地域コミュニティ基本方針」の推進に向け、各地域単位の「地域コミュニティ推進計画（仮称）」（平成27年度策定予定）を策定し、地域の特色や事情に配慮した施策を展開する。</p> <p>○地区担当職員制度等の活用 地域の活性化に向けた住民主体の地域づくりを支援するため、地域の事情に即した地区担当職員制度の活用を図るとともに、災害時に各地域の被害状況の把握や災害対策本部・住民自治組織との連携を図るため、地区指定職員制度の活用を図る。</p>
空き家対策の推進	<p>○空き家の適正管理と有効活用 老朽化等により適正管理や解体を求めていく必要がある空き家について、条例に基づき適切な指導・勧告等を行うとともに、民間組織と連携し空き家の有効活用や密集住宅地の空き家、空き地、狭あい道路の一体的な整備を推進する。</p>

施策名	主な取組みの概要
公共交通輸送対策事業の推進	<p>○生活交通基盤の整備・充実</p> <p>「鶴岡市地域公共交通総合連携計画」に基づき、実情にあった効率的で持続可能な地域公共交通体系を構築するため、バス事業者と連携し幹線の維持に努めるとともに、地域の主体的な取組みによる新しい公共交通システムの構築に向けた取組みを支援する。</p>
福祉・介護体制の充実	<p>○障害者相談支援センターを核とした相談体制の整備</p> <p>障害者相談支援センターを基幹相談支援センターとし、相談体制の充実を図り、障害者が地域のなかで安心して生活できる社会を構築する。</p> <p>○医療と介護の連携及び高齢者の地域支援体制の構築</p> <p>高齢者が在宅医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターの機能を強化するとともに、医療と介護の多職種協働による連携体制の構築を推進する。</p>
安全安心な医療の提供	<p>○地域医療連携の推進</p> <p>医療施設の医療情報ネットワーク加入を促進するとともに、各機関における医療連携パスの運用拡大を図り、医療提供体制の充実を図る。</p> <p>○医師の確保と看護体制の充実</p> <p>医療提供体制の充実を図るため、臨床実習生の受入れや大学医学部医局等への要望、オープンホスピタル事業、修学資金の貸与、合同説明会への積極的な参加などにより医師、研修医の確保と定着を図るとともに、看護師の研修の充実等により看護技術のスキルアップを図る。</p>

施策名	主な取組みの概要
自然災害に強いまちづくりの推進	<p>○土木構造物の長寿命化の推進  橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の点検、補修、架け替えを行うとともに、トンネル点検に基づく修繕計画を策定するなど、土木構造物の長寿命化を図ります。</p> <p>○防災拠点施設の強化  災害時に避難所となる小中学校、コミュニティセンター等に対し、地域グリーンニューディール基金を活用した太陽光発電設備や蓄電設備を導入するとともに、発電機、投光器等の防災資器材の適正配置を図る。</p> <p>○災害情報システムの整備（新規）  災害発生時に迅速な情報収集と市民への情報提供を行うシステムの検討を行い、早期対応と二次災害の防止を図る。</p> <p>○学校施設の改築・耐震化の実施  小中学校施設の耐震及び改良工事、修繕などを計画的に実施する。</p>
市民スポーツの振興	<p>○スポーツ推進計画の推進  市民スポーツの振興のため、「鶴岡市スポーツ推進計画」に基づき、健康・生涯スポーツの推進や施設整備など、スポーツ環境の整備を図る。</p>

5

## 自然と共に生きる「森林文化都市」

恵まれた自然を生かし、自然と共に生きる地域づくりを推進すること

施策名	主な取組みの概要
森に代表される自然とのふれあい、保全、学びの促進	<p>○森に親しむ機会の提供及び施設整備の推進 豊かな自然環境を生かし、「つるおか森の時間」の開催などにより気軽に森林の魅力を体験できる機会を提供するとともに、森歩きを楽しむため「森の散歩道20選」などの普及啓発や環境整備を実施する。</p> <p>○庄内自然博物館構想の推進 高館山、大山上池・下池、隣接する都沢の湿地一帯をフィールドとした自然学習や環境学習について、自然学習交流館を拠点としながら自然環境学習プログラム等の充実や環境保全活動及び湿地の恵の活用を推進する。</p> <p>○豊かな自然のなかでの子どもの育成 森林などの自然環境での様々な体験を通じて子どもの豊かな感性や健康な心と体を養うため、森の保育事業など自然に親しみながら学ぶ機会を提供する</p>
持続可能な森林経営基盤の整備	<p>○集約化施業及び生産基盤整備の推進 小規模零細林家の経営基盤強化を図るため、集約化施業を推進するとともに、林道・作業道等の路網の整備を推進し、生産コストの低減と経営の安定化を図る。</p>
地域産材の活用促進	<p>○地域産材の活用促進 市民の地域産材に対する関心を高めるため、地域産木材の公共施設での利用や民間建築物での利用を促進する。</p>

施策名	主な取組みの概要
再生可能エネルギーの導入拡大	<p>○地域に活力をもたらす再生可能エネルギーの導入</p> <p>本市の恵まれた地域資源や特性を生かし、小規模水力発電や太陽光発電、木質バイオマス活用などにより、森林の振興や雇用の創出など地域の活性化につながる再生可能エネルギーの導入を推進する。</p>
過疎地域における集落活動などの支援	<p>○集落支援員・地域おこし協力隊の配置</p> <p>朝日・温海地域に集落支援員を配置し、集落内での多様な課題について検討を行い、これからも集落に住み続けるための住民同士の話し合いを推進するとともに、地域おこし協力隊を配置しながら、地域の実践活動を推進し、集落間の連携と活性化を図る。</p>

## (2) 人口減少対策の推進

(※人口減少対策の推進につきましては、現在検討中の項目もあることから、変更となる場合もあります。)

全国的に人口減少が進むなか、本市の人口減少を抑え、持続可能な希望あふれる地域社会を構築するため、「総合的な少子化対策の推進」、「移住定住の促進」、「産業の振興と創出」を施策の大きな柱とし、まず早急に取り組む事業を5つのプロジェクトとして展開する。併せて、庁内関係課が連携した「鶴岡市人口減少対策総合戦略会議」を中心に長期的な視野に立った対応策を並行して検討し、国の地方創生関連事業や県の人口減少対策における支援制度等の動向も注視しながら、積極的に人口減少対策を推進する。

### ① 総合的な少子化対策の推進

安心な子育て環境を整備するとともに、出産・育児への不安解消と子どもを持つことへの喜びを醸成するため、結婚から妊娠・出産・育児の切れ目ない支援や仕事と家庭の両立に関する支援、また少子化対策に関する普及啓発に取り組む。

#### プロジェクト 1 結婚・妊娠・出産・育児の総合支援プロジェクト

結婚から育児まで、切れ目のない支援を行うことで、安心して生み育てられる環境を整備する

施策名	主な取組みの概要
結婚支援の充実・強化	<p>○婚活支援事業の推進 結婚を希望する未婚の男女が結婚に向けた活動を行いやすい環境づくりを社会全体で進め、地域ネットワークを活用した出会いの場を創出する。</p> <p>○つるおか婚シェルジュの養成（新規） 結婚を希望する男女に個別に世話役をする「つるおか婚シェルジュ」を養成し、地域全体で結婚を後押しする環境を整える。</p>

施策名	主な取り組みの概要
<p>安心安全な妊娠と出産</p>	<p>○不妊治療への助成 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費用の助成を行うことにより経済的負担の軽減を図る。</p> <p>○妊婦サポート事業の推進（新規） 妊婦届出をした妊婦に対し、必要に応じて助産師が電話相談や家庭訪問等による支援、情報提供を行い、安心して出産できる環境を整備する。</p>
<p>子育て支援の充実</p>	<p>○パパママ教室事業の推進 妊娠・出産・子育てについて、夫婦で理解を深め知識を習得してもらうため、妊婦シュミレーションや沐浴など体験学習を中心にした参加型教室を開催し、母親・父親になるための支援と妊娠・出産・子育てに関する不安の軽減を図る。</p> <p>○子育てデビューサポート事業の推進（新規） 初めて出産・子育てをする妊婦や家庭をサポートするため、育児講座、育児サークル体験講座、子育てサポーターの訪問等の支援を行い、孤立感や負担感を軽減し、安心して子育てできる環境を整備する。</p> <p>○家事支援ニーズモニター調査の実施（新規） 妊娠中又は産後間もない時期における家事や育児への支援の仕組みを検討するためモニター調査を実施し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整備する。</p>
<p>子育て支援の充実</p>	<p>○保育料、子どもの医療費の負担軽減 子育てに関する相談・支援体制及び保育サービスを充実し、家庭や地域社会のなかでの子どもの健やかな育ちを支えるとともに、第3子以降の保育料無料化や中学生までの医療費無料化を継続し、子育てしながら働きやすい環境を整える。</p>

## プロジェクト 2 仕事と家庭の両立支援プロジェクト

育児休業や子育てに関する支援制度の普及啓発を図るとともに、育児休業取得を促進する支援制度を創設し、仕事と家庭生活の両立を支援する。

施策名	主な取組みの概要
育児休業・子育て支援制度の周知・啓発	<p>○中小企業等への説明会の開催（新規）</p> <p>育児関係法制度や助成制度、山形県の子育て応援企業認定制度、市の子育て支援施策等について、関係機関とも協力・連携しながら普及啓発を図る。</p>
育児休業の取得促進	<p>○育児休業の取得促進（新規）</p> <p>育児休業取得を推進するため、市の建設工事参加者の格付の際に仕事と家庭生活の両立を支援している企業へ加点する制度などにより事業主を支援し、働きながら育児をしやすい環境を整える。</p>
事業所内保育施設等設置構想の検討	<p>○工業団地地域等への事業所内保育施設設置等の検討（新規）</p> <p>地域内企業や子どものいる家庭に対し、保育に関する調査を実施するとともに、国の支援制度を活用した企業等の保育所整備促進の検討を行う。</p>
放課後児童対策の推進	<p>○放課後子ども総合プランの推進</p> <p>全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の運営を支援する。また、双方一体型の運用の取組みを進めるとともに、学校の空きスペースなどの活用も検討し実施場所の確保を図る。</p>

施策名	主な取組みの概要
<p>幼児期の教育・保育の充実</p>	<p>○幼児期の教育・保育の体制確保 子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえ、教育・保育の受け皿の整備を図る。</p> <p>○認定こども園の普及 幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持つ「認定こども園」の設置を促進し、幼保一元化の取組みを推進する。</p> <p>○地域の子育て支援の充実 すべての子育て家庭を対象に、「一時預かり」や「地域子育て支援拠点」など地域の様々な子育て支援サービスの充実を図る。</p>

### プロジェクト 3 少子化対策の普及啓発プロジェクト

子どもへの愛着の醸成や妊娠、出産、子育て等にかかる情報の発信などの普及啓発に取り組み、将来に向けた安心・安全な出産・子育てを推進する。

施策名	主な取組みの概要
子どもへの愛着の醸成	<p>○赤ちゃんとの触れ合い機会の提供 子どもに対する愛着や子どもを持つことの喜びを醸成するため、社会福祉協議会と連携し、高校生等に対し赤ちゃんとの触れ合いの機会を提供するなど、将来に向けた出産・子育てへの意欲を育てる。</p>
相談体制・情報提供の充実	<p>○妊婦サポート事業の推進（新規） 妊娠届出をした妊婦に対し、必要に応じて助産師が電話相談や家庭訪問等による支援や情報提供を行い、安心して出産できる環境を整備する。</p> <p>○子育てデビューサポート事業の推進（新規） 初めて出産・子育てをする妊婦や家庭をサポートするため、育児講座、育児サークル体験講座、子育てサポーターの訪問等の支援を行い、孤立感や負担感を軽減し、安心して子育てできる環境を整備する。</p> <p>○妊娠・出産・子育て支援一連のホームページの活用（新規） 妊娠期から出産・子育て期までの支援策等を情報発信するホームページを開設するとともに、市民等からの相談にも対応できるようにするなど、内容の充実を図る。</p> <p>○中小企業等への説明会の開催（新規） 育児関係法制度や助成制度、山形県の子育て応援企業認定制度、市の子育て支援施策等について、関係機関とも協力・連携しながら普及啓発を図る。</p>

施策名	主な取組みの概要
地域で子育てを支援する機運の醸成	<p>○地域子育て推進シンポジウムの開催（新規）</p> <p>地域全体で子育てを支援する意識の醸成を促進するため、子育て家庭のみならず広く市民を対象にしたシンポジウムを開催し、子育てについての知識や理解を深め、子育ての実情や課題について考える機会を提供する。</p>
家庭教育の推進	<p>○家庭教育に関する学習機会の提供</p> <p>教育の基本である家庭教育を支援するため、学校、保育所等の保護者に対する家庭教育講座の実施や絵本の読み聞かせ指導を行うなど、家庭の教育力向上や親子のふれあい推進に資する情報や機会を提供する。</p>
地域関係機関の連携の推進	<p>○地域が連携した子育て支援の推進</p> <p>「鶴岡市すこやかな子どもを育てるネットワーク推進委員会」等を中心に、地域の関係機関が連携しながら、講演会や出前懇談会、広報活動など、市民や地域への情報発信を行う。</p>

## ② 移住定住の促進

首都圏等からの移住定住人口の増加と、地元出身者のUターンを促進するため、受入れ・相談態勢の整備や積極的な情報発信、ふるさとを愛する人材の育成を図る。

### プロジェクト 4 移住定住の促進

幼少期から地域への愛着を育むとともに、首都圏在住者等へのUターン情報等の積極的発信や雇用・住宅の環境整備を進め、本市への移住定住を促進する。

施策名	主な取組みの概要
地域への愛着の醸成	<p>○ふるさと鶴岡の学習の推進 郷土の自然や歴史、文化、産業等について積極的に学び、「ふるさと」を愛する心を育む活動を推進する。</p> <p>○鶴岡市子ども像の実践 鶴岡市子ども像に基づく子どもたちを育成するため、全児童生徒に対し「論語」に親しむ教材を配布し、教職員へ指導講習を行うなど、学校教育と社会教育の連携による実践活動を強化する。</p>
首都圏等からの移住定住者の誘導	<p>○移住定住促進サイトの活用（新規） 本市への移住定住を誘導するため、移住定住相談に係る総合的な情報を一元化したホームページを活用し、各種情報の発信に取り組む。</p> <p>○移住定住促進ガイドブックの作成（新規） 本市への移住定住を誘導するため、移住定住を検討している方に向け、相談窓口や本市での暮らしの情報などを掲載したガイドブックを作成する。</p> <p>○ふるさと会の活用 本市出身者によるふるさと会の活動を支援するとともに、移住定住の促進につながる活動についてふるさと会と連携し、推進する。</p>

施策名	主な取組みの概要
移住定住を促進する機能の整備	<p>○総合的な移住定住相談機能の整備（新規） 本市への移住希望者の総合的な相談窓口機能を整備し、移住希望者のニーズにきめ細かに対応しながら、移住を促進する。また、移住希望者が安定した生活を営み定住できるようにするため、地元でのスモールビジネスやソーシャルビジネスなどの「ナリワイづくり」を専門にサポートする機能を整備する。</p>
移住者の就業促進	<p>○実践型地域雇用創造の推進 「食から職」をテーマに地域の特色ある飲食店の魅力を高めPRするイベント等を展開するとともに、食文化に関する各種実践セミナーなどの開催を通じ、地域の優れた食文化を活かした雇用を創造する。</p> <p>○遊休不動産の利活用による雇用創出（新規） 空き家、空き施設等の遊休不動産の再生を通じて、まちの新しい仕事を生み出す実践スクールを開催し、地域や全国からの参加者による実際の物件を生かした起業を促進する。</p> <p>○農林水産業への就業支援 国県等の就業支援給付金や研修・助成制度、市独自の設備導入支援などを活用し、農林水産業への新規就業を促進する。</p>
移住者の住環境整備	<p>○空き家、空き地を活用したまちなか居住の促進（新規） 空き家を寄附により取得し、子育て世代や移住希望者に住宅用地として供給することにより、街中居住を促進する。</p> <p>○空き家の有効活用・住宅リフォーム支援 婚姻や出産、移住した市民が行う地域産材を活用した住宅改良や耐震化を支援し、住環境を整備する。</p>

### ③ 産業の振興と創出

定住人口の維持・増加を図るため、本市の知的資源や地域資源・特性を生かし、また、パイオニア精神や起業家魂といった企業風土を呼び起こし、新しい時代にあった起業を促すとともに、首都圏等から若手ベンチャーを誘導することにより産業の創出、振興に取り組む。

#### プロジェクト 5 起業するなら鶴岡・チャレンジプロジェクト

本市におけるバイオの知的資源や地域資源・特性を生かした、起業による仕事づくり、産業おこしを促進する。

施策名	主な取り組みの概要
バイオの知的資源を生かした起業促進	<p>○首都圏からの若手ベンチャーの誘致（新規） 本市で活動しているベンチャー企業の躍進状況や先端研究産業支援センターの立地、起業に関する支援策など、本市の起業環境をPRするセミナーなどを首都圏で開催し、新たな若手ベンチャーを誘致する。</p> <p>○若手ベンチャーの活動支援（新規） 若手ベンチャー企業が先端研究産業支援センターで活動するための支援策を検討し、若手起業家の集積を促進する。</p>
地域資源・特性を生かした仕事づくり支援	<p>○仕事づくりへの意欲と基礎的意識の形成促進（新規） 地域の資源や得意なことを生かしたスモールビジネスを目指す若者や女性を対象として、そのヒントを得るための講座・勉強会・ワークショップや相互に自由な交流を促進するための機能・環境を整備する。</p>
関係機関とのネットワークによる創業支援	<p>○関係機関と連携した創業支援（新規） 庄内産業振興センターをワンストップ窓口として、鶴岡商工会議所、出羽商工会等の関係機関によるネットワークを形成し、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要な要素に応じて、各機関の強みを生かした創業支援を行う。</p>

## 2 施策の大綱（基本計画の体系）に基づく主な重点施策

### 第1章 市民生活分野

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

施策名	主な取組みの概要
地域コミュニティ活性化の推進	<p>○地域コミュニティ推進計画の策定（新規） 本市の地域コミュニティの維持・活性化の方向性を定めた「鶴岡市地域コミュニティ基本方針」の推進に向け、各地域単位の「地域コミュニティ推進計画（仮称）」（平成27年度策定予定）を策定し、地域の特色や事情に配慮した施策を展開する。</p> <p>○地区担当職員制度等の活用 地域の活性化に向けた住民主体の地域づくりを支援するため、地域の事情に即した地区担当職員制度の活用を図るとともに、災害時に各地域の被害状況の把握や災害対策本部・住民自治組織との連携を図るため、地区指定職員制度の活用を図る。</p>
広域なコミュニティ活動の推進	<p>○総合的な地域活動拠点となる地域活動センター等の整備 地域の力を結集して地域課題に対応するため、概ね小学校区等を単位とした広域的なコミュニティ組織を育成するとともに、総合的な地域活動拠点となる地域活動センター等を整備する。</p>
コミュニティ活動拠点の整備	<p>○コミュニティセンター等の整備 老朽化したコミュニティセンターについて、地域の現状、課題を把握し、コミュニティセンターの機能、役割及び整備方法などについて調査・検討を進めるとともに、各地域の地区公民館について地域活動センター等への移行にあわせ、計画的に改修等を進める。</p>

施策名	主な取組みの概要
自主防災組織の育成と消防団との連携強化	<p>○自主防災活動体制の整備 指導者講習会や、自主防災組織連絡協議会を通じた防災研修などを通して、自主防災組織の育成と支援を図る。</p> <p>○自主防災組織と消防団の連携の強化 災害時の協力体制を強固なものとするため、自主防災組織、消防団及び消防団OB等の防災関係団体との連携強化を図る。</p>
地域の防災体制の確保・強化	<p>○自主防災組織の育成と支援 地域住民が災害時に迅速な避難行動がとれるよう、講習会等を通じ自主防災組織の体制強化を図るとともに、町内会単位での避難行動体制の整備を支援する。</p> <p>○津波・土砂災害ハザードマップの作成 自然災害などに対応するため、土砂災害ハザードマップや津波ハザードマップを整備するとともに、整備したハザードマップを活用し防災訓練の充実を図る。</p> <p>○防災拠点施設の強化 災害時に避難所となる小中学校、コミュニティセンター等に対し、地域グリーンニューディール基金を活用した太陽光発電設備や蓄電設備を導入するとともに、発電機、投光器等の防災資器材の適正配置を図る。</p> <p>○災害情報システムの整備（新規） 災害発生時に迅速な情報収集と市民への情報提供を行うシステムの検討を行い、早期対応と二次災害の防止を図る。</p>

施策名	主な取組みの概要
消防・救急体制の強化	<p>○消防機能の整備・充実 老朽分署の整備について検討し、必要な整備を進めるとともに、消防救急出動に欠くことのできない常備消防車両の計画的配備及び非常備消防車両や地域の消防施設等の整備により、消防機能の充実を図る。</p> <p>○救急救命体制の整備 救急患者の救命率の向上と救急業務の高度化に対応するため、救急隊員の育成を推進するとともに、講習会等を通じて応急手当技術の市民への普及を図る。</p> <p>○消防団員の確保 地域の消防防災力の強化を図るため、消防団協力事業所表示制度の普及などにより消防団に対する事業所からの一層の理解と協力を得られる環境を整備し、団員の確保に努める。</p>
新たな廃棄物処理施設の整備構想の策定	<p>○新たな廃棄物処理施設の整備構想の策定 排熱を利用した効率的なエネルギー利用など、環境に配慮した新たな廃棄物処理施設の整備基本計画を策定する。</p>
ごみ減量・リサイクルの推進	<p>○ごみ減量化・資源化の推進 市民と事業者が連携し、廃棄物の排出抑制、再使用、再資源化の一層の推進を図るとともに、新たな一般廃棄物処理基本計画の策定を進める。</p>
再生可能エネルギーの導入拡大	<p>○地域に活力をもたらす再生可能エネルギーの導入 本市の恵まれた地域資源や特性を生かし、小規模水力発電や太陽光発電、木質バイオマス活用などにより、森林の振興や雇用の創出など地域の活性化につながる再生可能エネルギーの導入を推進する。</p>

施策名	主な取組みの概要
資源循環型社会への転換と地球温暖化防止対策の推進	<p>○省資源・省エネルギーの推進 環境フェアや親子環境教室などの環境教育の推進や市民に対する普及啓発活動を通じて、省資源・省エネルギー意識の向上を図る。</p> <p>○地球温暖化対策実行計画の推進 第2次鶴岡市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の庁舎・施設における省エネルギー・省資源化の取組みを推進し、温室効果ガスの排出量削減に取り組む。</p>
自然環境の保全	<p>○庄内自然博物館構想の推進 高館山、大山上池・下池、隣接する都沢の湿地一帯をフィールドとした自然学習や環境学習について、自然学習交流館を拠点としながら自然環境学習プログラム等の充実や環境保全活動及び湿地の恵の活用を推進する。</p>

◎鶴岡市一般廃棄物処理基本計画における数値目標

・ごみ総量	H16:47,558t ⇒ H27:38,065t	<u>現在(H25)</u> 43,979t	・市民一人あたり	H16:600g ⇒ H27:540g	<u>現在(H25)</u> 639g
・生活系ごみ排出量	H16:31,601t ⇒ H27:26,506t	<u>現在(H25)</u> 31,236t	・リサイクル率	H16:14.6% ⇒ H27:18.9%	<u>現在(H25)</u> 13.8%
・事業系ごみ排出量	H16:15,957t ⇒ H27:11,559t	<u>現在(H25)</u> 12,743t	・資源回収量	H16:6,009t ⇒ H27:5,788t	<u>現在(H25)</u> 4,452t
・施設資源化率	H17:70% ⇒ H27:65%	<u>現在(H25)</u> 61.6%			

◎鶴岡市地球温暖化対策実行計画における数値目標

・温室効果ガスの排出削減	H22:45,900t ⇒ H29:43,605t	<u>現在(H26.3)</u> 43,084t
--------------	---------------------------	--------------------------

## 第2章 健康福祉分野

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

施策名	主な取組みの概要
幼児期の教育・保育の充実	<p>○幼児期の教育・保育の体制確保 子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえ、教育・保育の受け皿の整備を図る。</p> <p>○認定こども園の普及 幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持つ「認定こども園」の設置が推進されるよう支援し、幼保一元化の取組みを推進する。</p> <p>○地域の子育て支援の充実 すべての子育て家庭を対象に、「一時預かり」や「地域子育て支援拠点」など地域の様々な子育て支援サービスの充実を図る。</p>
放課後児童対策の推進	<p>○放課後子ども総合プランの推進 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の運営を支援する。また、双方一体型の運用の取組みを進めるとともに、学校の空きスペースなどの活用も検討し実施場所の確保を図る。</p>

施策名	主な取組みの概要
健診受診率の向上をめざした施策の展開	<p>○健康診査の充実による健康づくり意識の啓発 働きざかりの年代に対し受診機会の拡大を図り、疾病の予防と早期発見、早期治療につなげるとともに、生活習慣病予防の意識啓発を図る。</p>
鶴岡みらい健康調査の実施	<p>○慶應先端研の研究成果を市民の健康長寿に生かす取組み 慶應先端研が実施する「鶴岡みらい健康調査」に支援し、市民の健康づくりを推進する。</p>
市民との協働による福祉コミュニティの構築	<p>○新たな地域福祉計画の策定 地域住民が主体となり地域の福祉課題解決を図る取組みを推進するとともに、新たな地域福祉計画の策定に向けた取組みを進める。</p> <p>○地域福祉の推進体制の支援とリーダー養成 地域福祉の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会や民生児童委員への支援を強化するとともに、住民主体のまちづくりを促進するため新たな地域福祉リーダーを養成する。</p>

## ◎いきいき健康つるおか21保健行動計画における数値目標

## 各種がん検診の受診率

・ 胃がん	H23:32.6%⇒H30:50.0%	現在(H26.3)	39.6%
・ 大腸がん	H23:35.4%⇒H30:50.0%	現在(H26.3)	38.9%
・ 子宮がん	H23:38.4%⇒H30:50.0%	現在(H26.3)	40.6%
・ 乳がん	H23:37.4%⇒H30:50.0%	現在(H26.3)	37.7%
・ 肺がん	H23:38.5%⇒H30:50.0%	現在(H26.3)	41.5%

## ◎いきいき健康つるおか21保健行動計画における数値目標

## 各種がん検診の要精検者の受診率

・ 胃がん	H23:94.7%⇒H30:100%	現在(H26.3)	95.47%
・ 大腸がん	H23:70.4%⇒H30:100%	現在(H26.3)	71.0%
・ 子宮がん	H23:69.1%⇒H30:100%	現在(H26.3)	72.6%
・ 乳がん	H23:85.0%⇒H30:100%	現在(H26.3)	81.7%
・ 肺がん	H23:78.0%⇒H30:100%	現在(H26.3)	75.1%

施策名	主な取組みの概要
生活課題に対する相談・支援体制の充実	<p>○生活困窮者の支援（新規） 生活困窮者自立支援法の施行にあわせ、生活困窮者の相談窓口の設置や就労支援を行い、早期の自立を促進する。</p>
障害者の自立生活の実現	<p>○障害者相談支援センターを核とした相談体制の整備 障害者相談支援センターを基幹相談支援センターとし、相談体制の充実を図り、障害者が地域のなかで安心して生活できる社会を構築する。</p>
介護保険施設と介護予防の充実	<p>○介護保険事業計画の推進 第6期介護保険事業計画に基づき、在宅と施設のバランスを考慮したサービス提供基盤の整備を図る。</p> <p>○介護予防の充実 高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、健康教室の実施や介護要望推進のボランティア養成などを行い、予防の支援や環境を整備を行う。</p>
認知症支援策の充実	<p>○認知症に関する早期診断・早期対応の推進（新規） 認知症の発症や進行を可能な限り予防するため、地域全体で認知症の人やその家族を支える仕組みづくりを行う。また、医師会等と連携し、早期発見、早期対応を図り、認知症総合対策（オレンジプラン）に掲げる事業に取り組み、認知症になっても安心して暮らし続けられる支援体制を構築する。</p>

施策名	主な取組みの概要
高齢者を支える地域包括ケア体制の整備	<p>○医療と介護の連携及び高齢者の地域支援体制の構築</p> <p>高齢者が在宅医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターの機能を強化するとともに、医療と介護の多職種協働による連携体制の構築を推進する。</p>
安全安心な医療の提供	<p>○「かかりつけ医」制度の普及</p> <p>日常的な健康管理も含めた「かかりつけ医」の重要性について研修会や広報を通じて周知を図り、普及に努める。</p> <p>○在宅医療の充実</p> <p>南庄内緩和ケア推進協議会、医師会等と連携し、相談や支援機能の充実を図り、患者と家族が安心して在宅で医療を受けながら暮らせる環境を整備する。</p> <p>○地域医療連携の推進</p> <p>医療施設の医療情報ネットワーク加入を促進するとともに、各機関における医療連携パスの運用拡大を進め、医療提供体制の充実を図る。</p> <p>○医師の確保と看護体制の充実</p> <p>医療提供体制の充実を図るため、臨床実習生の受入れや大学医学部医局等への要望、オープンホスピタル事業、修学資金の貸与、合同説明会への積極的な参加などにより医師、研修医の確保と定着を図るとともに、看護師の研修の充実等により看護技術のスキルアップを図る。</p>

### 第3章 教育文化分野

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

施策名	主な取組みの概要
教育相談・特別支援教育体制の強化	<p>○教育相談体制の強化            小学校へのスクールカウンセラーの派遣や、教育相談センターにおける不登校児童生徒に対する適応指導教室の運営など、教育相談や適応指導體制を強化するとともに、Q-U検査の実施により、いじめ、不登校、学級崩壊等の発見や予防を図る。</p> <p>○特別支援教育体制の強化            特別支援教育に関する研修の拡充、学校教育支援員・教育相談員の配置、小学校スクールカウンセラーの活用を進め、特別支援教育推進体制を整備する。</p>
学習指導要領への的確な対応と学習環境の充実	<p>○教育機器の整備            児童生徒の情報活用能力を育成するため、パソコン等の教育機器の整備やICT機器を活用した授業づくりを進めるとともに、小学校における外国語活動の教科化に向け、ALTの有効活用と教員の指導力向上を図る。</p>
適正な学校規模・配置の実現	<p>○学校適正配置基本計画の推進            望ましい学校の規模、施設整備、学区、通学方法、学校配置などについて総合的な検討・審議を行うとともに、再編統合が決まった地域に対する閉校関連経費の支援や児童の交流事業を実施する。</p>

施策名	主な取組みの概要
学校施設・機能の整備・充実	<p>○小中学校施設の耐震化 小中学校施設の耐震化及び改良工事、修繕などを計画的に実施する。</p> <p>○小中学校施設の改築整備 老朽化が著しい小中学校の校舎及び体育館を計画的に改築整備する。</p>
慶應先端研の世界最先端の研究開発の促進	<p>○学術研究機能の集積 バイオクラスター形成の中核となる慶應先端研の世界トップレベルの研究教育活動を山形県と共同して支援する。</p>
高等教育機関の連携の促進	<p>○高等教育機関の連携促進 本市の恵まれた高等教育機関の集積を生かし、その連携を強化充実することで「知の拠点」としての効果存分に発揮し、地域の産業振興、文化・学術振興、人材育成等を推進する。</p>
多様な学びの機会の提供と市民の学習活動の推進	<p>○学びの機会の提供 市民のニーズに応じた生涯学習講座の開催や鶴岡致道大学の開催など多様な市民の学びの機会を提供する。</p> <p>○生涯学習の推進 公民館をはじめとする社会教育施設などにおいて、学習情報の提供、学習機会の提供を行い、市民の生涯学習活動を推進する。</p>

◎鶴岡市建築物耐震改修促進計画における数値目標

・小中学校の耐震化率 H19:54.0%⇒H29:100% 現在(H27.3予定) 97.1%

施策名	主な取り組みの概要
豊かな自然のなかでの子ども育成	<p>○小学校でのスキー教室の推進（新規）</p> <p>子どもたちがウィンタースポーツを体験することにより、ふるさとの豊かな自然を理解し、生涯にわたりスポーツに親しむ意欲を高める。</p>
歴史的文化資源の保存・継承と活用	<p>○歴史的文化資源の保存・継承</p> <p>本市の特色ある文化資源を保存・伝承・公開・活用し文化の継承に努めるとともに、松ヶ岡開墾場や丸岡城跡史跡公園等の整備など適切な保存管理とあわせて、観光面での活用等による地域活性化を推進する。</p>
市民の芸術活動の環境の充実	<p>○文化会館の整備</p> <p>文化会館整備基本計画に基づき、舞台芸術を中心とした市民の多様な文化活動を支え、担い手を育み、芸術文化性を高めるための芸術文化の拠点を目指し、文化会館の改築整備を推進する。</p>
市民スポーツの振興	<p>○スポーツ推進計画の推進</p> <p>市民スポーツの振興のため、「鶴岡市スポーツ推進計画」に基づき、健康・生涯スポーツの推進や施設整備など、スポーツ環境の整備を図る。</p>

## 第4章 農林水産分野

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

施策名	主な取組みの概要
新規就農者・農業後継者の自立支援とネットワークづくり	<p>○認定農業者の育成・確保 意欲ある認定農業者については、「人・農地プラン」の中心経営体へ位置付けし、農業経営改善計画に基づく取組みを支援する。</p> <p>○新規就農者・農業後継者の支援 新規就農者への青年就農給付金や農業用機械施設の導入、農地の取得などを支援し、農業経営の早期安定を図る。</p>
地域の特性を生かした農業振興の推進	<p>○地域の特性を生かした農業の推進 米政策の見直しを踏まえ、水田フル活用ビジョンを基本に、主食用米をはじめ、飼料用米などの非主食用米や土地利用型作物の生産を着実に進めるとともに、園芸作物、畜産などの各分野も加え、生産の合理化・経営の安定化を図りながら地域の特性を生かした農業の振興を推進する。</p>
環境に配慮した農業の振興	<p>○環境保全型農業の推進 地域の資源や特性を最大限に生かした、消費者に高く評価される安全・安心でおいしい農産物の提供を推進するため、環境保全型農業推進計画に基づき優良堆肥の安定的な生産流通を進めながら、環境にやさしい農業（有機・特別栽培・農薬を減らす取組み）の普及拡大を図る。</p>

### ◎鶴岡市農業・農村振興計画における数値目標

・新規就農者数	H22:19人⇒H30:30人	現在(H26.3) 31人
・認定農業者数	H22:1,680人⇒H30:1,500人	現在(H26.3) 1,597人
・集落営農組織数	H22:26組織⇒H30:50組織	現在(H26.3) 26組織
・農地集積率	H22:63.8%⇒H30:80.0%	現在(H26.3) 64.5%
・耕作放棄率	H22:3.3%⇒H30:2.5%	現在(H26.3) 3.03%

施策名	主な取り組みの概要
中山間地域の農業活性化	<p>○中山間地域の農業活性化</p> <p>中山間地域等直接支払制度の効果的な活用に向けた周知・普及と円滑な事業推進を図るとともに、地域条件に適した作物の生産を振興する。</p>
地域の特性を生かした産地づくり	<p>○在来作物の種子維持と消費拡大</p> <p>地域に残る豊富な在来作物の種子の維持・保存を図り、生産の継続と振興、また伝統的農業と食文化を活用した消費の拡大を図る。</p>
鳥獣被害防止対策の推進	<p>○鳥獣被害防止対策の推進</p> <p>鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会との連携のもと、鳥獣被害対策実施隊の円滑な運営により、農作物への被害防止を図るとともに、捕獲従事者の確保を支援する。</p>

◎鶴岡市鳥獣被害防止計画における数値目標

・被害の軽減目標カラス(被害面積)	H24: 16.2ha⇒H28: 14.6ha	現在(H25.3) 14.8ha
・被害の軽減目標カルガモ(被害面積)	H24: 0.9ha⇒H28: 0.8ha	現在(H25.3) 0.6ha
・被害の軽減目標ニホンザル(被害面積)	H24: 14.1ha⇒H28: 12.7ha	現在(H25.3) 7.3ha

施策名	主な取組みの概要
森林資源の有効な活用	<p>○持続可能な林業経営の推進 小規模な個人所有林の集約を進めるとともに、林道、作業道等を整備し木材生産コストの低減を図り、持続可能な林業経営を推進する。</p> <p>○森林環境の保全 松くい虫等の森林病害虫による被害の拡大を防ぐため、被害木の伐採や薬剤散布等により適切な防除対策を進めるとともに、市民や企業などのボランティアによる森林保全活動により森林環境の保全を図る。</p> <p>○地域産材の活用促進 市民の地域産材に対する関心を高めるため、地域産木材の公共施設での利用や民間建築物での利用を促進する。</p> <p>○木質バイオマスの利活用 未利用間伐材の新たな需要先となる木質バイオマス発電に燃料（未利用間伐材）を安定的に供給するシステムを構築するほか、ペレット等による木質バイオマスの熱利用を進め、森林資源のバイオマス利用を推進する。</p>
安定した漁業経営の推進	<p>○漁港・漁場の整備・充実 安定した漁業経営の推進のため、市管理漁港整備計画に基づき漁港の整備を行うとともに、イワガキ増殖施設の整備や藻場の保全活動を推進する。</p> <p>○漁業所得の向上 魚価の安値傾向が続くなか、漁業所得向上のために漁業者や県漁協等の関係機関と連携し、新たな水産物加工品開発と販路拡大の取組みを進める。</p>

施策名	主な取組みの概要
漁業後継者・新規就業者の 独立支援	○漁業の担い手の確保 山形県漁業就業者確保育成協議会と連携し、漁業就業希望者の長期研修や体験漁業を実施するとともに、漁船、漁具の購入費等の独立経営経費に助成するなど漁業新規就業者の独立自営化等を支援します。
豊かな海づくりの推進	○全国豊かな海づくり大会を通じた水産業の振興 海の環境、水産資源の保全や水産業の振興を目的とした「全国豊かな海づくり大会」の開催を通し、本市の豊かな水産資源等の魅力について幅広く情報発信し、本市水産業の振興を図る。
農山漁村地域の交流人口 の拡大	○グリーンツーリズム等の推進 地域資源を生かした鶴岡らしい特徴のある「鶴岡ツーリズム」を開発や、受け入れ体制を整備し、交流人口を拡大し地域の活性化を図る。
農商工観連携、産学官連携 による農林水産業の6次 産業化	○農林水産業の6次産業化の推進 農林水産業の6次産業化に向け、先進事例の調査・研究による情報の共有化や事業アイデアの芽出し支援、創意工夫あふれる事業の具現化支援など、熟度に応じた加工、販売、連携事業の支援を行うとともに、6次産業化の新たな活動の展開により新規の雇用創出を図る。
食育及び地産地消の推進	○地産地消の仕組みづくり 「食育・地産地消推進計画」を基本に、鶴岡市食育・地産地消推進協議会における事業や、地元農林水産物の学校給食での利用を推進する「オール鶴岡産給食会」など、食育・地産地消の推進に向けた取組みを推進する。

◎鶴岡市食育・地産地消推進計画における数値目標

・学校給食における鶴岡産野菜の利用率	⇒H28:50%	現在(H26.3) 30.9%
・ " 地元産魚介類の利用率	H23:22.2%⇒H30:30%	現在(H26.3) 19.8%

## 第5章 商工観光分野

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

施策名	主な取組みの概要
若年者の雇用対策の推進	<p>○若者への就業支援</p> <p>鶴岡地区雇用対策協議会と連携し新卒者の地元就職を促進するとともに、ワークサポートルームに若者就職支援員を配置し若年者の就職を支援する。</p>
競争力のある企業の集積	<p>○既存企業の投資促進</p> <p>企業立地促進法に基づく支援措置や事業場設置助成制度の活用をPRするとともに、新製品開発等に対する支援を行い、地域企業が事業拡張や競争力を強化しやすい環境を整備する。</p>
企業立地と取引拡大をめざす首都圏との人材ネットワークの構築	<p>○首都圏との人材ネットワークの構築</p> <p>首都圏の地元出身者や縁のある者から構成された「ふるさと鶴岡産業活性化懇談会」を通して、企業動向の情報収集に努め、市内工業団地への企業立地と地元企業との取引拡大を図る</p>
中小企業の経営支援	<p>○中小企業の経営支援</p> <p>融資あっせんや信用保証料の補給制度などにより中小企業者の事業資金の円滑な調達環境を整える。</p>
産業構造の変化に対応したキャリア形成	<p>○人材育成の推進</p> <p>地域企業の事業展開を促進するため、庄内産業振興センター等が行う中核的人材の育成や企業人材の職業能力開発を支援する。</p>

施策名	主な取組みの概要
地域の強みを生かした地力ある産業の振興	<p>○バイオを核とした産業集積の促進</p> <p>慶應先端研が世界をリードするメタボロームなどのバイオ技術を生かしたベンチャー企業等による産業化を加速する仕組みや推進体制を整備するとともに、地域企業が連携した新産業開拓などの戦略的取組みを推進する。</p>
中心市街地の活性化	<p>○中心市街地活性化の取組みの推進</p> <p>民間事業者と行政・市民が連携・協力して中心商店街及び中心市街地の活性化を図るため、第2期中心市街地活性化基本計画の策定と低未利用地の活用に向けた土地利用の検討を進めるとともに、意欲ある商店街や商業者の取組みを支援する。</p>
新しい分野のビジネス創出	<p>○新たなニーズに対応したビジネスの創出</p> <p>コミュニティビジネスなどの新たなニーズに対応したサービス産業や、今後成長が期待される環境・エネルギー分野の産業など、新たな分野でのビジネス創出の可能性について調査検討する。</p>
鶴岡シルクのブランド化と一貫生産の実現	<p>○シルクタウン・プロジェクトの推進</p> <p>絹織について、全国で本市にだけ一貫した工程が残されているという価値を重視し、産業のみならず文化的・伝統的側面をあわせた形での振興発展を目指す鶴岡シルクタウン・プロジェクトを推進する。</p>

◎鶴岡市中心市街地活性化基本計画における数値目標

- ・中心商業地区の自転車歩行者通行量(休日) H17:5,590人⇒H24:8,600人 現状(H25.9)4,161人
- ・中心商店街の空店舗数 H19:56店舗⇒H24:48店舗 現状(H25.7)48店舗

施策名	主な取り組みの概要
食文化創造都市の推進	<p>○ユネスコ食文化創造都市の推進 地域の食文化を観光、飲食業、農林水産業、食品製造業等の産業振興や学術振興に生かすため、市民・事業者と連携し推進事業に取り組むとともに、ユネスコ創造都市ネットワークへの加盟をはじめとした国内外との交流を推進する。</p>
多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進と賑わい創出	<p>○着地型、滞在型、体験型等の観光振興 観光ニーズの多様化に対応するため、地域の自然・歴史・文化・食などの地域資源を生かし鶴岡らしい特徴ある「鶴岡ツーリズム」を開発するなど、テーマ観光や体験型観光を一層充実させ、観光誘客を推進する。</p> <p>○効果的な観光情報の発信 本市の観光資源のPRとリピーターにつながる誘客を促進するため、インターネットの活用等、効果的な観光情報の発信を図るとともに、新たに建設される商工会議所会館（仮称）内に観光情報提供機能を整備することで交流人口の拡大を図る。</p> <p>○広域連携を生かした観光の充実 山形・新潟・秋田3県の10市町村をエリアとする日本海きらきら羽越観光圏の誘客事業を積極的に展開するとともに、山形DCの効果を持続させ安定的な観光誘客による交流人口の拡大を図る。</p> <p>○温泉地や宿坊街の魅力向上 温泉地や宿坊街の観光協会と連携しながら、新たな体験メニューや景観向上、イメージアップ事業の実施などを通して、温泉地や宿坊街の周辺での楽しみや温泉地内での回遊性を高め、賑わいを創出する。</p>

施策名	主な取組みの概要
観光客の受入環境の充実	<p>○受入環境の整備</p> <p>本市の観光資源はそれぞれが点在しているため、二次交通（鶴岡に来てからの交通手段）を充実させるとともに、観光案内機能の再整備を推進する。</p>
外国人観光客の誘客の推進	<p>○インバウンド対応の充実</p> <p>今後増大が見込まれる外国人観光客（インバウンド）を積極的に誘致するため、受入環境の充実を図り、関係機関と連携しながら誘客を促進する。</p>

◎鶴岡市中心市街地活性化基本計画における数値目標

・主要な観光施設年間観光入込み客数 H18:157,100人⇒H24:212,100人 現状(H25.3):161,300人

◎日本海きらきら羽越観光圏整備計画における数値目標（本市含む秋田県・山形県・新潟県内の10市町村が対象）

・観光入込み客数 H19:1,765万人⇒H25:2,030万人 現状(H25.3):1,718万人

・宿泊者数 H19:176万人⇒H25:187万人 現状(H25.3):72万人

## 第6章 社会基盤分野

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

施策名	主な取組みの概要
適切な土地利用と開発方針	<p>○適切な土地利用と快適な市街地の形成</p> <p>都市計画のマスタープランとなる持続可能な都市像を示す「都市再興基本計画」を策定するとともに、計画的な土地利用を推進し、また、市街化区域内大規模未利用地となっている茅原地区は土地区画整理事業により計画的に市街地形成を図る。</p>
地域の特性を生かした景観形成	<p>○個性豊かなまちづくりの推進</p> <p>鶴岡市歴史的風致維持向上計画に基づいた鶴岡公園周辺、手向地区、松ヶ岡地区等において、歴史・伝統・文化・自然等の特性を生かしたまちづくりを推進する。</p>
中心市街地・まちなかの機能充実と魅力の向上	<p>○賑わいのある中心市街地の形成</p> <p>鶴岡駅前のマリカ東館や商業施設跡地の有効な活用や、鶴岡公園シビックコア地区など中心市街地の整備、鶴岡公園の整備等により、まちなか機能の充実を図る。</p>
高速交通基盤整備の促進、利便性の向上	<p>○高速交通ネットワークの整備促進</p> <p>庄内開発協議会等の広域団体の活動を通し、日沿道県境区間整備、羽越本線高速化・安定輸送、庄内空港利便性向上等の推進を図る。</p>
主要幹線道路の整備促進	<p>○主要幹線道路等の整備促進</p> <p>国道7号、国道112号、国道345号の防災・交通安全対策の強化、狭あい区間の整備促進や主要地方道、一般県道の未改良区間の整備促進に向け関係機関へ要望していくとともに、外環状道路、都市内幹線道路の整備を促進する。</p>

施策名	主な取組みの概要
土木構造物長寿命化	<p>○土木構造物の長寿命化の推進</p> <p>橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の点検、補修、架け替えを行うとともに、トンネル点検に基づく修繕計画を策定するなど、土木構造物の長寿命化を図ります。</p>
道路除雪体制の整備	<p>○除雪体制の整備</p> <p>冬季間の安全で円滑な交通確保のため、除雪機械を計画的に更新・増強しながら防雪・除雪対策を的確に進めるとともに、雪寄せ場の確保などを行い市民と協働した除雪体制づくりを推進する。</p>
公共交通輸送対策事業の推進	<p>○生活交通基盤の整備・充実</p> <p>「鶴岡市地域公共交通総合連携計画」に基づき、実情にあった効率的で持続可能な地域公共交通体系を構築するため、バス事業者と連携し幹線の維持に努めるとともに、地域の主体的な取組みによる新しい公共交通システムの構築に向けた取組みを支援する。</p>
住宅セーフティネットの整備・維持保全	<p>○市営住宅の保全・改修等</p> <p>低所得者等の住宅困窮者に対する住宅セーフティネットとして「市営住宅等長寿命化計画」に基づき市営住宅の維持保全を図るとともに、鶴岡市居住支援協議会と連携し空き家等の民間住宅ストックの活用を促進する。</p>
空き家対策の推進	<p>○空き家の適正管理と有効活用</p> <p>老朽化等により適正管理や解体を求めていく必要がある空き家について、条例に基づき適切な指導・勧告等を行うとともに、民間組織と連携し空き家の有効活用や密集住宅地の空き家、空き地、狭あい道路の一体的な整備を推進する。</p>

施策名	主な取り組みの概要
地域の活性化につながる住宅整備の促進	<p>○地域の活性化につながる住宅整備の促進</p> <p>新設住宅着工戸数が減少傾向にある中で、地域経済の活性化につながる地元の工務店・大工等による地域産木材を活用し、地域環境に配慮した住宅建設を促進するとともに、住宅における再生可能エネルギー活用やバリアフリー化、耐震安全性の確保を推進する。</p>
雨水対策の推進	<p>○浸水対策の促進</p> <p>大雨による冠水被害を防止するため、幹線排水路工事等を行い対策を強化する。</p>
河川及び砂防施設の整備	<p>○防災基盤の強化と地域防災力の確保</p> <p>災害から市民の生命財産を守るため、国・県による河川改修や砂防・地すべり・急傾斜地崩壊対策事業を推進する。</p>
安全な水道水の安定供給	<p>○水道管の更新と耐震化の推進</p> <p>老朽化した配水管の改良工事を推進し、水道水の安定供給を図るとともに、荘内病院等の災害拠点施設への配水管の耐震化を優先的に進める。</p>
下水道の整備促進	<p>○下水道の整備促進</p> <p>下水道の整備と浄化センター施設等の改築・修繕を計画的に実施し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。</p>

◎鶴岡市水道ビジョンにおける数値目標

・管路の耐震化率 H20:8.2%⇒H28:9.8%      現状(H26.3):9.68%

◎鶴岡市建築物耐震改修促進計画における数値目標

・住宅の耐震化率 H19:51.7%⇒H27:90.0%      現状(H26.4):71.37%

・公営住宅の耐震化率 H19:88.9%⇒H27:100%      現状(H24.4):88.90%

・特定建築物の耐震化率 H19:69.4%⇒H27:90.0%      現状(H24.4):77.60%

・庁舎等(庁舎・消防)の耐震化率 H19:57.8%⇒H27:100%      現状(H24.4):61.00%

### 3 地域振興のビジョンに基づく施策の推進

市町村合併の理念である「多様性の発揮」を実現するため、それぞれの地域の持つ特性を最大限に生かした個性豊かな地域づくりを進め、真にいきいきと暮らし続けることができる活力に満ちた豊かな地域社会をめざす。

施策名	主な取組みの概要
地域振興に関する協議会の開催	各地域の課題等について協議し、その解決策や地域の活性化策について提言、意見等をいただきながら、それぞれの地域の振興を推進する協議会を開催する。
地域振興対策会議の開催	各地域の課題解決に向けた重要事項の全市的な調整や地域活性化に関する方策の検討を進めるため、市長、副市長、支所長及び関係部長による地域振興対策会議を開催する。
地域間連携の推進	地域資源の更なる有効活用を図るため、本所・地域庁舎間及び地域庁舎間の連携事業を推進し、地域特性を生かした特色ある地域づくりを推進する。

## 地域振興計画等に基づく各地域の主な取組み

地域名	主な取組みの概要
藤島地域	<p>○農業関連資源を生かした地域振興 地域の主要な産業である農業を核とした「人と環境にやさしいまちづくり」を基本理念に、エコタウンプロジェクトを継続して推進するとともに、庄内農業高等学校と地域との連携の推進や、藤島地域の農業関連情報などをインターネットで紹介するなど、藤島地域の農産物の知名度アップと販路拡大を図る。</p> <p>○歴史公園の活用とふじの里づくりの推進 歴史公園の開園を契機にふじの魅力を感じられる里となるような各種取組みを展開し、交流人口の拡大を図るとともに、同公園や公共施設等の藤棚の維持管理について市民と行政が協働で取り組む体制を構築する。</p> <p>○伝統芸能の育成 市内各地に伝わる獅子踊りや神楽などの伝統芸能団体を招致し、鶴岡伝統芸能祭として披露の場を提供することで出演者の誇りややりがいを醸成する。それにより伝統芸能の担い手の育成を図るとともに、地域外からの誘客の拡大を図ることによって地域の振興につなげていく。</p>
羽黒地域	<p>○街並景観保全に向けた意識啓蒙と修景整備の推進 「歴史的風致維持向上計画」に基づき、手向地域の歴史的風致の維持向上に向けた調査を実施し、地域との協議も踏まえながら環境整備を図っていく。</p> <p>○松ヶ岡地域振興ビジョンの推進 地域が中心となり策定した「松ヶ岡地域振興ビジョン」に基づき具体的な史跡活用の計画づくり及び整備を推進するとともに、松ヶ岡地域が実施する講演会や体験活動等の取組みを支援する。</p>

地域名	主な取組みの概要
羽黒地域	<p>○出羽三山精進料理等を活用した観光誘客 出羽三山の精進料理をテーマに広報、誘客等の事業を展開し、関係機関や観光客への周知を図るとともに、門前町の旅館・宿坊と連携しながら観光客の受入体制を確立する。</p> <p>○映画ロケ支援等観光連携による滞在型観光の推進 映画ロケの誘致と撮影を支援し、ロケ地の魅力として地域の観光資源や産物等を全国へPRするとともに、羽黒地域の滞在型観光の環境整備を推進する。</p>
櫛引地域	<p>○フルーツの里ブランド化の推進 庄内地方で随一の多品目果樹産地として、国県事業などを積極的に活用しながら振興品種への改植や施設整備を進めるとともに、産直販売や加工、観光果樹園などとの相乗効果を高めつつ、担い手育成や6次産業化等に取り組みながら、フルーツの里としてのブランド化を一層推進する。</p> <p>○都市農村交流の推進と農家民宿の拡大 首都圏の小学校修学旅行受入やや大学生の農業体験受入れ等を契機に、本市や農業への理解促進を図り、地域の農産物等の販路拡大や交流人口の拡大を図るとともに、農業経営の安定につながる農家民宿の集積を促進し、その資質向上に向けた研修や新規開設を支援する。</p> <p>○歴史と文化の里整備 黒川能の後継者育成や保存伝承に対する機運醸成を図りながら、能や謡（うたい）、囃子の音や映像情報をデジタル化しての活用や、後世へ継承する記録資料の整備を支援する。また、貴重な歴史遺産である丸岡城跡史跡公園内に、その歴史性を紹介するガイダンス施設の整備を推進する。</p>

地域名	主な取組みの概要
朝日地域	<p>○山ぶどうや中山間地農産物の加工品開発の推進 朝日地域の山ぶどうは、地域を代表する特産品「月山ワイン」の原料となる特用林産物であり、新品種ワインの醸造や新たな加工品開発、消費拡大等に取り組むとともに、朝日地域の農産物の需要拡大を図るため、その加工品等の開発に取り組む。</p> <p>○自然体験学習活動の推進と自然を活用した交流人口の拡大 大鳥自然の家などの施設を活用し、ヒメサユリの植栽や既存植物の育成等を行うほか、各小学校でのスキー教室の開催など、自然体験学習活動を推進するとともに、大鳥池湖畔においてヒメマスの子魚を放流するなどし、釣り人や登山客等の地域への交流人口の拡大を図る。</p> <p>○移住定住の促進 少子高齢化、転居・転出などに伴う人口減少による自治機能の低下に歯止めをかけ、山間・豪雪地にあっても後継者が定住できる集落づくりを支援するため、集落支援員を配置し集落対策を推進するとともに、過疎対策として地域おこし協力隊を配置し定住促進を図る。</p>
温海地域	<p>○地域特産品の活用と育成 地域のトップブランドである「焼畑あつみかぶ」にふさわしい品質や量を確保するための生産体制を構築し、ブランド力の更なる向上を図るとともに、地元自治会や森林組合、慶應先端研、行政が連携する「しなの花活用プロジェクト研究会」を支援し、しなの花を活用した新たな特産品開発を推進する。</p> <p>○交流人口の拡大と活動環境の整備 豊かな地域資源を活用し、体験型旅行や教育旅行の受入れによる交流人口の拡大を図るため、その受入窓口となる地域協議会やNPO法人等の主体的な活動体制の構築を支援するとともに、自然体験教室や指導者養成講座の開催により人材の育成を図り活動環境を整備する。</p>

地域名	主な取組みの概要
温海地域	<p>○温泉街の賑わいづくりの推進</p> <p>温泉街の賑わいを創出するため、店舗への「のれん」や「イーゼル」の設置、おもてなしまつりの開催など、情緒を演出する取組や地元商店街の活性化につながる取組みを支援するとともに、住民参加によるおもてなしを実践し「そぞろ歩きの楽しいあつみ温泉」のまちづくりを推進する。</p>

## 4 計画の推進

### (1) 市民・地域・行政の協調・協力による総合力の発揮

市民、地域、行政の協調・協力により総合力を発揮して市政運営を行うため、下記の取組みを進める

施策名	主な取組みの概要
「車座ミーティング」の実施	市長と市民が直接に交流・対話をし、その声を市政に生かす。
「鶴岡パートナーズ」の実施	市民や民間事業者などと市が協働で事業を実施する取組みを進める。
「鶴岡サポーターズ」の拡充	ふるさと寄附金への協力者、観光大使、ふるさと鶴岡産業活性化懇談会の会員など、鶴岡の支援者である方々を「鶴岡サポーターズ」と位置付け、その拡充を図るとともに、ふるさと寄附金の返礼制度導入により、地域特産物のブランド化と販路拡大を推進するほか、情報提供等により移住定住を促進する。
「鶴岡まちづくり塾」の実施	若い世代の市民の活力を地域づくりに生かすため、鶴岡総合研究所鶴岡まちづくり塾による活動を進める。
男女共同参画計画の推進	性別にかかわらず個性と能力が社会で一層発揮されるように、男女共同参画社会の形成に関する取組みを進める。

## (2) 地方分権改革への対応と行財政改革の推進

行政ニーズが複雑多様化するとともに地方分権改革が推進されるなかで、自立的かつ効果的な施策の実施に向けて行政機能の充実強化とともに、より簡素な行財政運営を図るため、下記の取組みを進める

施策名	主な取組みの概要
行財政改革大綱及び同実施計画の推進	市の行財政改革大綱及び同実施計画について、行財政改革推進委員会の意見、助言を得ながら所管部署と連携し、その着実な実施を図る。
政策検討会議の実施	中長期及び分野横断といった観点から取り組むべき政策課題について調査検討する。
定住自立圏構想の推進	庄内南部定住自立圏共生ビジョンに定めた具体的連携事業を進捗管理し、推進するとともに、関係自治体と協議を行いながらビジョンの見直しを図る。
庁舎機能の充実	羽黒庁舎の老朽化に伴い、地域振興や地域防災の拠点機能を備えた施設として改築し、機能充実を図る。
職員の資質向上	職員の総合的な人材育成を図るため、人材育成基本方針に基づきレベルアップのための研修や地域活動への参加促進等を行いながら、職員の資質・能力の向上を図る。

### **(3) 地域の実態を踏まえた国などへの提言要望**

国・県において地域の実態をきめ細かく踏まえながら制度・政策を立案・実施していくことが難しくなっていることから、市として地域の実態を踏まえながら具体的な制度・政策を積極的に国・県に対して提言・要望する。

# 新市建設計画(案)

南庄内合併協議会  
(平成16年12月策定)

鶴岡市  
(平成27年3月変更)

## 目 次

	頁
I 序論 .....	1
1 合併の必要性 .....	2
2 計画策定の方針 .....	4
II 新市の概況 .....	5
1 位置と地勢 .....	6
2 気候 .....	6
3 面積 .....	6
4 人口 .....	6
5 世帯 .....	7
III 主要指標の見通し .....	11
1 人口 .....	12
2 世帯 .....	13
IV 新市建設の基本方針 .....	15
1 新市の基本理念 .....	16
2 新市の将来像 .....	17
3 新市の基本目標 .....	19
4 行財政システムの再構築 .....	22
5 土地利用の方針 .....	24
V 新市の施策 .....	27
1 美しく快適な南庄内らしい基盤整備 .....	28
2 教育と研究の知的基盤整備による新市の核づくり .....	32
3 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大 .....	34
4 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出 .....	36
5 お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築 .....	41
6 安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり .....	42
7 安全な地域づくりと資源循環型社会の実現 .....	45
8 学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり .....	47
VI 新市における県事業の推進 .....	49
VII 公共施設の適正配置と整備 .....	51
VIII 財政計画 .....	53

# I

# 序論

南庄内の6つの市町村は、住民の福祉向上、産業・教育・文化振興のため、それぞれ積極的に努力を重ね、物心両面の豊かな地域づくりを進めてきています。しかし、これからさらに高度化・多様化する住民の要求や、非常に難しくなる地域課題に対し、今後ともしっかりと応えていくには、市町村合併は避けて通れないといわれており、この6市町村で構成する「南庄内合併協議会」を設け、諸々の課題について鋭意協議を重ねてきました。この「新市建設計画」は、その協議の一環として、この6市町村が1つの市として発足した場合、前面に掲げて取り組む新市のまちづくりのビジョン、その実現のための基本方針や課題を明らかにするため策定しました。

## **1 合併の必要性**

全国の特に関東地方の市町村は、いま、社会・経済の大きな変革の中で、かつてなく難しい、しかし未来のために必ず解消すべき3つの課題に直面しており、少しでも早くこれを乗り越え、明るい新時代を開いていくため、積極的に歩み出す必要に迫られています。この南庄内の市町村も同様の状況に置かれています。

### **(1) 新時代が求める行政ニーズに応える**

これから、人口の少子高齢化と地域人口の減少がさらに進みます。また産業の国際化・競争が激化しており、これから新たな振興策を進めなければ、産業・地域経済の活力は停滞・衰微しかねません。さらに住民の要求は、高齢者福祉や安心・安全対策をはじめ、文化・教育、環境問題など色々な分野で、量的に増えるばかりでなく、質的に高度化、多様化していくと予想されます。行政は、このように高度な要求にきちんと応えてサービスを提供できるように、能力を結集・向上させ、体制を整えるなど、行政機能を大幅に充実・強化していく必要があります。

### **(2) 財政の規模抑制、効率的運営下での行政責務の遂行**

国と地方の財政は、経済成長の停滞の中で、歳出規模を圧縮するとともに、地方に対する国の支援も大幅に抑制されると予想され、地方財政はさらに厳しい効率的運営を迫られています。今後、高度化しつつ増大するニーズに対し、

行政サービスを適切に提供していくため、これまで以上の行財政改革を進め、民間との新たな協働関係も築きながら、行政の責務をきちんと果たしていく必要があります。

### **(3) 地方分権の受け皿の整備**

国や県が行ってきた事務・事業を市町村に移譲する時代が来ていますので、その移譲を受け、国や県が行っていた行政サービスに劣ることなく、きちんと担っていく必要があります。

これらは、市町村合併をするかどうかにかかわらず、どこの市町村も取り組む必要がある課題です。しかしこれに、現在の市町村のまま単独で取り組もうとしても、十分な課題解決ができない団体はかなり生ずると想定されます。従って、私たち南庄内の6つの市町村は、まず今般の法的措置による合併を進め、管理部門の縮小合理化を進める一方、新たな住民要求に応え、より充実したサービスを提供できるよう、政策担当職員の能力の結集・資質の向上を促し、また効率のよい執行体制を整え、市民の皆さんや民間の方々と協調しながら、担うべき役割を積極的に果たしていきたいと考えます。

ここに、そのために必要な建設計画を策定したところです。

## **2 計画策定の方針**

### **(1) 計画の趣旨**

この計画は、新市のまちづくり、住民のニーズに応える行政サービスを供給することについて、新市全体として、さらには市内における個々の地域レベルで取り組む必要がある方策の基本方針、基本構想、課題を明らかにするために策定しました。この計画を基に、新市の一体的振興・発展と、個別地域ごとの特性を生かした振興・発展、住民福祉の充実・向上が図られるよう期待しています。

### **(2) 計画の構成**

この計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策、公共施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

### **(3) 計画の期間**

本計画の期間は、平成17年度から平成32年度までとします。

# II

## 新市の概況

## 1 位置と地勢

新市は、山形県の西北部にある庄内地方の南部に、新潟県に接して位置しています。

新市の北部には庄内平野が広がり、赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が貫流しています。この庄内平野の東部から南部にかけては、出羽丘陵、朝日連峰、摩耶山系の山岳丘陵地帯となり、一方、西部は日本海に面し、約42km にわたって磯浜が形成されています。

## 2 気候

新市は、暖流である日本海の対馬海流の影響をうけ、夏季は南東季節風により晴天が多く高温となり、冬季は北西季節風により曇天や降雪、積雪が多いという特徴を示す日本海側気候区に属します。

なお、気象庁が公表している1981年から2010年の過去30年間における気象状況は、年平均気温12.5℃、最高気温37.6℃、最低気温-11.3℃、年平均降水量2,097.5mm、年平均日照時間1,472.2時間となっています。

【資料：気象庁鶴岡観測所データ】

## 3 面積

新市は、東西約 43km、南北約56km におよび、総面積は1,311.51km<sup>2</sup>となります。

土地の利用状況（平成24年利用区分別面積）をみると、森林が956.97km<sup>2</sup>で約73%、農用地が183.50km<sup>2</sup> で約14%、宅地が33.60km<sup>2</sup>で約3%となっています。

【資料：平成24年山形県統計年鑑】

## 4 人口

新市の人口は、昭和40年より減少基調にあり、昭和50年から昭和55年にかけて増加したものの、再び減少し、平成22年の国勢調査では136,623人となっています。

年齢三階層別人口の割合をみると、年々、年少人口が減少し老年人口が増加する傾向があり、年少人口の構成比率は平成12年の15.2%が、平成22年には12.8%に減少し、老年人口の構成比率は平成12年の23.7%が、平成22年には

28.7%と増加しています。また、就業者人口は第一次産業就業者が一貫して減少し、第二次産業就業者は平成7年までは増加していましたが、それ以降は減少傾向にあり、第三次産業就業者はほぼ増加傾向にありましたが、平成22年には減少に転じています。

【資料：国勢調査】

## 5 世帯

新市の世帯数は、核家族化の進展により年々増加し、昭和40年の34,748 世帯が平成22年には45,514世帯となり、対昭和40年比で3割以上増加しています。

【資料：国勢調査】

**表 1 人口と世帯の推移**

(単位：人、世帯)

区 分	S40	S45	S50	S55	S60
総人口	159,562	153,173	150,348	153,330	152,636
総世帯数	34,748	36,051	37,565	39,389	39,865
1世帯当りの人員	4.59	4.25	4.00	3.89	3.83

区 分	H2	H7	H12	H17	H22
総人口	150,840	149,509	147,546	142,384	136,623
総世帯数	40,882	42,581	44,382	45,493	45,514
1世帯当りの人員	3.69	3.51	3.32	3.13	3.00

**表 2 年齢階層別人**

(単位：人／%)

区 分	S40	S45	S50	S55	S60
総人口	159,562	153,173	150,348	153,330	152,636
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
年少人口 0～14歳	45,033	36,860	33,311	32,278	30,940
	28.22	24.06	22.16	21.05	20.27
生産年齢人口 15～64歳	103,267	102,869	101,060	102,003	99,932
	64.72	67.16	67.22	66.53	65.47
老年人口 65歳以上	11,262	13,444	15,932	19,049	21,763
	7.06	8.78	10.6	12.42	14.26
年齢不詳	0	0	45	0	1
	0.00	0.00	0.03	0.00	0.00

区 分	H2	H7	H12	H17	H22
総人口	150,840	149,509	147,546	142,384	136,623
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
年少人口 0～14歳	28,024	25,132	22,446	19,698	17,527
	18.58	16.81	15.21	13.83	12.83
生産年齢人口 15～64歳	97,026	93,726	90,011	84,922	79,640
	64.32	62.69	61.01	59.64	58.29
老年人口 65歳以上	25,782	30,647	35,020	37,630	39,222
	17.09	20.50	23.73	26.43	28.71
年齢不詳	8	4	69	134	234
	0.01	0.00	0.05	0.09	0.17

表3 産業（大分類別）15歳以上就業者人口

(単位：人／%)

区 分	S40	S45	S50	S55	S60
就業者合計	76,390	78,531	74,427	77,506	77,078
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第一次産業	31,474	27,790	20,448	16,854	14,873
	41.20	35.39	27.47	21.75	19.30
第二次産業	14,888	17,174	19,818	23,075	24,822
	19.49	21.87	26.63	29.77	32.20
第三次産業	29,974	33,510	34,160	37,557	37,331
	39.24	42.67	45.90	48.46	48.43
分類不能	54	57	1	20	52
	0.07	0.07	0.00	0.03	0.07

区 分	H2	H7	H12	H17	H22
就業者合計	77,706	77,581	74,997	71,557	65,987
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第一次産業	11,814	9,359	7,857	7,656	6,566
	15.20	12.06	10.48	10.70	9.95
第二次産業	27,834	28,041	26,700	22,292	19,645
	35.82	36.14	35.60	31.15	29.77
第三次産業	38,033	40,167	40,406	41,463	39,298
	48.94	51.77	53.88	57.94	59.55
分類不能	25	14	34	146	478
	0.03	0.02	0.05	0.20	0.72



# Ⅲ

## 主要指標の 見通し

## 1 人口

### (1) 総人口

国立社会保障・人口問題研究所では、南庄内の6つの市町村における人口は、平成22年の136,623人（国勢調査）から、平成32年には122,805人に減少すると推計しております。

こうした中、新市では、結婚に向けた活動への支援や妊娠・出産・育児への切れ目のない支援のほか、若者の雇用促進や産業の振興、良好な生活環境や教育環境の整備、さらには移住・定住の促進など、総合的な少子化・人口減少対策を推進することにより今後5年間で約1,600人の増効果を見込み、人口の減少傾向の緩和を図ります。

平成32年の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値にこうした増効果を加え、124,400人と見通します。

### (2) 年齢別人口

新市における年齢別人口は、平成32年には、以下のようにになると予測されます。

年少人口については、総合的な人口減少対策の効果が期待されるものの、少子化の基調が続き14,500人に減少し、構成比も11.7%に低下するものと見込まれます。

生産年齢人口については、新規雇用の創出や移住定住促進による社会増に努めるものの、67,100人に減少し、構成比は53.9%となります。

老年人口は、総人口の減少傾向の中で、逆に42,800人と増加します。構成比も34.4%に上昇し、人口構造の高齢化が一層進行するものと見通されます。

### (3) 就業人口

就業人口は、総人口の減少と就業率の低下に伴い、平成32年には、57,400人に減少すると見込まれます。

この内、第一次産業は、就業者数、構成比とも減少し、それぞれ4,200人、7.3%となるものと見込まれます。また、第二次産業においては15,500人と就業者数が減少するとともに、構成比も27.0%に低下するものと推計されます。更に、

第三次産業については、就業者数が37,700人に減少しますが、構成比は伸び、65.7%になるものと見通されます。

## **2 世帯**

世帯については、人口の減少を上回っての核家族化等が進行し、平成32年の普通世帯は47,700世帯に増加するものと見込まれます。なお、1世帯当たり人員は2.52人と推計されます。

表1 将来の人口、世帯数などの見通し

(単位：人、世帯)

区 分	平成12年	平成22年	平成32年
総人口	147,546	136,623	124,400
年齢別人口			
年少人口 0～14歳	22,446 (15.2%)	17,527 (12.8%)	14,500 (11.7%)
生産年齢人口 15～64歳	90,011 (61.1%)	79,640 (58.3%)	67,100 (53.9%)
老年人口 65歳以上	35,020 (23.7%)	39,222 (28.7%)	42,800 (34.4%)
就業人口	74,997	65,987	57,400
第一次産業	7,857 (10.5%)	6,566 (10.0%)	4,200 (7.3%)
第二次産業	26,700 (35.6%)	19,645 (29.8%)	15,500 (27.0%)
第三次産業	40,406 (53.9%)	39,298 (59.6%)	37,700 (65.7%)
普通世帯数	43,702	44,871	47,700
1世帯当たり人員	3.31	2.96	2.52

※注1 平成32年における総人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値の122,805人に、新市における政策的増効果約1,600人を加えて推計した。

※注2 平成12年及び22年の数値は全て国勢調査の確定値による。

※注3 平成12年及び22年の年齢別人口に、年齢不詳分を加算していないため、総人口とは一致しない。

※注4 平成32年の年齢別人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値に、政策的社会増分の内の就業者については生産年齢に加え、それ以外については年齢別人口比率等に基づき按分した。また、少子化関連施策増加分は年少人口へ、移住定住関連施策増加分は5分の1ずつを年少人口、老年人口に加え推計した。

※注5 平成12年及び22年の各産業別の就業人口には、分類不能の産業を加算していない。

※注6 平成32年の就業人口は、政策的社会増分等を加味しながら、回帰式を適用し推計した。

※注7 普通世帯とは、一般世帯から独身寮・下宿等の単身世帯を除いた世帯で、平成32年の普通世帯数は、回帰式等を適用し推計した。

※注8 一世帯あたりの人員は、普通世帯人員を普通世帯数で除した人数であるため、総人口とは一致しない。

# IV

## 新市建設の 基本方針

## 1 新市の基本理念

南庄内の6つの市町村は、庄内平野、赤川、出羽三山、朝日連峰、日本海など、美しく実り豊かな自然に恵まれ、城下町として、あるいは全国でも有数の稲作地帯を培ってきた農山漁村として、長い歴史の中で人を育て、文化を生み出し、産業を興し、地域の暮らしを豊かに導きつつ、今日まで発展してきました。

そして、新時代を迎えた今、6市町村では、それぞれの地域の歴史、文化、自然などの特性を生かした施策の展開を通じて、更なる飛躍を期そうとしており、こうした取り組みは、地域の経済成長の低下、少子高齢化など、南庄内を巡る目下の重要な課題にも、真摯に応えようとしているものです。また、その実現については、地域住民の高い期待が寄せられております。

このため、まず、新市においては、こうした各市町村の取り組みを継承し、新しい枠組の中で新市の施策として再編しつつ、一層強力に推進していくこととし、新市建設の基本理念は、それぞれに新時代に対応しようとする6市町村の主要な施策を踏まえながら、新市として明るい展望を描いていくことを念頭に、

### 出羽庄内に多様性が生き

### 新しい時代のいのち輝く

### 希望のまち

と定めます。

これは、新市建設にあたって、6つの市町村がそれぞれの地域特性を一斉にしかも高度に発揮しながら、新しい時代に相応しいまちづくりを進めるために、新市市民とともに明るく元気に希望をもって取り組もうとする姿勢を表現したものです。

新市の将来像や基本目標を達成するために、常にこの基本理念をこころがけ、基本的人権が尊重され、真に人間らしい生活ができる魅力あふれる地域を築いていきたいと考えます。

## 2 新市の将来像

新市の基本理念を、これからの時代の要請に応えながら具体化していくために、以下に掲げる将来像を新市全体で共有したいと考えます。新市の建設を取り巻く状況には、社会経済の構造的変化や人口減少など、大変厳しいものがありますが、市民とともに、自助と自立の精神に基づく地方分権や行財政改革を果敢に行い、将来像の実現に向け勇気をもって鋭意取り組みます。

### (1) 学習社会先進都市の形成

ここにしかない価値を再創造しながら、これからの時代に求められる発展の基礎を築くため、市民生活の様々な局面で役立つ新しい地域づくりの総合的な方法として、市民の学びを振興します。教育を尊ぶ南庄内の伝統を未来に向かって新たに生かし、娯楽やスポーツなど、身近で取り組みやすいものから、歴史や哲学など、人類の叡智や世界の真理を求めるようなものまで、あらゆる分野の中から自ら学ぶべき事柄を発見し、追究する学習社会先進都市の形成を目指します。

### (2) 文化と自然の創造交流都市の形成

変転の著しい時代の中で、新市の素晴らしい歴史や文学の資料を次代に伝えるための研究基盤を整備するとともに、伝統芸能、生活文化の伝承、芸術文化活動の振興に努め、地域の価値を再発見しながら国内外に発信します。また、中山間地域や海を主なフィールドに、貴重な森などの環境を保全しつつ、文化や動物との共生に焦点をあてた森林交流プログラムの開発、農山漁村地域の自然をテーマにした遊びと学びの場の整備を行い、それぞれ地域住民と協働して、新しく自然資源を活用するなど、文化と自然の創造交流都市の形成を目指します。

### (3) 先端研究産業都市の形成

新時代における地域の自立を導くために、これまで以上に地元商工業の高度化と企業の誘致に努め、若年層の定住化を図るとともに、先端的な教育と研究開発を促進し、バイオ分野を中心にした産学公民の連携による北部サイエンス

パーク構想<sup>注</sup>の推進など、新市内の高等教育機関の集積を戦略的に生かす先端研究産業都市の形成を目指します。

#### **(4) 豊かな食の農林水産都市の形成**

南庄内は我が国を代表する食料生産基地であり、今後とも、日本国民の食生活に貢献していくため、一層、海、山、平野の恵まれた地域の特性を生かし、消費者に信頼される安全で美味しい食べ物づくりを推進するとともに、これまでの歴史の中で培われてきた風格ある農山漁村を維持、発展させるため、平野部、中山間部、海岸部における総合的な地域づくりを進め、それぞれの多面的な機能を高度に発揮させながら、豊かな食の農林水産都市の形成を目指します。

#### **(5) 健康づくり先進都市の形成**

市民の健康の一層の増進を図るため、地域、医療、福祉とのネットワーク化を進めます。

また、科学的な保健指導システムのもとで、健康づくりサポーターの育成、スポーツ団体や住民自治組織との連携に努め、健康づくりへの市民の主体的な参加を促進するとともに、保健と福祉を総合する拠点施設を整備し、健康づくり先進都市の形成を目指します。

#### **(6) 日本海国土軸交流拠点都市の形成**

日本海沿岸東北自動車道と羽越新幹線の整備を促進し、出羽三山や温泉などの地域資源を生かしながら、南庄内ならではの観光の振興をはじめ、多様な交流の拡大を図り、庄内地域はもとより、日本海沿岸地域において重要な役割を果たす日本海国土軸交流拠点都市の形成を目指します。

※注 北部サイエンスパーク構想とは、鶴岡市街地の北部に研究開発型の企業・試験研究機関・業務機能等の集積を図る構想で、庄内地方拠点都市地域基本計画にも位置づけられている。

### **3 新市の基本目標**

#### **(1) 美しく快適な南庄内らしい基盤整備**

南庄内に残された日本の原風景を大切に継承しつつ、新しい時代に相応しい基盤づくりを進め、地域の均衡ある発展を図るとともに、庄内地域の中核拠点都市としての役割を果たします。

このため、新市の美しい自然や景観が一層生きてくる土地利用を図りながら、道路、上下水道、公園など、市民の快適な生活を支える社会資本の整備を推進します。また、高速交通基盤、情報通信基盤についても、地域内外における格差の是正に努めます。

#### **(2) 教育と研究の知的基盤整備による新市の核づくり**

致道館教育など6市町村が培ってきた学びの伝統を、新市まちづくりの中心課題として発展的に継承し、次代を担う人材の育成と今後の知識社会への対応を図ります。

このため、学校教育の環境を整備し、地域との連携を強めながら、心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。また、山形大学農学部、東北公益文科大学・大学院、慶應義塾大学先端生命科学研究所、鶴岡工業高等専門学校での研究活動を支援します。

#### **(3) 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大**

新市の貴重で多様な文化や自然を、地域特性として一層価値あるものに高めて継承し、これらを創造的に活用して、特に若い世代の交流拡大を図ります。

このため、市民の地域に根ざした文化的活動を一層助長するとともに、地域の価値ある資源の発掘保全と調査研究を促進しながら、その成果を発信し、新市全体をキャンパスに楽しい学びの交流を行い、若者が夢と誇りを持てる地域づくりを進めます。加えて、地域の国際化を一層促進しながら、国際的にも存在感のあるまちづくりを推進します。

#### **(4) 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出**

新市内の高度な知的基盤を核に最先端の研究開発型企業の誘致・育成を推進するほか、地域の自然、文化などを高度に生かした産業の創出に努めます。

このため、農林水産業では地域の伝統や文化を包含した南庄内らしい新しいビジョンのもと、新市の基幹産業としての発展方策を展開します。工業、商業、観光においても、文化性の高い製品、サービスを重視し、地産地消はじめ産業間の連携を促進しながら、企業活動の高度化に対応した環境整備に努めます。また、市民生活の新たな担い手としてコミュニティビジネス<sup>注</sup>の育成を図ります。

#### **(5) お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築**

少子高齢化と人口減少が進み地域社会の存続が危惧されている現状を踏まえながら、なお生き生きとした生活を築いていくために、新しい時代に対応した地域コミュニティづくりを進めます。

このため、地域の成り立ちを十分に尊重して、活動基盤整備を行うとともに、それぞれの地域の実情に応じ、地域の住民の生活を地域の住民が支える、新しいシステムづくりや活動の担い手の育成を推進します。

#### **(6) 安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり**

市民一人一人が安心して新市で一生を送れるように、ゆるぎない目標を掲げ、着実に実践します。

このため、健康と福祉、子育てについての総合的な機能を併せ持つ拠点施設を建設する他、高齢者、障害者、保育のための所要の施設を整備します。一方、行政の専門性を高めつつ、各種福祉サービスの提供システムを、地域の住民の福祉を地域の住民の手で支えうるよう、再構築します。

また、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に努めます。

#### **(7) 安全な地域づくりと資源循環型社会の実現**

市民の掛け替えのない生命、財産を災害から守り、恵まれた自然環境の中での生活を維持していくために、行政と市民が協働し、最善の努力を尽くします。

このため、新市の総合的な防災計画の策定、防災の情報システム整備、消防救急体制の拡充を図るとともに、自主防災組織との連携強化を促進します。一方、地域の大切な子どもや高齢者を犯罪から守り、明るく健全な社会を維持していくため、地域ぐるみでの防犯体制を一層強化します。

また、新市における環境基本計画を策定し、自然との共生に努める他、リサイクルシステムの確立などを通じて、資源循環型社会の実現を目指します。一方、市民参加による環境保全活動を促進するため、環境学習の機会を拡充します。

### **(8) 学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり**

市民一人一人が楽しく明るい生活を送ることのできる生きがいある地域社会の実現に向けて、学習とスポーツ・レクリエーションの振興が求められています。

このため、新しい時代に即した学習施設の建設や運動施設の更新など、所要の基盤整備を行うとともに、一層多くの市民が学習・スポーツ活動に参加できるよう、多様で体系的な学習機会の開設と総合型地域スポーツクラブの創設を図ります。

※注 コミュニティビジネスとは、地域の課題（介護、福祉、教育、清掃など）解決や活性化に向けて、地域住民が小規模な事業として取り組み、解決していくこと。

## 4 行財政システムの再構築

基本目標の達成のため、市民各位と協働し、行財政システムの再構築を断行するとともに、今後、急速な進展が見込まれる地方分権について、新市でのしつかりした受け皿づくりを進めます。

### (1) 行財政改革の推進

新市の行政執行システムは、市民が利用しやすく、かつ、多岐にわたる行政課題に迅速、的確に対応できる組織とし、既存庁舎の有効活用を進めながら再編するほか、その内容においては、市民ニーズの高度化や地方分権化に対応し、職員の専門性を高めるなど、行政サービスの質的向上を図ります。

また、行政組織の効率化による経費節減が強く求められていることから、職員定員適正化計画を策定しつつ、事務改善に努め、民間活力の導入が望ましい業務について外部委託し、行政コストの計画的な削減を進めます。

本所・支所の関係については、地域住民に密着した行政サービス提供を図ることを基本にしながら、それぞれの地域の特性が一層生かせるような役割分担を念頭に、適切な方式を導入します。

このため、本所は、市域全体の管理部門、施策の立案・総合調整機能を担う部門、議会、行政委員会の基幹部門、各分野の統括的業務を所管し、支所は、直接市民サービスを行う窓口的部門、財産管理・出納などの基本的業務部門、まちづくりや地域づくりに取り組む部門、地域の重点施策を担う部門などを所管するものとします。合併後の各段階での本所、支所それぞれの市民ニーズへの対応の状況に合わせて、機能や権限を見直すなどの配慮を加えながら、統合電算システムの整備等を含め、効率的な執行体制を構築します。

一方、財政運営については、合併を機に、新しい時代の行政サービスのあり方、行政が担うべき役割、受益と負担のあり方など見直しを行い、民間委託の推進やPFI<sup>注1</sup>の導入を図るほか、個々の事業の効果や施策の成果を客観的かつ公正に評価するなど、健全な財政基盤づくりを進めます。

### (2) 市民との協働

行政区域の拡大、再編に対応し、個々の地域の市民の意見をくみ上げながら

市政展開を図る必要があることから、広報広聴機能の充実と市民の意向を適切に行政に反映させる仕組みづくりを進めます。特に、今後の地域づくりの方策については、各地域住民の意向が施策に結実されるよう、課題の整理や意見の集約を行う協議の場を設定します。

また、多様化、高度化している市民ニーズに応えるためには、サービス供給主体としての民間の役割が高まるものと思われることから、民間と行政の協働を促進する環境づくりに努め、NPO 法人<sup>注2</sup>やボランティア団体などの育成、支援を強化します。

地方分権時代は「市民が主役、地域が主体」との認識の下、行政と市民との関係の再構築を目指し、市民の自立した自治活動が実践されるよう環境づくりを行うとともに、自己決定・自己責任の気運の醸成に努めます。

### **(3) 新しい施策の構築と推進**

この度の合併は、社会経済の根本的で後戻りできない構造的な変化の中で行われます。この構造的な変化は、地域の存立基盤に関わる様々な困難を招く場合もあるものと予想されますが、新市は、こうした困難に、合併のメリットを最大限に発揮して立ち向かいます。

幸い、南庄内には多様で特色ある地域資源があります。どのような構造的変化なのか、常に実態を調査し、研究を深めつつ、こうした恵まれた資源を積極的に活用して、新市としての明るく希望の持てる施策を構築しながら、市民とともに強力に推進したいと考えます。

※注1 PFI とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法

※注2 NPO 法人とは、企業のように営利の追求や配分を目的とせず、ボランティア活動をはじめとする住民が行う自由な社会的・公益的サービスを供給する団体で、法人格が与えられている。

## 5 土地利用の方針

新市の行政区域は、東西約 43 km、南北約56 kmにおよび、総面積は1311.51 k m<sup>2</sup>です。平成24年の利用区分別土地利用の現況は、農用地が183.50 k m<sup>2</sup>で約14%、森林が956.97 k m<sup>2</sup>で約73%、宅地が33.60 k m<sup>2</sup>で約3%、その他が137.44 k m<sup>2</sup>で約10%となっています。

新市の市土は、市民のための限られた資源であるとともに、生活や産業など諸活動の共通の基盤です。このため、新市の土地利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、新市の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と新市の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行う必要があります。

新市の地域類型別の土地利用の基本方向は、次の通りとします。

市街地については、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、既成市街地の土地の有効活用に留意し、コンパクトな市街地の形成に努めます。

市街地の整備に当たっては、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、自然的土地条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市づくりを進めます。

また、緑地や水辺空間の確保、地域の成り立ちや特性を踏まえた都市基盤や街並みの整備等により、身近な自然と良好な景観の保全・創出を図るとともに、快適な生活環境の整備を図ります。

農山漁村については、地域ごとの特性と農地や森林、沿岸域の持つ多面的役割を踏まえ、生産活動の振興と市土資源の適切な維持管理を図るとともに、これと調和した快適な生活環境の整備に努めます。

農山漁村の整備に当たっては、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保に努めるとともに、自然的土地条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導、災害危険地域の解消等により、災害に強い地域づくりを進めます。

また、農山漁村景観の保全・創造を図りつつ、都市との交流を促進するとともに、多様なニーズに対応した農林漁業の展開、地場産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等総合的に就業機会を確保しながら、健

全で活力ある地域社会の構築を進めます。

高い価値を有する原生的な自然地域や野生動植物の重要な生息・生育地、優れた自然景観地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、適正に保全することを基本とし、併せて、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等自然とのふれあいの場としての利用を図ります。



V

# 新市の施策

## 1 美しく快適な南庄内らしい基盤整備

### (1) 適正な土地利用の推進と都市環境の整備

新市では、南庄内に残された日本の原風景を大切に継承しつつ、新しい時代に相応しい基盤づくりを進め、地域の均衡ある発展を図るとともに、庄内地域の中核拠点都市としての役割を果たします。

このため、人口規模に応じたコンパクトな市街地の形成や、生産活動と自然環境が調和した快適で美しい活力のある農山漁村の創造に向け、特色ある良好な景観にも配慮した土地利用を推進します。

農山漁村においては、これまでの特色ある振興策を継承発展させながら、平野部・中山間部・沿岸部等の多様な地域の実情を踏まえ、振興山村の指定など地域指定制度などを活用し、生活・生産・遊びのフィールドとして先人が守り育んできた自然を保全しながら整備を進めます。

新市の中心市街地は、国の官公庁施設など分散した都市機能を再集積するとともに、文化的な諸機能の導入や新たな居住機能の誘導などにより、求心力と活力を高めます。

駅前地区は、交通結節点としての立地特性を生かし、公共施設の配置も含め、米倉庫群などの地域資源や地域特性、知的活力を生かした新時代にふさわしい地区として整備を進めます。

#### <主な事業>

##### ○新市土地利用の計画策定

- ・国土利用計画の策定
- ・都市計画マスタープランの策定
- ・農業振興地域整備計画の策定 など

##### ○景観形成の推進

- ・景観条例の制定

##### ○地域振興計画の推進

- ・山村振興計画
- ・過疎地域自立促進計画

- ・辺地に係る公共的施設の総合整備計画
- ・沿岸域の総合利活用の推進 など
- 庄内地方拠点都市地域基本計画の推進
- 中心市街地の活性化
- 駅前周辺地区の整備 等

## (2) 交通ネットワークの整備

産業や文化など国内外と様々なレベルで交流を活発化し、地域の振興発展を支える重要な社会資本として、空港、高速道路、新幹線など高速交通基盤の整備充実に努めます。併せて、日本海国土軸の形成に向け、新潟・秋田との地域間連携を一層推進します。

地域の特性やニーズに対応した都市機能充実に資するため都市計画街路整備促進をはじめとした国・県・市道などの整備を着実に推進し、また国道間の連絡を密にすることなどにより高速交通へのアクセスの充実など域内外の円滑な交通ネットワークを形成します。

また、路線バス事業者の事業展開を基調としつつ、需要の拡大や代替手段の確保なども考慮しながら市民の利便性の向上を図るとともに、高齢者や障害者などの生活交通を確保し、一体的な生活圏の形成に努めます。

### <主な事業>

- 庄内空港の運航拡充及び施設の整備促進
- 日本海沿岸東北自動車道及び東北横断自動車道酒田線の整備促進
- 羽越本線の高速化の促進
- 国道・県道の整備促進
- 都市計画街路の整備
- 市道の整備
  - ・道路改良、舗装新設、橋梁整備等
- 路線バスの維持など生活交通の確保 等

### (3) 生活環境基盤の整備

都市的・自然的な環境や土地利用の動向を踏まえて緑の基本計画を策定し、公園緑地の整備や自然系緑地の保全・活用に努めます。

河川改修や砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設などの整備を進め、災害のない安全な市民生活を確保します。

住宅については、民間の活力やノウハウを最大限に活用することを基本に、既存公営住宅のストックの維持・改良に努め、多様なニーズに対応した供給の促進に努めます。また、将来の宅地需要の見通しや地域の特性を踏まえ、環境の整った良好な住宅地の供給や利用の促進、開発行為の誘導を図ります。

生活排水処理のため、施設未整備地区については、地区の実情に則して、下水道、集落排水、浄化槽など最も効率的な事業手法により整備を促進します。

広域水道からの円滑な受水と独自水源による水道用水の確保を図るとともに、老朽施設等の年次的な整備により、安全で良質な水を安定的に供給します。

農山漁村の生活環境を向上するため、集落内の道路や広場、生活排水処理などの生活基盤の整備に努めます。

雪国の快適な環境を創出するため、克雪・利雪・親雪に努めます。

#### <主な事業>

○緑の基本計画の策定

○公園緑地の整備

・総合公園、運動公園、近隣公園、街区公園、特殊公園等

○治山、治水事業の促進

○住宅マスタープラン等の策定

○良好な住宅地・公営住宅の整備

・土地区画整理事業

・公営住宅整備事業

○克雪対策事業の推進

○下水道構想エリアマップの策定

○下水道事業

○水道事業計画の策定

- 水道施設の整備
- 農山漁村の生活環境の整備
  - ・集落排水事業、浄化槽事業
  - ・農村（振興）総合整備事業

等

#### **（４）情報基盤の整備**

情報通信技術の革新により、民間事業者による高度な情報通信サービスの提供において、市街地や平野部と山間部との地域間格差が拡大しています。新市域ではこのような情報通信の格差を是正し、誰でもどこでも可能な限り情報通信技術の恩恵を享受できるように、関係機関と連携し携帯電話不感地域の解消や高速大容量インターネットの普及等に向けた情報通信基盤の整備と情報ネットワークの構築を推進します。

また、既存のケーブルテレビについては、地上テレビジョン放送のデジタル化等に対応し、設備等の拡充整備を行います。

市民や企業等の情報通信技術利用の普及と高度化を図り、情報交流を促進し、市民活動や産業活動等の活性化を支援し、日本海国土軸の情報交流拠点を整備します。

<主な事業>

- 新市情報化計画の策定
- 地域情報化の推進
- 移動体通信不感地帯の解消
- テレビ難視聴対策の推進
- ケーブルテレビ施設の拡充整備

等

## 2 教育と研究の知的基盤整備による新市の核づくり

### (1) 学校教育の充実

核家族化や少子化の進行など、子どもたちをめぐる環境の変化を踏まえて、学校教育機能を充実し、心豊かでたくましい子どもの育成に努めます。

公立幼稚園については、保育行政などとの連携を深め、運営方法を検討しながら、就学前の幼児の健全な育成を図り、豊かな感性と情操を育む幼児教育の充実を進めます。

小・中学校においては、家庭や地域との連携を密にしながら、地域に信頼される、地域に根ざした特色ある学校づくりを行い、確かな学力の向上と、より豊かな人間性を育む質の高い教育の推進を図ります。また、スクールカウンセラー・教育相談員等の相談体制を整備し、児童・生徒一人一人の心のケアを行うとともに、子どもたちの社会性を育てます。さらに、これらの取組みを一層効果的なものにするため、教職員の研修を充実し、資質の向上に努めます。

児童・生徒の通学については、地域の実情や地形などに配慮しながら、安全で効率的な手段の確保に努めます。

学校の施設や設備については、児童・生徒の良質な学習環境を維持するため、老朽度、危険度に応じて順次整備・充実を図ります。

学校給食については、学校給食を通じて食教育の充実を図るため、地産地消を推進しながら安全で地域の特性を生かした完全給食の実施に努めます。

#### <主な事業>

- 感性を育む幼児教育の充実
- 地域に根ざした特色ある学校づくりの推進
- 教職員研修と教育相談体制の充実
- 学校施設の整備充実
- センター方式、自校炊飯方式による学校給食の充実
- スクールバスの運行充実 等

## (2) 高等教育・研究機能の拡充

地域の知識や技術を高め、自らの内発的発展を支える知的社会資本を充実するため、山形大学農学部及び鶴岡工業高等専門学校<sup>1</sup>の教育研究環境の強化に協力するとともに、慶應義塾大学先端生命科学研究so及b東北公益文科大学・大学院を支援し、これら高等教育研究機関を新世紀における地域振興の中核的拠点として戦略的に活用します。

この中で、バイオ分野を中心とした産業の創出や高度化に資するため、起業化支援施設整備を中心とした北部サイエンスパーク構想を推進し、高等教育研究機関を核とする産学公民の連携・協働を促進します。

さらには、構造改革特別区域制度<sup>注1</sup>を活用し、先端的なバイオの研究拠点、産学官連携によるバイオ産業の振興、市民の学習交流の推進をそれぞれ図り、バイオキャンパス特区構想<sup>注2</sup>を推進します。

※注1 構造改革特別区域制度とは、教育、農業、社会福祉などの分野における構造改革を推進し、地域の活性化を図り、国民経済を発展させることを目的とした国の制度。各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた構造改革特別区域を設定する。

※注2 バイオキャンパス特区構想とは、構造改革特別区域制度に基づき、バイオに関する研究・産業・学習交流の三つを柱に、地域の活性化を図ろうとする構想。外国人研究者の滞留期間延長による先端的バイオ研究拠点の形成、山大農学部施設の民間利用による産学連携の促進、民間法人の市民農園開設による学習交流の推進を図る。

### <主な事業>

- 山形大学農学部及び鶴岡工業高等専門学校の拡充整備
- 慶應義塾大学先端生命科学研究so及b東北公益文科大学・大学院への支援
- 産学連携基盤施設の整備 等

### 3 誇れる文化の継承・発展と交流の拡大

#### (1) 地域文化の振興

地域の豊かな自然環境と人々の暮らしの中で培われてきた文化財、能や歌舞伎、獅子踊り等の民俗芸能、まつりや伝統行事、生活文化などを保存継承するとともに、城下町としての町並みや各地域に残る歴史的たたずまいなどを保全活用します。

また、地域固有の歴史・文化等の資源に親しみ、学習や研究活動を促進する拠点づくりを進めるとともに、市民により幅広く高度な創作活動が展開されてきた伝統を生かしながら芸術文化活動を一層振興するための基盤を整えます。

これらの豊かな文化資源の集積を土台にして、市民の文化・芸術活動を更に高度な活動に発展させることにより、市民の豊かな感性を磨き、新たな文化を創造していきます。

#### <主な事業>

- 文化財、伝統芸能などの保存伝承
- 歴史的建造物等の保存と活用
- 文化活動の中核施設等の整備
- 郷土資料・文化研究基盤の整備 等

#### (2) 自然環境の保全と活用

新市が有する豊かな自然環境を後世に継承するとともに、人々のやすらぎと憩いや学習のフィールドとして地域内外の人々の交流の拡大を目指し、これらの資源の新たな価値を見出し、かつ創造的に活用します。このため自然・農業体験や学習等、農山漁村でのグリーンツーリズムによる都市と農村住民との交流、あるいは滞在型の研究や創作活動、健康づくりなどを行う魅力ある拠点等の整備やソフトプログラムの開発を推進します。

また、森林、河川・湖沼、海岸などの美しい景観や豊かな自然等が持つ地域資源としての価値、森林や農地などの多面的機能を保全するために、森林や農

地の適正な維持管理や海岸・河川における護岸整備等の保全対策を進めます。さらに、自然環境の美化活動や愛護活動を促進するとともに、ボランティア・学習活動などを通じた参加・交流型の自然環境の保全活動を推進します。

朝日連峰・出羽三山、庄内平野については、多雪による独特な植生を持つ貴重な自然資源として、また、人々と自然環境が織りなす文化的遺産として、世界遺産の登録に向けた取り組みなどにより、その価値を発信し保全に努めます。

<主な事業>

- 自然環境の保全活動の推進
- 森林資源や海洋資源を活用した地域振興プロジェクトの推進
- 自然学習交流施設の整備事業 等

### **(3) 国際交流の推進**

国際化社会の進展に対応した国際的視野を持った人材の育成と市民の国際理解を深めるため、姉妹都市等との都市交流により、文化・学術・スポーツ・産業など多岐にわたる市民相互の交流を図るとともに、交流事業や語学研修などの外国文化に触れる多様な機会の創出や市民の自主的な国際交流活動による草の根の国際交流を推進します。

また、国際化社会の進展に伴い外国人生活者や来訪者等が増加している状況に適切に対応するため、市内在住の外国人に対して、日常生活に必要な情報提供などの支援や地域住民との交流の機会を提供し、快適な生活が送れるよう努めます。また、ビジネスや学会又は観光に訪れる外国人のため、外国語表記による案内表示などインフォメーション機能の充実や通訳ボランティアの育成などを進め、国際都市としての基盤整備を進めます。

<主な事業>

- 姉妹都市、友好都市等との交流
- 草の根の国際交流の推進
- 国際都市としての基盤整備 等

## 4 地域資源を高度に生かした新しい産業の創出

### (1) 農林水産業の振興

農業の振興については、地域農業を支える強固な生産体制を確立するため、各地域の実情に応じた集団的営農体制の整備と担い手への農地利用集積を促進します。

地域の農業生産の基幹である水田農業は、農業者・農業者団体が中心となる推進体制の整備や水田畑地化への取り組みを促進するなどして生産調整に対応しながら需要に即した良質米の生産を推進します。

また、力強い自立的な農業経営を確立するため、だだちゃ豆・温海かぶ、アスパラなど地域特性に適合した畑作、野菜、果樹、花卉、畜産などによる収益性の高い複合経営や特産品開発、農産加工、地産地消、直接販売などへの取り組みによる経営多角化と高付加価値化を促進するとともに、農業者・農業者団体等と山形大学農学部・県試験場など試験研究機関や企業との連携を強化し、新たな生産・加工・販売戦略に結びつく研究開発を推進します。

さらに、有機栽培・減農薬栽培の推進と農産物認証制度の充実や農業廃棄物の適正処理など環境保全型農業の普及を図るとともに、安全・安心農畜産物の供給や地産地消、食農教育などを通じて市民・消費者の農業に対する理解と信頼を高めます。

中山間地域の農業については、地域の特性を生かした農業の振興を図り、集落機能の維持と耕作放棄の防止並びに農地の多面的機能を保全するために、集落営農等の強化により担い手の確保を図るとともに、特産品の開発などの地場産業を育成し、中山間地域の活性化を推進します。

林業については、意欲的な林業経営体への森林施業の集約や森林組合の組織強化を図ります。また、間伐、除伐等により森林整備を促進するとともに、木材生産者から利用者までのネットワークづくりを行い、身近な地域材の利用拡大を図ることにより、循環型社会の構築を推進します。加えて、菌茸類や果実及び山菜など地域の特性に応じた特産林産物の生産を拡大するとともに、加工品の開発による高付加価値化を図ります。

水産業については、計画的な漁獲による水産資源の適正な保全管理に努める

とともに、アワビ、ヒラメなど魚介類の栽培漁業化に取り組み、つくり育てる漁業を推進します。また、漁業の担い手の育成に努めるほか、特産品の開発や遊漁・海洋レジャーなどの体験型観光漁業の定着を図るなど新たな事業展開により漁村地域の活性化を図ります。内水面漁業については、魚種の維持・保全に努めるほか、アユなどの資源の利活用策を展開します。

農林水産業の効率的で効果的な生産活動を支えるため、農林畜産物の生産流通・加工施設や広域農道及び基幹的水利施設、林道作業道、漁港や魚礁といった基本的な生産基盤の整備に努めます。また、農林漁業後継者の育成・確保や新規参入者の受け入れ等に努めるとともに、農業協同組合・森林組合・漁業協同組合等の連携を高め、農林水産業の一層の振興を図ります。

#### <主な事業>

##### ○集团的営農体制の整備と担い手の育成

- ・地域営農推進事業による集团的営農体制の確立
- ・農地の利用集積と団地化の促進による高生産性農業の確立
- ・法人化の推進による経営基盤の強化と後継者の確保

##### ○中山間地域の特性を生かした農業の育成

- ・特定農山村総合支援事業による特産品の開発と販路拡大

##### ○水田農業の再編

- ・市場重視・消費者重視の売れる米づくりの推進
- ・生産体制の整備、直播栽培の普及等による低コスト稲作の推進
- ・地域特性を活かした土地利用型作物の導入と生産性・品質の向上

##### ○複合経営の推進と生産・流通体制の確立

- ・畑作、野菜、果樹、花卉、畜産等収益性の高い地域特産物の振興
- ・観光との連携等による広域販売戦略及び地産地消による地元消費の拡大
- ・生産流通、加工施設の整備

##### ○試験研究機関や企業との連携による新分野の開拓

- ・山形大学農学部、県試験場、企業等との連携強化による新技術の開発や加工品開発の推進
- ・新分野に取り組む起業者への支援

## ○環境保全型農業の推進

- ・有機、特別栽培、エコファーマー制度への取り組み支援と堆肥等有機性資源の循環利用の促進
- ・廃プラスチック等環境負荷軽減対策の促進
- ・トレーサビリティなど安全・安心農畜産物の供給推進

## ○林業後継者及び林業経営体の育成と森林組合の組織強化

## ○地域木材の利用拡大と公共施設等への積極的活用

## ○特用林産物の生産拡大と加工品開発の推進

## ○森林保全のための病虫害や鳥獣等食害の被害防止対策の推進

## ○水産資源の適正な保全管理と栽培漁業の推進

## ○漁業担い手の育成

## ○水産特産品の開発や体験型観光漁業の展開

## ○内水面漁業の振興

## ○広域及び一般農道の整備

## ○基幹的水利施設の保全及び更新等農業生産基盤の整備

## ○林道・作業道など林業生産基盤の整備

## ○漁港の改修・魚礁の設置など水産基盤の整備

等

## **(2) 商工業の振興**

工業の振興については、地域経済を巡る環境や企業戦略の変化に対応した競争力のある企業の集積を促進し、多様で足腰の強い産業構造への転換を図ります。

このため、情報通信、精密加工関連産業など成長産業の誘致に努めるとともに、地元企業については、労働集約型から高い技術力や高付加価値製品の開発能力を持つ企画開発型企业への移行を促進します。

また、シルクやしな織をはじめとする伝統産業や食品加工業などについては、これまで培われてきた独自の技術や地域資源を高度に生かし、多様化する消費者ニーズに対応した付加価値の高い産業として振興します。

さらに、慶應義塾大学先端生命科学研究所などにおける国際的な研究成果をもとに事業化するなど、バイオ関連企業を中心とした先端産業の集積を図りま

す。

これらの取り組みを推進するため、産学連携システム、起業化支援施設の整備など創業支援、人材の育成及び企業間・異業種間交流など意欲的な企業活動を支援する機能を拡充します。

商業の振興については、消費者ニーズの変化に対応した魅力的な個店を育成するとともに、地域で培われた商文化や卓越した技能などを継承しつつ、新たな文化を創造しうる場として特色ある商店街づくり、観光振興を強く意識した魅力ある商店街づくりを推進します。

また、市民生活や企業活動を支援するサービス産業を充実させるとともに、市民が主体となって地域の課題解決や活性化を担うことが期待されるコミュニティビジネスの創出と育成を図ります。

雇用対策については、新規学卒者・求職者への就業支援、技術者等の養成や職業能力開発、新たなニーズに対応したビジネスの育成などを進め、産業構造・就業構造の変化に対応した人材の育成と就業機会の創出を図ります。

#### <主な事業>

- 独自の技術・付加価値の高い製品等を持つ企画開発型企业に向けた取組みへの支援拡充
  - 農林水産物等の地域資源を活用した製品・技術開発の推進
  - バイオテクノロジー、情報通信、精密加工等先端産業の誘致推進
  - 産学連携、人材育成、起業化等に資する機能拡充
  - 消費者ニーズの変化等に対応した魅力ある店づくりや、商店街の活性化・高付加価値化に向けた取組みへの支援拡充
  - 企業活動・市民生活を支援するサービス機能やコミュニティビジネスの育成
  - 企業の自立的な事業展開を促進する人材育成への支援拡充
  - 就業構造の変化に対応した知識・能力形成への支援拡充
- 等

### (3) 観光の振興

観光の振興については、高速交通網を活用し、観光情報の発信に努めながら、多様な観光資源を連携させた広域観光ルートづくりを進めるなど積極的な観光誘客を推進します。

このため、観光ニーズやスタイルの変化に対応し、自然や歴史、文化、文学、食、「いやし」などの多様な地域資源を組み合わせた旅行テーマの設定や観光客を受け入れる「もてなしの心」の浸透などを通じて観光地としての魅力を高めていきます。

また、豊かな自然環境や農山漁村の文化など都市にはない地域資源に恵まれている特性を生かし、自然や農山漁村での生活体験などを楽しむグリーンツーリズム、フルーツ等を生かした観光果樹、米やただちや豆、野菜等の農産物や海・川での漁や魚とりなど収穫体験、あるいはスキーやマリンスポーツ、バンジージャンプをはじめとするアウトドアレジャーなど、余暇空間としての魅力を活用した体験型観光を推進します。

温泉観光地については、地域の観光協会と連携し誘客促進策を推進するとともに、景観やまちの賑わいづくりに配慮した温泉街の魅力を高める施設の整備や朝市の実施などの取り組みを支援し、風情や情緒を心から実感できる観光地づくりを促進します。

世界に誇る歴史文化資源である出羽三山地区については、世界遺産の登録の可能性を追究しつつ、独特の文化や歴史的価値を広く発信するとともに、地域における観光誘客や国際観光振興の中核として観光機能の充実を図っていきます。

特色ある地場産品等については、地域の観光資源として活用するとともに、首都圏等のふるさと会をパイプ役とするなど大都市圏のニーズを捉え販路開拓を推進します。

#### <主な事業>

##### ○広域観光ルートの整備

- ・二次交通バス、テーマバス等の運行

##### ○地域資源を活用した観光誘客の展開

- ・鶴岡市観光連盟と各地区観光協会組織の連携
- ・伝統的なまつりや文化等の振興
- 体験型観光、グリーンツーリズムの推進
- 観光施設等の整備
- 温泉地の魅力を高める施設整備とソフトの構築
- 出羽三山の国際観光地としての取り組みの推進
- 地場産品の販路開拓の推進 等

## 5 お互いが温かく支えあうコミュニティの再構築

### (1) 良好なコミュニティの形成

少子高齢化に伴う人口の減少や高齢者世帯の増加により、地域コミュニティ機能の低下が懸念されていることから、住民一人一人が温かく支えあう地域コミュニティを維持・発展させるため、住民が日常的かつ主体的にコミュニティ活動を行うことができる環境づくりを積極的に推進します。このため、活動の母体となる住民自治組織については、その成り立ちや地域特性及び住民の意思を尊重しつつ、地域課題や住民ニーズに的確に対応できる自治組織となるよう重点的に支援するとともに、拠点となる施設については、コミュニティの活動が積極的に展開できるよう、地域の状況等を踏まえて、望ましい整備を図ります。

また、安全で安心できる日常生活を支えるため、集落・地区単位等の自主防災組織の育成強化を図ります。

#### <主な事業>

- コミュニティ活動の促進
- 住民自治組織の育成支援
- 地域コミュニティ施設等の整備充実
- 自主防災組織の育成強化 等

## 6 安心して暮らせる健康と福祉、子育ての環境づくり

### (1) 総合的な健康づくりの推進と地域医療の充実

健康で明るく活力に満ちた社会を目指して、健康増進法の基本理念と既に取り組んでいる具体的行動計画を統合して策定する新市の健康増進計画に基づき、今日的な健康課題となっている生活習慣病予防事業を、保健・医療・福祉・運動・栄養等の関係機関の連携により重点的に推進し、壮年期死亡の減少と健康寿命の延伸を図ります。併せて、従来から実施している人間ドックを含めた健康診査事業の一層の充実を図り、病気の早期発見・早期治療を促進します。

これからの健康づくり事業は、個人の健康状態に即した取り組みが求められることから、医師会をはじめ大学や研究機関と連携し、医科学的な保健指導システムを整備し、健康づくりサポーター等住民によるボランティア活動組織を育成し、総合的な健康づくり事業を推進します。

そして、住民誰もがより身近な場所で健康づくりについて相談したり、取り組めるように、健康づくりの中核的拠点施設を整備し、各地域とのネットワーク体制を構築します。

地域医療については、各医療機関と地区医師会、歯科医師会など関係機関との連携を強化し、機能の分担や施設・設備の共同利用などを推進し、適切な医療サービスを効果的かつ効率的に提供できる地域医療体制の整備と充実を図るとともに、荘内病院は地域の基幹病院として、高度・良質な医療と心のこもった患者サービスを提供しつつ地域医療水準の向上を図っていきます。

#### <主な事業>

- 新市健康増進計画の策定
  - 生活習慣改善事業の推進
  - 健康づくり中核的拠点施設の整備
  - 健康づくりサポーター等支援組織の育成
  - 健康増進施設の整備
  - 地域医療の充実
- 等

## **(2) 地域福祉の充実**

少子高齢化、価値観の多様化が進む地域社会において、各種福祉サービスに対する住民ニーズも多様化、高度化、複雑化してきています。

このような状況の中で、市民だれもが、住みなれた地域で自立した生活を送れる地域社会の創造を目指して、支えあい、共に生きる地域づくりのため、地域住民が等しく課題を共有する意識醸成を図りながら、行政のみならず、地域、社会福祉協議会、各種組織・団体、NPO、ボランティア等がネットワークをつくり、必要とするサービスを総合的に提供する地域システムを構築します。

また、おおむね中学校区単位を基本に、高齢者、障害者、児童などの総合的な相談やきめ細かな支援を行う拠点機能を整備し、保健・福祉・医療が連携した、だれもが安心して生活できる地域づくりを進めます。

<主な事業>

○新市地域福祉計画の策定

○総合的な福祉支援機能の構築と拠点機能の整備 等

## **(3) 高齢者福祉・障害者福祉の充実**

高齢者が地域社会の中で積極的に役割を果たし、地域づくりの担い手として活躍できるよう、介護予防をはじめとした高齢者の健康づくりを進めるとともに、世代や地域を超えた交流が活発に行われる環境を整備します。

また、介護や支援が必要になっても住みなれた地域の中で安心して生活が営めるよう、在宅介護を基調としたサービス基盤の整備を進め、地域の在宅介護支援センターの機能強化を図るとともに、家族や地域による相互扶助活動と保健・福祉・医療のサービス提供機関が連携して高齢者を支える地域ケア体制を構築します。

障害者福祉については、障害のある人もない人も共に生きる社会を目指し、障害者自身が地域社会の一員として自立した生活が送れるよう、暮らしを支えるサービスの充実やバリアフリーのまちづくりを進め、障害者スポーツや余暇活動、社会参加活動を促進し、障害者の生活の質の向上を図ります。

また、障害者が生涯にわたり健康で安心して暮らせるよう、中学校区ごとに総合的な相談やきめ細かな支援を行う拠点機能を配置し、保健・福祉・医療が連携して、障害者のライフステージを通して一環して支援する地域生活支援体制を構築します。

<主な事業>

- 高齢者地域ケア体制の構築
  - 介護予防の推進
  - 老人福祉施設の整備
  - 障害者福祉施設の整備
- 等

#### **(4) 子育て環境の充実と男女共同参画社会の推進**

急速な少子高齢化や核家族化等に伴い、子どもや子育てを取巻く環境が大きく変化する中で、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るため、保育施設を適正配置し、さらには民間が有する高度で専門的な能力を積極的に活かしながら、保育を必要とする全ての子どもが適切な保育サービスを受けられる環境づくりを推進します。

その一方で、子育ての悩みや不安の解消や児童虐待の発生防止のため、情報の提供や相談機能の充実を図り、行政、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域社会、職場など社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取り組みを推進し、安心して子どもを産み育てることができる地域社会を構築します。

また、地域特性を踏まえた男女共同参画計画を策定し、男女互いに人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる地域社会を目指します。

<主な事業>

- 次世代育成支援推進法に基づく新市行動計画の策定
- 多様なニーズに対応した保育サービスの提供
- 子育て支援推進
  - ・子育てに関する情報提供や相談機能の充実

○保育所等児童福祉施設の整備事業

○男女共同参画計画の策定 等

## 7 安全な地域づくりと資源循環型社会の実現

### (1) 防災、消防などの安全な地域づくり

近年、東日本大震災の発生や、集中豪雨・土砂災害などの異常気象による被害の増加が懸念されていることから、災害に強いまちづくりを推進するため、震災等の災害対策を強化するとともに、市民、行政、関係機関が一体となって災害の予防や対策に取り組むため、新市の地域防災計画を策定します。また、的確な災害情報の収集や伝達のため、新市を網羅する統一した防災行政無線システムを構築します。

災害発生時に地域に密着した活動を展開するため、消防団組織体制の整備、町内会・集落等の地域コミュニティを単位とした自主防災組織の育成、さらには消防・防災拠点施設の整備をはかり、総合的な地域の消防・防災体制を充実強化します。

年々増加する救急医療に対する要請に的確に対処するため、医療機関と救急隊の連携を医学的観点から強化しながら、救急救命士による高度な救命処置を提供するとともに、住民自治組織や自主防災組織等に対する応急手当の普及活動を推進します。

一方、全国的に、高齢者等被害の特殊詐欺事件が増加傾向にあるなど、生活の身近にある犯罪を未然に防止するため、警察等関係機関と連携し地域ぐるみの防犯体制を強化します。

交通安全対策については、関係機関と市民が一体となって交通安全教育を推進し、快適で安全な交通環境の確保に努めます。

また、冬季間の安全を確保するため、幹線道路や生活道路について地域の実情にあった除雪体制を整備します。

<主な事業>

- 新市地域防災計画の策定
- 公共施設等の災害対応・耐震化の強化
- 防災行政無線システムの構築
- 消防施設・設備の充実
- 消防団組織体制の整備と自主防災組織の育成
- 救急体制の充実
- 防犯活動及び交通安全運動の推進
- 除雪機械等の整備

等

## (2) 循環型社会づくりの推進

地域特性を踏まえた環境基本計画を策定し、行政・住民・事業者の相互協力の下、環境問題に対し適切に対応しながら、環境の保全と創造に関する取り組みを進めるとともに、地域の自然や農林業などの産業を生かした資源エネルギー対策の適切な推進やバイオマス利活用など新エネルギー導入推進に努めます。また、関係機関とともに、磐梯朝日国立公園、庄内海浜県立自然公園を代表とする地域の豊かな自然環境の保全に努め、自然との共生による持続的発展が可能な豊かで美しい潤いのある地域を目指します。

また、環境への負荷を低減するため、環境に配慮した廃棄物処理施設の整備等を推進するとともに、ごみ収集処理やごみ減量・再資源化の取り組みを一層強めます。加えて農業分野の循環システムの強化や、リサイクルプラザを拠点とした環境教育の充実と住民の環境意識の高揚を図り地域の参加と創意工夫をもとに、農業を含めた循環型社会づくりを推進します。

<主な事業>

- 環境基本計画の策定
- ごみ減量・再資源化の推進
- 環境に配慮した廃棄物処理・処分施設の整備
- 環境教育の充実

○資源エネルギー対策の推進

○国立公園や県立自然公園等の保全

等

## 8. 学習とスポーツで生きがいのある地域社会づくり

### (1) 生涯学習の推進

昔から多くの人々が築いてきたこの地固有の文化は、人と人が支えあう地域社会を形成し、産業を発達させ、生活を豊かなものにしてきました。

今著しい社会の変貌の中で地域固有の文化を尊重しながらも、常に新しい社会へ対応する意欲と能力を培い、同時にこれを地域活性化の原動力とすることが求められます。

そのため、先人の知恵や知識に学び、研究や活動を展開する生涯学習のまちづくりを目指します。

特に、全市的な市民の学習活動と相互交流のもとに課題を克服する力を養う学習機会を設け、温かい地域コミュニティの中で自らの生活環境を整え、活発な地域活動や、産業・文化の振興につながる人づくりを進めます。

こうした学習活動を支えるため、各地域の公民館などでの生涯学習活動を支援するとともに、図書館や社会教育施設等の拡充整備を進め、市民の学習活動の拠点づくりをします。

#### <主な事業>

○多様で体系的な学習機会の提供

○地域における学習活動の振興

○情報通信技術を活用した学習基盤の整備

○社会教育施設の整備充実

○新しい図書館サービスのネットワーク整備推進

等

## (2) スポーツ・レクリエーションの振興

余暇の増大や健康な生活への意識の高まりを背景に、多くの市民がスポーツに関心を寄せていることを踏まえ、総合型地域スポーツクラブを創設・育成して日常的なスポーツ活動の機会を提供するとともに、地域の特徴を生かした様々な事業を展開しながら、だれもが気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

スポーツ施設については、新たな予約システムの導入や市域のバランスに配慮した計画的な整備により、市民が利用しやすい環境を整えるなど、スポーツ施設の適正な管理運営に努めます。

また、マリーナやスキー場といった特色あるスポーツ施設やプール、体育館等を効率的に活用し、種目毎の拠点化を進めるなど競技スポーツの振興を図ります。

### <主な事業>

- 総合型地域スポーツクラブの創設・育成
  - 効率的な施設活用による競技スポーツの振興
  - スポーツ施設の整備充実
- 等

# VI

## 新市における 県事業の推進

## 1 山形県の役割

新市のまちづくりにおいては、魅力あるまちづくりの推進や地域社会・コミュニティに配慮したまちづくりの推進、市町村への権限移譲等の推進といった観点が重要となっています。

このため、山形県は、新市と連携しながら、県事業の推進に向けて、積極的に取り組んでいきます。また、合併に伴う財政需要について、山形県は、一定の財政支援を行います。

## 2 新市における山形県事業

### (1) 農山漁村の整備

農林漁業を振興するため、水利施設や圃場、農林道や漁港・漁場といった生産基盤の整備を進めます。また、魅力ある定住・交流空間としての農山漁村の生活環境の整備を進めていきます。

### (2) 自然環境の保全・活用

良好な自然環境を保全するとともに、利用者の安全性の確保や適正利用の促進を図るため、計画的な自然公園の施設整備を進めていきます。

### (3) 道路の整備

交流と生活を支える交通基盤の整備充実のため、県が管理する一般国道、主要地方道、一般県道の整備を進めていきます。

### (4) 河川・砂防施設等の整備

自然災害から市土を保全し、社会資本や住民の生命、財産を守るため、環境や生態系に配慮しながら河川改修事業や砂防事業、急傾斜地崩壊・地すべり対策事業等を進めていきます。

### (5) 下水道の整備

生活環境の改善や河川等公共用水域の水質保全に対応するため、計画的に下水道の整備を進めていきます。

### (6) 県立病院の整備

施設の老朽化や医療を取り巻く社会環境の変化に対応するため、県立鶴岡病院の整備について検討を進めていきます。

# VII

## 公共施設の 適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特性・経過や地域のバランス、さらに財政事情等を考慮しながら逐次整備・集約・再利用していくことを基本とし、適切な修繕あるいは解体も含め施設の適正な維持管理に努めます。

# VIII

# 財政計画

# 財政計画

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地方税	14,089	14,070	14,069	13,931	13,900	13,896
地方交付税	23,760	23,295	22,638	21,650	20,775	19,868
地方譲与税等	557	557	557	557	557	557
国・県支出金	9,709	9,698	10,179	10,425	11,066	11,095
地方債	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	6,300
繰入金	990	939	948	1,316	1,416	1,498
その他	7,067	7,350	7,279	7,220	7,167	7,115
<b>歳入合計</b>	<b>63,372</b>	<b>63,109</b>	<b>62,870</b>	<b>62,299</b>	<b>62,081</b>	<b>60,329</b>
人件費	10,853	10,573	10,567	10,542	10,429	10,407
扶助費	11,442	11,589	11,664	11,702	11,762	11,826
公債費	8,385	8,311	8,749	9,286	9,670	8,955
投資的経費	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,000
補助費等	4,045	4,025	3,904	3,885	3,865	3,826
物件費	7,650	7,651	7,623	7,535	7,460	7,385
積立金	2,497	2,504	1,911	995	553	52
その他行政費	11,000	10,956	10,952	10,854	10,842	10,878
<b>歳出合計</b>	<b>63,372</b>	<b>63,109</b>	<b>62,870</b>	<b>62,299</b>	<b>62,081</b>	<b>60,329</b>

基金現在高	15,477	17,042	18,005	17,684	16,821	15,375
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

地方債現在高	78,225	77,114	75,565	73,479	71,009	68,354
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

## I 財政計画の説明

### 1. 基本的な考え方

本計画は、平成27年度から平成32年度までの財政運営の指針として示すものであり、その作成にあたっては、現行の行財政制度を基本とするとともに、想定される財政上の影響額（変動要因）等に加え、一般財源の節約に努めながら健全な財政運営が行えるよう留意するものとします。

### 2. 計画延長の期間及び会計

#### (1) 期間

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律に基づき、現行計画の最終年度である平成27年度から5カ年延長し、平成32年度までを期間とします。

#### (2) 会計

本計画は、普通会計で作成します。（普通会計とは、地方財政統計上会計区分で、本市の場合、一般会計、休日夜間診療所特別会計、墓園特別会計の各会計と後期高齢者医療保険特別会計及び集落排水事業特別会計の一部から構成されています。）

歳入・歳出それぞれ各科目に現況及びこれまでの実績、人口推計等をもとに算出し、普通会計ベースで作成します。また、建設計画に掲載する主要な事業の財源を裏付けるとともに、国の財政支援措置等を勘案しながら作成します。

## II 歳入・歳出の算出の考え方

### 1. 歳入

#### ① 地方税

国が示した経済成長率及び国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口をもとに計上した。

## ② 地方交付税

普通交付税では、投資事業の主な財源である地方債の償還額を「公債費算入額」として反映し、その他行政経費等算入分においては縮減傾向を見込んだ。また、合併算定替えの段階的縮減により、交付税総額は最大約40億円の逡減を予定して算出した。

(算定替と一本算定との差額を段階的に縮減：H28-▲10%、H29-▲30%、H30-▲50%、H31-▲70%、H32-▲90%、H33-▲100%)

特別交付税については、直近の地方財政計画をもとに、交付水準が漸減するものとした。

## ③ 地方譲与税等

地方譲与税、県税交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付は、直近の地方財政計画をもとに固定して算出した。地方消費税交付金については、平成25年度決算額に増税による影響を加味し算出した。

## ④ 国・県支出金

国県支出金は、社会保障関係経費の増加見込みと連動して、扶助費に係るものは増額を見込み、一方で、普通建設事業分では、事業量に連動して増減するものとした。

## ⑤ 地方債

合併特例期間においては、建設計画、総合計画に基づいて財政措置の面で有利な合併特例債（充当率95%、交付税措置70%）を主に活用し投資事業を実施する。これにより合併特例債の発行累計額は、現時点では498.7億円（限度額）を見込んだ。また、特例期間終了後は、可能な限り財政措置の有利な制度を活用し、新規発行債は総額の抑制に努めるよう算出し計上した。

## ⑥ 繰入金

基金繰入金については、各年度の収支状況を見て、投資事業等に地域振興基金及び公共施設整備基金、公債費に減債基金、また、歳出全般に地域振興基金及び財政調整基金からの繰入を行う。

## ⑦ その他

分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入については、近年の増減傾向を勘案して算出したものを計上した。

## 2. 歳出

### ① 人件費

一般職員については、定員適正化計画等をもとに定員の削減を見込み計上した。

### ② 扶助費

個別事業ごとに近年の動向を踏まえた増減を見込んだ上で積み上げ計上した。

### ③ 公債費

既存発行債償還分に普通建設事業や臨時財政対策債に係る新規発行債の償還見込み額を加え計上した。

### ④ 普通建設事業費

公債費の推移などを考慮し、平成27年度から平成31年度までは平成26年度当初予算並の75億円、合併特例債発行期限の平成32年度は70億円と見込んだ。

### ⑤ 補助費等

近年の削減傾向を継続的なものとして見込んだ。

### ⑥ 物件費

近年の削減傾向を継続的なものとして見込んだ。

### ⑦ 積立金

運用基金については配当利子を積み立て、財政調整基金、減債基金については収支状況を勘案し、可能であれば積み増しするものとして見込んだ。

### ⑧ その他の行政経費

維持補修費は平成26年度当初予算の水準を基に計上し、投資及び出資金、

貸付金、操出金は漸減するものとして計上した。

## 新市建設計画新旧対照表

資料 3

項目名（頁）	変更前	変更後
<p>I 序論</p> <p>2 計画策定の方針 (P4)</p>	<p>(3) 計画の期間</p> <p>本計画の期間は、<u>合併する平成 17 年度及びこれに続く 10 カ年の平成 27 年度まで</u>とします。</p>	<p>(3) 計画の期間</p> <p>本計画の期間は、平成 17 年度から<u>平成 32 年度まで</u>とします。</p>
<p>II 新市の概況</p> <p>2 気候 (P6)</p>	<p>(略)</p> <p>なお、<u>過去 20 年間（1983 年～2002 年）の気候指標の平均は次のとおり</u>となっています。<u>年平均気温 12.4℃、最高気温 35℃、最低気温－6.8℃、年降水量 2,074.5 mm、年間日照 1,419.6 時間。</u></p> <p><b>【資料：気象庁酒田測候所】</b></p>	<p>(略)</p> <p>なお、<u>気象庁が公表している 1981 年から 2010 年の過去 30 年間に</u>おける気象状況は、<u>年平均気温 12.5℃、最高気温 37.6℃、最低気温－11.3℃、年平均降水量 2,097.5 mm、年平均日照時間 1,472.2 時間</u>となっています。</p> <p><b>【資料：気象庁鶴岡観測所データ】</b></p>
<p>3 面積 (P6)</p>	<p>新市は、東西約43km、南北約56kmにおよび、<u>総面積は1,311.49km<sup>2</sup></u>となります。</p> <p>土地の利用状況（<u>平成13年利用区分別面積</u>）をみると、森林が<u>958.72平km<sup>2</sup></u>で約73%、農用地が<u>188.14km<sup>2</sup></u>で約14%、宅地が<u>34.17km<sup>2</sup></u>で約3%となっています。</p> <p><b>【資料：平成13年山形県統計年鑑】</b></p>	<p>新市は、東西約43km、南北約56kmにおよび、<u>総面積は1,311.51km<sup>2</sup></u>となります。</p> <p>土地の利用状況（<u>平成24年利用区分別面積</u>）をみると、森林が<u>956.97km<sup>2</sup></u>で約73%、農用地が<u>183.50km<sup>2</sup></u>で約14%、宅地が<u>33.60km<sup>2</sup></u>で約3%となっています。</p> <p><b>【資料：平成24年山形県統計年鑑】</b></p>
<p>4 人口 (P6)</p>	<p>新市の人口は、昭和40 年より減少基調にあり、昭和50年から昭和55年にかけて増加したものの、再び減少し、<u>平成12年</u>の国勢調査では<u>147,546人</u>となっています。</p> <p>年齢三階層別人口の割合をみると、年々、年少人口が減少し老年人口が増加する傾向があり、年少人口の構成比率は<u>平成 2 年</u>の</p>	<p>新市の人口は、昭和40年より減少基調にあり、昭和50年から昭和55年にかけて増加したものの、再び減少し、<u>平成22年</u>の国勢調査では<u>136,623人</u>となっています。</p> <p>年齢三階層別人口の割合をみると、年々、年少人口が減少し老年人口が増加する傾向があり、年少人口の構成比率は<u>平成12年</u>の</p>

## 新市建設計画新旧対照表

項目名（頁）	変更前	変更後																																
5 世帯 (P7)	<p><u>18.6%</u>が、<u>平成12年には15.2%</u>に減少し、老年人口の構成比率は<u>平成2年の17.1%</u>が、<u>平成12年には23.7%</u>と増加しています。また、<u>就業者人口は第一次産業就業者が一貫して減少し、第二次産業就業者はほぼ横ばい、第三次産業就業者が増加しているという傾向にあります。</u></p> <p>【資料：国勢調査】</p> <p>新市の世帯数は、核家族化の進展により年々増加し、昭和40年の34,748世帯が<u>平成12年には44,382世帯</u>となり、<u>対昭和40年比で約3割近く増加</u>しています。</p> <p>【資料：国勢調査】</p>	<p><u>15.2%</u>が、<u>平成22年には12.8%</u>に減少し、老年人口の構成比率は<u>平成12年の23.7%</u>が、<u>平成22年には28.7%</u>と増加しています。また、<u>就業者人口は第一次産業就業者が一貫して減少し、第二次産業就業者は平成7年までは増加していましたが、それ以降は減少傾向にあり、第三次産業就業者はほぼ増加傾向にありましたが、平成22年には減少に転じています。</u></p> <p>【資料：国勢調査】</p> <p>新市の世帯数は、核家族化の進展により年々増加し、昭和40年の34,748世帯が<u>平成22年には45,514世帯</u>となり、<u>対昭和40年比で3割以上増加</u>しています。</p> <p>【資料：国勢調査】</p>																																
表 1 (P8)	<p>表 1 人口と世帯の推移</p> <p style="text-align: center;">(単位：人、世帯)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">H12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td style="text-align: center;">〰️</td> <td style="text-align: center;">147,546</td> </tr> <tr> <td>総世帯数</td> <td style="text-align: center;">〰️</td> <td style="text-align: center;">44,382</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たりの人員</td> <td style="text-align: center;">〰️</td> <td style="text-align: center;">3.32</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H12	総人口	〰️	147,546	総世帯数	〰️	44,382	1世帯当たりの人員	〰️	3.32	<p>表 1 人口と世帯の推移</p> <p style="text-align: center;">(単位：人、世帯)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">H12</th> <th style="width: 15%;">H17</th> <th style="width: 40%;">H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td style="text-align: center;">〰️</td> <td style="text-align: center;">147,546</td> <td style="text-align: center;">142,384</td> <td style="text-align: center;">136,623</td> </tr> <tr> <td>総世帯数</td> <td style="text-align: center;">〰️</td> <td style="text-align: center;">44,382</td> <td style="text-align: center;">45,493</td> <td style="text-align: center;">45,514</td> </tr> <tr> <td>1世帯当たりの人員</td> <td style="text-align: center;">〰️</td> <td style="text-align: center;">3.32</td> <td style="text-align: center;">3.13</td> <td style="text-align: center;">3.00</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H12	H17	H22	総人口	〰️	147,546	142,384	136,623	総世帯数	〰️	44,382	45,493	45,514	1世帯当たりの人員	〰️	3.32	3.13	3.00
区 分		H12																																
総人口	〰️	147,546																																
総世帯数	〰️	44,382																																
1世帯当たりの人員	〰️	3.32																																
区 分		H12	H17	H22																														
総人口	〰️	147,546	142,384	136,623																														
総世帯数	〰️	44,382	45,493	45,514																														
1世帯当たりの人員	〰️	3.32	3.13	3.00																														

### 新市建設計画新旧対照表

項目名 (頁)	変更前	変更後																																																																																								
表 2 (P8)	表 2 年齢階層別人口 (単位：人／%) <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">H12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td></td> <td>147,546</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>年少人口</td> <td></td> <td>22,446</td> </tr> <tr> <td>0～14歳</td> <td></td> <td>15.21</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口</td> <td></td> <td>90,011</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>61.01</td> </tr> <tr> <td>15～64歳</td> <td></td> <td>35,020</td> </tr> <tr> <td>老年人口</td> <td></td> <td>23.73</td> </tr> <tr> <td>年齢不詳</td> <td></td> <td>69</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H12	総人口		147,546			100.00	年少人口		22,446	0～14歳		15.21	生産年齢人口		90,011			61.01	15～64歳		35,020	老年人口		23.73	年齢不詳		69			0.05	表 2 年齢階層別人口 (単位：人／%) <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">H12</th> <th style="width: 10%;">H17</th> <th style="width: 10%;">H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td></td> <td>147,546</td> <td>142,384</td> <td>136,623</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>年少人口</td> <td></td> <td>22,446</td> <td>19,698</td> <td>17,527</td> </tr> <tr> <td>0～14歳</td> <td></td> <td>15.21</td> <td>13.83</td> <td>12.83</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口</td> <td></td> <td>90,011</td> <td>84,922</td> <td>79,640</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>61.01</td> <td>59.64</td> <td>58.29</td> </tr> <tr> <td>15～64歳</td> <td></td> <td>35,020</td> <td>37,630</td> <td>39,222</td> </tr> <tr> <td>老年人口</td> <td></td> <td>23.73</td> <td>26.43</td> <td>28.71</td> </tr> <tr> <td>年齢不詳</td> <td></td> <td>69</td> <td>134</td> <td>234</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0.05</td> <td>0.09</td> <td>0.17</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H12	H17	H22	総人口		147,546	142,384	136,623			100.00	100.00	100.00	年少人口		22,446	19,698	17,527	0～14歳		15.21	13.83	12.83	生産年齢人口		90,011	84,922	79,640			61.01	59.64	58.29	15～64歳		35,020	37,630	39,222	老年人口		23.73	26.43	28.71	年齢不詳		69	134	234			0.05	0.09	0.17
区 分		H12																																																																																								
総人口		147,546																																																																																								
		100.00																																																																																								
年少人口		22,446																																																																																								
0～14歳		15.21																																																																																								
生産年齢人口		90,011																																																																																								
		61.01																																																																																								
15～64歳		35,020																																																																																								
老年人口		23.73																																																																																								
年齢不詳		69																																																																																								
		0.05																																																																																								
区 分		H12	H17	H22																																																																																						
総人口		147,546	142,384	136,623																																																																																						
		100.00	100.00	100.00																																																																																						
年少人口		22,446	19,698	17,527																																																																																						
0～14歳		15.21	13.83	12.83																																																																																						
生産年齢人口		90,011	84,922	79,640																																																																																						
		61.01	59.64	58.29																																																																																						
15～64歳		35,020	37,630	39,222																																																																																						
老年人口		23.73	26.43	28.71																																																																																						
年齢不詳		69	134	234																																																																																						
		0.05	0.09	0.17																																																																																						

## 新市建設計画新旧対照表

項目名 (頁)	変更前	変更後																																																																														
表 3 (P9)	表 3 産業 (大分類別) 15 歳以上就業者人口 (単位: 人/%) <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">H12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就業者合計</td> <td></td> <td>74,997</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第一次産業</td> <td></td> <td>7,857</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10.48</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第二次産業</td> <td></td> <td>26,700</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35.60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第三次産業</td> <td></td> <td>40,406</td> </tr> <tr> <td></td> <td>53.88</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分類不能</td> <td></td> <td>34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H12	就業者合計		74,997		100.00	第一次産業		7,857		10.48	第二次産業		26,700		35.60	第三次産業		40,406		53.88	分類不能		34		0.05	表 3 産業 (大分類別) 15 歳以上就業者人口 (単位: 人/%) <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">H12</th> <th style="width: 15%;">H17</th> <th style="width: 15%;">H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就業者合計</td> <td></td> <td>74,997</td> <td>71,557</td> <td>65,987</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第一次産業</td> <td></td> <td>7,857</td> <td>7,656</td> <td>6,566</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10.48</td> <td>10.70</td> <td>9.95</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第二次産業</td> <td></td> <td>26,700</td> <td>22,292</td> <td>19,645</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35.60</td> <td>31.15</td> <td>29.77</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第三次産業</td> <td></td> <td>40,406</td> <td>41,463</td> <td>39,298</td> </tr> <tr> <td></td> <td>53.88</td> <td>57.94</td> <td>59.55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分類不能</td> <td></td> <td>34</td> <td>146</td> <td>478</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.05</td> <td>0.20</td> <td>0.72</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H12	H17	H22	就業者合計		74,997	71,557	65,987		100.00	100.00	100.00	第一次産業		7,857	7,656	6,566		10.48	10.70	9.95	第二次産業		26,700	22,292	19,645		35.60	31.15	29.77	第三次産業		40,406	41,463	39,298		53.88	57.94	59.55	分類不能		34	146	478		0.05	0.20	0.72
区 分		H12																																																																														
就業者合計		74,997																																																																														
		100.00																																																																														
第一次産業		7,857																																																																														
		10.48																																																																														
第二次産業		26,700																																																																														
		35.60																																																																														
第三次産業		40,406																																																																														
		53.88																																																																														
分類不能		34																																																																														
		0.05																																																																														
区 分		H12	H17	H22																																																																												
就業者合計		74,997	71,557	65,987																																																																												
		100.00	100.00	100.00																																																																												
第一次産業		7,857	7,656	6,566																																																																												
		10.48	10.70	9.95																																																																												
第二次産業		26,700	22,292	19,645																																																																												
		35.60	31.15	29.77																																																																												
第三次産業		40,406	41,463	39,298																																																																												
		53.88	57.94	59.55																																																																												
分類不能		34	146	478																																																																												
		0.05	0.20	0.72																																																																												

## 新市建設計画新旧対照表

項目名（頁）	変更前	変更後
<p>Ⅲ主要指標の見通し</p> <p>1 人口(P12)</p>	<p>(1) 総人口</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所では、南庄内の6つの市町村における人口は、<u>平成12年の147,546人</u>（国勢調査）から、<u>平成27年には134,324人に減少すると推計</u>しております。</p> <p>こうした中、新市では、<u>新しい産業振興施策等を積極的に展開し、第二次産業で約1,500人、第三次産業で約1,600人、合わせて約3,100人の新規雇用を創出し、これら新規就業者の家族等を含めて約4,500人の社会増を見込み、人口の減少傾向の緩和を図ります。</u></p> <p><u>平成27年の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値にこうした社会増を加え、138,900人と見通します。</u></p> <p>(2) 年齢別人口</p> <p>新市における年齢別人口は、<u>平成27年には、以下のように</u>と予測されます。</p> <p>年少人口については、<u>新規産業の育成効果を得るものの、少子化の基調が続き17,900人に減少し、構成比も12.9%に低下するものと見込まれます。</u></p> <p>生産年齢人口については、<u>新規雇用の創出による社会増に努めるものの、81,200人に減少し、構成比は58.4%となります。</u></p> <p>老年人口は、<u>総人口の減少傾向の中で、逆に39,800人と増加します。構成比も28.7%に上昇し、人口構造の高齢化が一層進行するものと見通されます。</u></p>	<p>(1) 総人口</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所では、南庄内の6つの市町村における人口は、<u>平成22年の136,623人</u>（国勢調査）から、<u>平成32年には122,805人に減少すると推計</u>しております。</p> <p>こうした中、新市では、<u>結婚に向けた活動への支援や妊娠・出産・育児への切れ目のない支援のほか、若者の雇用促進や産業の振興、良好な生活環境や教育環境の整備、さらには移住・定住の促進など、総合的な少子化・人口減少対策を推進することにより今後5年間で約1,600人の増効果を見込み、人口の減少傾向の緩和を図ります。</u></p> <p><u>平成32年の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値にこうした増効果を加え、124,400人と見通します。</u></p> <p>(2) 年齢別人口</p> <p>新市における年齢別人口は、<u>平成32年には、以下のように</u>と予測されます。</p> <p>年少人口については、<u>総合的な人口減少対策の効果が期待されるものの、少子化の基調が続き14,500人に減少し、構成比も11.7%に低下するものと見込まれます。</u></p> <p>生産年齢人口については、<u>新規雇用の創出や移住定住促進による社会増に努めるものの、67,100人に減少し、構成比は53.9%となります。</u></p> <p>老年人口は、<u>総人口の減少傾向の中で、逆に42,800人と増加します。構成比も34.4%に上昇し、人口構造の高齢化が一層進行するも</u></p>

## 新市建設計画新旧対照表

項目名（頁）	変更前	変更後
2世帯(P13)	<p>(3) 就業人口</p> <p>就業人口は、総人口の減少と就業率の低下に伴い、<u>平成27年には、71,600人に減少すると見込まれます。</u></p> <p>この内、第一次産業は、就業者数、構成比とも減少し、それぞれ<u>5,000人、7.0%</u>となるものと見込まれます。また、第二次産業においては<u>24,400人と就業者数が減少するとともに、構成比も34.1%</u>に低下するものと推計されます。更に、第三次産業については、<u>就業者数は42,200人に増加し、構成比も大幅に伸び、58.9%</u>になるものと見通されます。</p> <p>世帯については、人口の減少を上回っての核家族化等が進行し、<u>平成27年の普通世帯は48,800世帯に増加するものと見込まれます。</u>なお、1世帯当たり人員は<u>2.78人</u>と推計されます。</p>	<p>のと見通されます。</p> <p>(3) 就業人口</p> <p>就業人口は、総人口の減少と就業率の低下に伴い、<u>平成32年には、57,400人に減少すると見込まれます。</u></p> <p>この内、第一次産業は、就業者数、構成比とも減少し、それぞれ<u>4,200人、7.3%</u>となるものと見込まれます。また、第二次産業においては<u>15,500人</u>と就業者数が減少するとともに、構成比も<u>27.0%</u>に低下するものと推計されます。更に、第三次産業については、<u>就業者数が37,700人に減少しますが、構成比は伸び、65.7%</u>になるものと見通されます。</p> <p>世帯については、人口の減少を上回っての核家族化等が進行し、<u>平成32年の普通世帯は47,700世帯に増加するものと見込まれます。</u>なお、1世帯当たり人員は<u>2.52人</u>と推計されます。</p>

## 新市建設計画新旧対照表

項目名（頁）	変更前	変更後						
表1 (P14)	表1 将来の人口、世帯数などの見通し (単位：人、世帯)	表1 将来の人口、世帯数などの見通し (単位：人、世帯)						
	区 分	平成7年	平成12年	平成27年	区 分	平成12年	平成22年	平成32年
	総人口	149,509	147,546	138,900	総人口	147,546	136,623	124,400
	年齢別人口				年齢別人口			
	年少人口	25,132	22,446	17,900	年少人口	22,446	17,527	14,500
	0～14歳	(16.8%)	(15.2%)	(12.9%)	0～14歳	(15.2%)	(12.8%)	(11.7%)
	生産年齢人口	93,726	90,011	81,200	生産年齢人口	90,011	79,640	67,100
	15～64歳	(62.7%)	(61.1%)	(58.4%)	15～64歳	(61.1%)	(58.3%)	(53.9%)
	老年人口	30,647	35,020	39,800	老年人口	35,020	39,222	42,800
	65歳以上	(20.5%)	(23.7%)	(28.7%)	65歳以上	(23.7%)	(28.7%)	(34.4%)
就業人口	77,581	74,997	71,600	就業人口	74,997	65,987	57,400	
第一次産業	9,359	7,857	5,000	第一次産業	7,857	6,566	4,200	
	(12.1%)	(10.5%)	(7.0%)		(10.5%)	(10.0%)	(7.3%)	
第二次産業	28,041	26,700	24,400	第二次産業	26,700	19,645	15,500	
	(36.1%)	(35.6%)	(34.1%)		(35.6%)	(29.8%)	(27.0%)	
第三次産業	40,167	40,406	42,200	第三次産業	40,406	39,298	37,700	
	(51.8%)	(53.9%)	(58.9%)		(53.9%)	(59.6%)	(65.7%)	
普通世帯数	41,936	43,702	48,800	普通世帯数	43,702	44,871	47,700	
1世帯当たり人員	3.50	3.31	2.78	1世帯当たり人員	3.31	2.96	2.52	
注釈 (P12)	<p>※注1 平成27年における総人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値の134,324人に、新市における政策的社会増約4,500人を加えて推計した。</p> <p>※注2 平成7年及び12年の数値は全て国勢調査の確定値による。</p> <p>※注3 平成7年及び12年の年齢別人口に、年齢不詳分を加算していないため、総人口とは一致しない。</p>	<p>※注1 平成32年における総人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値の122,805人に、新市における政策的増効果約1,600人を加えて推計した。</p> <p>※注2 平成12年及び22年の数値は全て国勢調査の確定値による。</p> <p>※注3 平成12年及び22年の年齢別人口に、年齢不詳分を加算していないため、総人口とは一致しない。</p>						

## 新市建設計画新旧対照表

項目名（頁）	変更前	変更後
<p>IV 新市建設計画の基本方針</p> <p>5 土地利用の方針 (P24)</p>	<p>※注4 <u>平成27年</u>の年齢別人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値に、政策的社会増分の内の就業者については生産年齢に加え、それ以外については年齢別人口比率等に基づき按分して推計した。_____</p> <p>_____</p> <p>※注5 <u>平成7年及び12年</u>の各産業別の就業人口には、分類不能の産業を加算していない。</p> <p>※注6 <u>平成27年</u>の就業人口は、政策的社会増分等を加味しながら、回帰式を適用し推計した。</p> <p>※注7 普通世帯とは、一般世帯から独身寮・下宿等の単身世帯を除いた世帯で、<u>平成27年</u>の普通世帯数は、回帰式等を適用し推計した。</p> <p>※注8 一世帯あたりの人員は、普通世帯人員を普通世帯数で除した人数であるため、総人口とは一致しない。</p> <p style="text-align: center;">新市の行政区域は、東西約43km、南北約56kmにおよび、総面積は<u>1311.49km<sup>2</sup></u>です。<u>平成13年</u>の利用区分別土地利用の現況は、農用地が<u>188.14km<sup>2</sup></u>で約14%、森林が<u>958.72km<sup>2</sup></u>で約73%、宅地が<u>34.17km<sup>2</sup></u>で約3%、その他が<u>130.46km<sup>2</sup></u>で約10%となっています。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>※注4 <u>平成32年</u>の年齢別人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値に、政策的社会増分の内の就業者については生産年齢に加え、それ以外については年齢別人口比率等に基づき按分して推計した。<u>また、少子化関連施策増加分は年少人口へ、移住定住関連施策増加分は5分の1ずつを年少人口、老年人口に加え推計した。</u></p> <p>※注5 <u>平成12年及び22年</u>の各産業別の就業人口には、分類不能の産業を加算していない。</p> <p>※注6 <u>平成32年</u>の就業人口は、政策的社会増分等を加味しながら、回帰式を適用し推計した。</p> <p>※注7 普通世帯とは、一般世帯から独身寮・下宿等の単身世帯を除いた世帯で、<u>平成32年</u>の普通世帯数は、回帰式等を適用し推計した。</p> <p>※注8 一世帯あたりの人員は、普通世帯人員を普通世帯数で除した人数であるため、総人口とは一致しない。</p> <p style="text-align: center;">新市の行政区域は、東西約43km、南北約56kmにおよび、総面積は<u>1311.51km<sup>2</sup></u>です。<u>平成24年</u>の利用区分別土地利用の現況は、農用地が<u>183.50km<sup>2</sup></u>で約14%、森林が<u>956.97km<sup>2</sup></u>で約73%、宅地が<u>33.60km<sup>2</sup></u>で約3%、その他が<u>137.44km<sup>2</sup></u>で約10%となっています。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

## 新市建設計画新旧対照表

項目名（頁）	変更前	変更後
<p>V 新市の施策</p> <p>7 安全な地域づくりと資源循環型社会の実現</p> <p>(1) 防災、消防などの安全な地域づくり (P45)</p>	<hr/> <hr/> <p>市民、行政、関係機関が一体となって災害の予防や対策に取り組むため、新市の地域防災計画を策定します。また、的確な災害情報の収集や伝達のため、新市を網羅する統一した防災行政無線システムを構築します。</p> <p>(略)</p> <p>一方、全国的に犯罪発生件数が増加傾向にあるなか、生活の身近にある犯罪を未然に防止するため、警察等関係機関と連携し地域ぐるみの防犯体制を強化します。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;主な事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新市地域防災計画の策定</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線システムの構築</li> <li>○消防施設・設備の充実</li> <li>○消防団組織体制の整備と自主防災組織の育成</li> <li>○救急体制の充実</li> <li>○防犯____及び交通安全運動の推進</li> </ul>	<p><u>近年、東日本大震災の発生や、集中豪雨・土砂災害などの異常気象による被害の増加が懸念されていることから、災害に強いまちづくりを推進するため、震災等の災害対策を強化するとともに、市民、行政、関係機関が一体となって災害の予防や対策に取り組むため、新市の地域防災計画を策定します。また、的確な災害情報の収集や伝達のため、新市を網羅する統一した防災行政無線システムを構築します。</u></p> <p>(略)</p> <p>一方、全国的に、<u>高齢者等被害の特殊詐欺事件が増加傾向にあるなど、生活の身近にある犯罪を未然に防止するため、警察等関係機関と連携し地域ぐるみの防犯体制を強化します。</u></p> <p>(略)</p> <p>&lt;主な事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新市地域防災計画の策定</li> <li><u>○公共施設等の災害対応・耐震化の強化</u></li> <li>○防災行政無線システムの構築</li> <li>○消防施設・設備の充実</li> <li>○消防団組織体制の整備と自主防災組織の育成</li> <li>○救急体制の充実</li> <li>○防犯<u>活動</u>及び交通安全運動の推進</li> </ul>

## 新市建設計画新旧対照表

項目名（頁）	変更前	変更後
(2)循環型社会づくりの推進（P46）	<p>○除雪機械等の整備 等</p> <p>（略）</p> <p>また、環境への負荷を低減するため、<u>ごみ収集処理やごみ減量・再資源化の取り組みを一層強めるとともに農業分野の循環システムの強化や、リサイクルプラザを拠点とした環境教育の充実と住民の環境意識の高揚を図り地域の参加と創意工夫をもとに、農業を含めた循環型社会づくりを推進します。</u></p> <p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>○環境基本計画の策定</p> <p>○ごみ減量・再資源化の推進</p> <hr/> <p>○環境教育の充実</p> <p>○資源エネルギー対策の推進</p> <p>○国立公園や県立自然公園等の保全 等</p>	<p>○除雪機械等の整備 等</p> <p>（略）</p> <p>また、環境への負荷を低減するため、<u>環境に配慮した廃棄物処理施設の整備等を推進するとともに、ごみ収集処理やごみ減量・再資源化の取り組みを一層強めます。加えて農業分野の循環システムの強化や、リサイクルプラザを拠点とした環境教育の充実と住民の環境意識の高揚を図り地域の参加と創意工夫をもとに、農業を含めた循環型社会づくりを推進します。</u></p> <p>&lt;主な事業&gt;</p> <p>○環境基本計画の策定</p> <p>○ごみ減量・再資源化の推進</p> <p><u>○環境に配慮した廃棄物処理・処分施設の整備</u></p> <p>○環境教育の充実</p> <p>○資源エネルギー対策の推進</p> <p>○国立公園や県立自然公園等の保全 等</p>

## 新市建設計画新旧対照表

項目名（頁）	変更前	変更後
VII 公共施設の適正配置と整備 (P52)	<p>公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性・経過や地域のバランス、さらに財政事情等を考慮しながら<u>逐次整備していくことを基本とします。</u></p>	<p>公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特性・経過や地域のバランス、さらに財政事情等を考慮しながら逐次整備・<u>集約・再利用していくことを基本とし、適切な修繕あるいは解体も含め施設の適正な維持管理に努めます。</u></p>

### 新市建設計画新旧対照表

項目名（頁）	変更前	変更後	
VIII財政計画 (P54)	財政計画	財政計画	
	平成 27 年度	別 紙	
	地方税	13,785	
	地方税交付税	18,921	
	地方譲与税等	3,284	
	国・県支出金	7,561	
	地方債	5,950	
	繰入金		
	その他	4,474	
	歳入合計	53,975	
	人件費	8,369	
	扶助費	7,038	
	公債費	8,171	
	投資的経費	7,000	
	補助費等	6,404	
	物件費	5,667	
	積立金	767	
	その他行政費	10,559	
	歳出合計	53,975	
	基金残高	4,921	
地方債残高	77,768		

## 新市建設計画新旧対照表

別 紙

### 財 政 計 画

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地方税	14,089	14,070	14,069	13,931	13,900	13,896
地方交付税	23,760	23,295	22,638	21,650	20,775	19,868
地方譲与税等	557	557	557	557	557	557
国・県支出金	9,709	9,698	10,179	10,425	11,066	11,095
地方債	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	6,300
繰入金	990	939	948	1,316	1,416	1,498
その他	7,067	7,350	7,279	7,220	7,167	7,115
<b>歳入合計</b>	<b>63,372</b>	<b>63,109</b>	<b>62,870</b>	<b>62,299</b>	<b>62,081</b>	<b>60,329</b>
人件費	10,853	10,573	10,567	10,542	10,429	10,407
扶助費	11,442	11,589	11,664	11,702	11,762	11,826
公債費	8,385	8,311	8,749	9,286	9,670	8,955
投資的経費	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,000
補助費等	4,045	4,025	3,904	3,885	3,865	3,826
物件費	7,650	7,651	7,623	7,535	7,460	7,385
積立金	2,497	2,504	1,911	995	553	52
その他行政費	11,000	10,956	10,952	10,854	10,842	10,878
<b>歳出合計</b>	<b>63,372</b>	<b>63,109</b>	<b>62,870</b>	<b>62,299</b>	<b>62,081</b>	<b>60,329</b>
<b>基金現在高</b>	<b>15,477</b>	<b>17,042</b>	<b>18,005</b>	<b>17,684</b>	<b>16,821</b>	<b>15,375</b>
<b>地方債現在高</b>	<b>78,225</b>	<b>77,114</b>	<b>75,565</b>	<b>73,479</b>	<b>71,009</b>	<b>68,354</b>

## 新市建設計画新旧対照表

項目名（頁）	変更前	変更後
I 財政計画の説明 (P55)	I 財政計画の説明  1. 基本的な考え方 本計画は、 <u>合併後の財政運営の指針として示すものであり、その作成にあたっては、現行の行財政制度を基本とするとともに、想定される合併に伴う財政上の影響額（変動要因）等に加え、一般財源の節約に努めながら新市において健全な財政運営が行えるよう留意するものとします。</u>  2. 計画作成の期間等 (1) 期間 <u>新市建設計画の計画期間に合わせ、合併する平成17年度及びこれに続く10カ年の平成27年度までの期間とします。（平成17年度は年度途中での合併となるため、合併関係市町村の平成17年度の財政計画に合併後の影響額や事業等を見込むこととします。）</u>  (2) 会計 ① <u>本計画は、普通会計で作成します。なお、鶴岡地区消防事務組合会計、鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合会計の取扱いについては、現在の計上（補助費等）の方法で行うこととします。</u>	I 財政計画の説明  1. 基本的な考え方 本計画は、 <u>平成27年度から平成32年度までの財政運営の指針として示すものであり、その作成にあたっては、現行の行財政制度を基本とするとともに、想定される財政上の影響額（変動要因）等に加え、一般財源の節約に努めながら_____健全な財政運営が行えるよう留意するものとします。</u>  2. 計画延長の期間及び会計 (1) 期間 <u>東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律に基づき、当初計画の最終年度である平成27年度から5カ年延長し、平成32年度までを期間とします。</u>  (2) 会計 <u>本計画は、普通会計で作成します。（普通会計とは、地方財政統計上会計区分で、本市の場合、一般会計、休日夜間診療所特別会計、墓園特別会計の各会計と後期高齢者医療保険特別会計及び集落排水事業特別会計の一部から構成されています。）</u>



## 新市建設計画新旧対照表

項目名（頁）	変更前	変更後
<p>Ⅱ 歳入・歳出の算出の考え方 (P55)</p>	<p>Ⅱ 歳入・歳出の算出の考え方</p> <p>1. 歳入</p> <p>① 地方税  <u>市民税(個人分)は、人口の推計値をもとに計上。</u>  <u>市民税(法人分)、固定資産税、目的税、その他の税は、基準年度と同額で計上。</u></p> <p>② 地方交付税  <u>普通交付税については、6市町村の平成16年度交付額、また平成17年度の地方財政計画の見通し等も勘案し、合併に伴う支援措置分や特例債の交付税措置分等を見込んで計上。</u>  <u>合併初年度から5年度目まで合併臨時措置（合併補正）分として16.7億円を計上。</u>  <u>特別交付税については、過去の実績から普通交付税と同様に計上。また、合併初年度から3年度目まで市町村合併に対する新たな特別交付税措置分として7.3億円を計上。</u></p> <p>③ 地方譲与税等  <u>地方譲与税は、所得譲与税についてもその見込額を計上。</u>  <u>利子割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用交付金・自動車取得税交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金は、基準年度と同額で計上。</u></p>	<p>Ⅱ 歳入・歳出の算出の考え方</p> <p>1. 歳入</p> <p>① 地方税  <u>国が示した経済成長率及び国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口をもとに計上した。</u></p> <p>② 地方交付税  <u>普通交付税では、投資事業の主な財源である地方債の償還額を「公債費算入額」として反映し、その他行政経費等算入分においては縮減傾向を見込んだ。また、合併算定替えの段階的縮減により、交付税総額は最大約40億円の逡減を予定して算出した。</u>  <u>(算定替と一本算定との差額を段階的に縮減：H28 - ▲10%、H29 - ▲30%、H30 - ▲50%、H31 - ▲70%、H32 - ▲90%、H33 - ▲100%)</u>  <u>特別交付税については、直近の地方財政計画をもとに、交付水準が漸減するものとした。</u></p> <p>③ 地方譲与税等  <u>地方譲与税、県税交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付は、直近の地方財政計画をもとに固定して算出した。地方消費税交付金については、平成25年度決算額に増税による影響を加味し算出した。</u></p>

## 新市建設計画新旧対照表

項目名（頁）	変更前	変更後
	<p>④ 国・県支出金  <u>国・県支出金は、過去3カ年の平均額を基準として特殊要因分（生活保護費等）を加味するとともに扶助費の伸び分の3分の2程度を計上。</u>  <u>国庫支出金については、合併市町村補助金3カ年度分8.7億円を計上。</u>  <u>県支出金については、平成17年度と平成18度にまちづくり交付金として合計3億円を計上。</u></p> <p>⑤ 地方債  <u>新市の普通建設事業に係る新規発行債は、合併特例債の活用等を勘案し、平成17年度から平成26年度までは、各年度約50億円、平成27年度に約48億円を計上。</u>  <u>合併特例債の基金造成分として、平成17年度に38億円を計上。</u>  <u>臨時財政対策債分は、平成17年度については、地方財政計画の見込みにより対前年度比20%減程度とし、平成18年度以降については、対前年度比5%減程度として各年度に計上。</u></p> <p>⑥ 繰入金  <u>基金からの繰入額を計上。</u></p> <p>⑦ その他  <u>分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入については、基準年度と同額で計上。</u></p>	<p>④ 国・県支出金  <u>国・県支出金は、社会保障関係経費の増加見込みと連動して、扶助費に係るものは増額を見込み、一方で、普通建設事業分では、事業量に連動して増減するものとした。</u></p> <p>⑤ 地方債  <u>合併特例期間においては、建設計画、総合計画に基づいて財政措置の面で有利な合併特例債（充当率95%、交付税措置70%）を主に活用し投資事業を実施する。これにより合併特例債の発行累計額は、現時点では498.7億円（限度額）を見込んだ。また、特例期間終了後は、可能な限り財政措置の有利な制度を活用し、新規発行債は総額の抑制に努めるよう算出し計上した。</u></p> <p>⑥ 繰入金  <u>基金繰入金については、各年度の収支状況を見て、投資事業等に地域振興基金及び公共施設整備基金、公債費に減債基金、また、歳出全般に地域振興基金及び財政調整基金からの繰入を行う。</u></p> <p>⑦ その他  <u>分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入については、近年の増減傾向を勘案して算出したものを計上した。</u></p>

## 新市建設計画新旧対照表

項目名（頁）	変更前	変更後
	<p>2. 歳 出</p> <p>① 人件費  <u>一般職員については、10年後の想定人口数に対応した類似団体職員数を目標とする定員の削減を見込み計上。</u>  <u>また、合併による特別職、議員数等の減少による人件費の削減についても見込み計上。</u></p> <p>② 扶助費  <u>基準年度に特殊要因分（生活保護費等）を加味した上で、近年の実績等から前期5か年は対前年度比2.0%増程度で推移するものとし、以降の期間も若干の増加傾向を見込み計上。</u></p> <p>③ 公債費  <u>既存発行債償還分＋新規発行債償還分＋合併特例債償還分を計上。</u></p> <p>④ 普通建設事業費  <u>新市の普通建設事業費については、近年の実績等を勘案し、<u>平年基準事業費ベースを各年度70億円とし、計画期間中においては、合併特例債を十分活用することとして計上。</u></u></p> <p>⑤ 補助費等  <u>増減要因が大きい経費（<u>現消防事務組合、衛生処理組合、食肉流通センター分担金</u>）についてはその見込額を、その他の経費については一定程度減少することとして計上。</u></p>	<p>2. 歳 出</p> <p>① 人件費  <u>一般職員については、<u>定員適正化計画等をもとに定員の削減を見込み計上した。</u></u></p> <p>② 扶助費  <u>個別事業ごとに近年の動向を踏まえた増減を見込んだ上で積み上げ計上した。</u></p> <p>③ 公債費  <u>既存発行債償還分に<u>普通建設事業や臨時財政対策債に係る新規発行債の償還見込み額を加え計上した。</u></u></p> <p>④ 普通建設事業費  <u>公債費の推移などを考慮し、平成27年度から平成31年度までは平成26年度当初予算並の75億円、合併特例債発行期限の平成32年度は70億円と見込んだ。</u></p> <p>⑤ 補助費等  <u>近年の削減傾向を継続的なものとして見込んだ。</u></p>

## 新市建設計画新旧対照表

項目名（頁）	変更前	変更後
	<p>⑥ 物件費  <u>近年の削減傾向を継続的な削減率として見込み、さらに合併による効果として1年間は削減率を上乗せして見込み計上。また、合併に伴う臨時的経費として、平成17年度と平成18年度に各2億円を計上。</u></p> <p>⑦ 積立金  <u>合併市町村振興のための基金積立てとして上限額40億円を平成17年度に計上。</u>  <u>県まちづくり交付金（基金造成）の積立てとして平成17年度と平成18年度に合計3億円を計上。</u></p> <p>⑧ その他の行政経費  <u>繰出金については、近年の増加傾向を加味し、引き続き一定程度増加するものとして計上。</u>  <u>維持補修費、投資及び出資金については、一部特殊要因を加味して、その他については、基準年度と同額として計上。</u></p>	<p>⑥ 物件費  <u>近年の削減傾向を継続的なものとして見込んだ。</u></p> <p>⑦ 積立金  <u>運用基金については配当利子を積み立て、財政調整基金、減債基金については収支状況を勘案し、可能であれば積み増しするものとして見込んだ。</u></p> <p>⑧ その他の行政経費  <u>維持補修費は平成26年度当初予算の水準を基に計上し、投資及び出資金、貸付金、繰出金は漸減するものとして計上した。</u></p>

# 鶴岡市人口減少対策の推進 3つの柱と5つのプロジェクト(案)

## I 総合的な少子化対策

出会いから妊娠・出産・育児まで切れ目ない支援による安心して生み育てられる環境の整備

- ① 結婚・妊娠・出産・育児の総合支援プロジェクト
- ② 仕事と家庭の両立支援プロジェクト
- ③ 少子化対策の普及啓発プロジェクト

## II 移住定住の促進

地域への愛着醸成と魅力や情報の発信、希望者への総合的な支援による移住定住の促進

### ④ 職と場をイノベーションする移住促進プロジェクト



## III 産業の振興と創出

新たな産業の創出や意欲ある起業家の支援等による雇用機会の拡大と若者の定着促進

### ⑤ 起業するなら鶴岡・チャレンジプロジェクト

- ・バイオベンチャー
- ・ナリワイ(スモールビジネス)

事業化

早急に取り組む事業を5つのプロジェクトとして展開

## 中長期的な視野の対応策

創造文化都市

観光文化都市

学術文化都市

安心文化都市

森林文化都市

## 鶴岡ルネサンス宣言

「市民・地域・行政の協調・協力による総合力の発揮により持続可能な希望あふれる鶴岡をつくる」  
まちづくりの柱として5つの文化都市をめざした鶴岡の未来を創造する成長戦略の推進

# 「鶴岡市総合計画実施計画（平成 27～29 年度）の策定について」

## 用語説明

ページ	施策名等	用語	説明
5	重点方針	鶴岡ルネサンス宣言	本市の発展を築いていくための榎本市長が掲げる成長戦略で、地域の総合力を発揮し、持続可能な希望あふれる鶴岡市を市民とともに構築していくことを目指した5つの文化都市宣言から構成されている。
	若年層の雇用対策	ワークサポートルーム	就職面の困難を抱えた方のため、内職相談、若年者の無料職業紹介及び各種情報提供を実施している窓口。
	地域資源を生かした全市的に取り組む地域の産業、文化の振興	ユネスコ創造都市ネットワーク	加盟する都市が国際ネットワークの中で連携して、創造的な地域産業を振興し、文化の多様性保護と世界の持続的発展に貢献することを目的に、ユネスコが2004年に創設した制度。
6	中心市街地の活性化	中心市街地活性化基本計画	中心市街地活性化法及び国の基本方針に基づき、多彩な都市機能がコンパクトに集積した賑わいのあるまちを実現するため、概ね5年間を事業期間とする中心市街地の活性化に関する施策や実施事業を定めた計画。
	農商工観連携、産学官連携による農林水産業の6次産業化	農林水産業の6次産業化	第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。
	環境に配慮した農業の振興	環境保全型農業	環境に配慮した農業で、農林水産省が1992年6月に策定した「新しい食料・農業・農村政策」でうたわれた。
		有機・特別栽培	有機栽培は、生産から消費までの過程を通じて化学肥料・農薬などの合成化学物質や生物薬剤、放射性物質、(遺伝子組換え種子及び生産物など)を全く使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した栽培方法。特別栽培は、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中、節減対象農薬及び化学肥料(窒素成分)の双方を慣行栽培の5割以下に減らした栽培方法。

ページ	施策名等	用語	説明
7	新しい観点からの観光振興	着地型観光	観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態。
		ツーリズム	滞在型の余暇活動のこと。
8	広域連携を生かした観光メニューの充実	日本海きらきら羽越観光圏	庄内5市町と戸沢村、秋田県にかほ市、新潟県村上市、関川村、粟島浦村の10市町村の行政と観光関連団体などで構成する観光誘客を推進する組織。
		山形DC	DCとは、デスティネーションキャンペーンの略で、JRグループ、開催県・市町村、関係団体による全国観光キャンペーンのこと。
9	バイオクラスターの形成	バイオ	バイオテクノロジー。生物学の知見をもとにし、実社会に有用な利用法をもたらす技術の総称。
		バイオクラスター	バイオテクノロジーに関する大学や企業などが連携しながら集積していること。
		鶴岡みらい健康調査	慶應先端研の解析技術を用い、市民1万人の健康状態を中・長期にわたって調査することにより、生活習慣病の予防の鍵となる新しい医学情報を明らかにし、次世代の健康診断などの健康づくり対策に役立てるために実施される疫学調査。
		メタボローム	生体内の細胞や組織において、たんぱく質や酵素が作り出す全代謝物質の総称。
		ベンチャー企業	新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的、革新的な新規事業に挑戦する中小企業。
		高校生バイオサミット	全国の高校生を対象とした生命科学に関する自由研究の研究発表会。
		スーパーサイエンスハイスクール	高等学校において先進的な理数教育を実施するとともに、大学との共同研究や、国際性を育むための取組みを行っている文部科学省が指定する学校で、本市では鶴岡南高等学校が指定校となっている。
	地域の産学官連携による事業推進	産学官連携	新技術の研究開発や、新事業の創出を図ることを目的として、大学などの教育機関・研究機関と民間企業、政府・地方公共団体などが連携することをいう。

ページ	施策名等	用語	説明
1 1	公共交通輸送対策事業の推進	鶴岡市地域公共交通総合連携計画	鶴岡市の地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するため、その基本方針や目標、具体的な事業とその実施主体などを定めた計画のこと。
	福祉・介護体制の充実	障害者相談支援センター	身体・知的・精神等の障害にかかわる鶴岡市の総合相談窓口。
		地域包括支援センター	介護保険法で定められ、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。鶴岡市では、平成 18 年 4 月に設置された。
	安全安心な医療の提供	臨床実習生	医師の指導・立会のもとで、診察や検査などの実習を行う医学生のこと。
オープンホスピタル		医療を支える人材を確保することを目的とした病院内部の見学会のこと。	
1 2	自然災害に強いまちづくりの推進	橋梁長寿命化修繕計画	今後多くの橋梁が補修や架け替えが必要となるため、コスト縮減や予算平準化の観点から、予防的修繕や計画的架け替えの時期を橋梁ごとにまとめた市の計画。
		地域グリーンニューディール基金	地域の実情に応じて、地球温暖化対策等の喫緊の環境問題を解決するため、環境省の支援を受けて都道府県等が造成した基金のこと。
	市民スポーツの振興	鶴岡市スポーツ推進計画	スポーツを通じて市民が健康で明るく元気になれる鶴岡市を目指し、市民一人ひとりが目的や志向に応じてスポーツに親しめる環境整備や競技スポーツの振興、安全安心に利用でき市民ニーズに沿った施設の環境整備を進める計画。平成 2 6 年 4 月策定。
1 3	森に代表される自然とのふれあい、保全、学びの促進	つるおか森の時間	森林の魅力や歴史、その文化的価値等に直接ふれることで、これからの生活スタイルのあり方を考える機会を提供し、鶴岡の豊かな自然の恩恵をからだ全体で感じてもらうという森林散策イベント。
		森の散歩道 20 選	多くの方々から森の魅力を楽しみ、森に親しんでもらうため、鶴岡市等が 2 0 の散策コースを公募によって選定したもの。
	持続可能な森林経営基盤の整備	集約化施業	零細な所有規模である個々の森林所有者が、単独で効率的な施業を実施することは困難であることから、森林組合等が隣接する複数の所有者の森林を取りまとめ、間伐等の森林施業を一括して実施すること。

ページ	施策名等	用語	説明
14	再生可能エネルギーの導入拡大	木質バイオマス	丸太、間伐材、林地残材、剪定枝、チップ、製材屑など、及びこれらから作られる材木、薪、炭、ペレットなどの製品を示す森林バイオマスに、廃材などの木質素材を加えたもの。
	過疎地域における集落活動などの支援	集落支援員	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して、ノウハウや知見を有した人材を、地方自治体が委嘱し、集落への目配りとして、集落の状況把握や集落点検の実施、住民同士の話し合いなどを促進するもの。
		地域おこし協力隊	地方自治体が、都市住民を受け入れて委嘱し、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など地域協力活動に従事してもらい、あわせて定住・定着を図りながら、地域の活性化につなげるもの。
17	放課後児童対策の推進	放課後児童クラブ	保護者が労働などにより、昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後などに小学校の余裕教室、児童館などを利用して、遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成を図るもの。
		放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子供たちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援するもの。
18	幼児期の教育・保育の充実	幼保一元化	保護者の就労といった家庭環境にかかわらず、同じ歳の子どもは同じ内容の幼児教育及び保育を受けられることが望ましいとの考え等から、文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育所を一元化しようとする政策。
20	地域関係機関の連携の推進	鶴岡市すこやかな子どもを生き育てるネットワーク推進委員会	健やかな子どもを産み育てるために、関係者が情報を交換しながら連携を密にし、効果的な母子保健活動を推進するために平成6年に設立された委員会で、子育てに関する講演会や懇談会を行っている。
21	地域への愛着の醸成	鶴岡市子ども像	本市の子どもたちの生き方の道しるべとなり、市内の各幼稚園、小・中学校や各家庭においても子育ての指針の一つとなる教育目標のことで、平成21年2月に制定した。 『私たちは いのち育むまち鶴岡を愛し 真心をつくし 夢に向かって学びます』

ページ	施策名等	用語	説明
21	地域への愛着の醸成	論語	中国、儒教の根本文献で、孔子とその門弟との問答を主とし、孔子の行為、その高弟の言葉を合せて記録しており、孔子の教えを伝える最も確実な古文獻。庄内藩は、古い辞句や文章を読み、後世の注釈にとらわれることなく、孔子の教えを直接研究しようとする徂徠学を教学とし、長所を伸ばし、知識の詰め込みよりも自学自習を重視した教えを行っていた。
22	移住定住を促進する機能の整備	スモールビジネス	企業の一形態で、優良な中小企業やベンチャー企業を呼ぶ新たな名称。人材派遣やソフト開発などを行う中小企業やベンチャー企業の中に存在する、規模は小さいものの優良な企業のこと。
		ソーシャルビジネス	環境・地域活性化・少子高齢化・福祉・生涯教育など社会的課題への取り組みを、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながら継続的な事業活動として進めていくこと。
23	バイオの知的資源を生かした起業促進	先端研究産業支援センター	バイオ研究を行う産学官の共同研究拠点として整備を進めている「鶴岡バイオサイエンスパーク」にある施設で、企業や研究機関に貸室を提供し、研究開発や新規産業創出等の事業活動を支援することを目的としている。
	地域資源・特性を生かした仕事づくり支援	スモールビジネス	22 ページ解説参照
25	地域の防災体制の確保・強化	ハザードマップ	災害から住民が安全に避難できるよう被害の予測区域や程度、避難経路、避難場所を記載した避難地図。
		地域グリーンニューディール基金	12 ページ解説参照
26	消防・救急体制の強化	常備消防車両	消防本部及び消防署に整備されている消防活動に必要となる消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、はしご付消防自動車などのこと。
		非常備消防車両	消防団に整備されている消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車などのこと。
		消防団協力事業所表示制度	消防団員を相当数雇用しているなど、消防団活動に積極的に協力している事業所に対し、消防団協力事業所表示証を交付する制度で、当該事業所の社会的貢献を広く社会にアピールするとともに、消防団活動等への理解を深めることを目的としている。

ページ	施策名等	用語	説明
26	再生可能エネルギーの導入拡大	木質バイオマス	14 ページ解説参照
27	資源循環型社会への転換と地球温暖化防止対策の推進	鶴岡市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の取組みとして、市が行う事務事業の中で環境への配慮を徹底することにより、環境負荷の低減を図るとともに、市民及び事業者等の環境配慮活動を促進する目的で平成20年に第1次計画を策定した。現在は、平成25年度から29年度までの第2次計画を推進している。
28	放課後児童対策の推進	放課後児童クラブ	17 ページ解説参照
		放課後子ども教室	17 ページ解説参照
29	バイオクラスターの形成	鶴岡みらい健康調査	9 ページ解説参照
30	介護保険施設と介護予防の充実	介護保険事業計画	地方自治体が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画で、3年を1期とする計画の策定が義務付けられており、計画に基づき介護保険料が設定される。鶴岡市では現在第5期の計画（H24~26）に基づき事業が行われている。
	認知症支援対策の充実	認知症総合対策(オレンジプラン)	平成24年に厚生労働省が掲げた「認知症施策推進5ヵ年計画」のこと。本計画では、認知症の高齢者を早期に発見することで少しでも早く適切な医療や介護のケアを開始し、住み慣れた地域でそのまま暮らし続けていけるよう、施設介護から在宅介護へ移行することを施策としている。
31	高齢者を支える地域包括ケア体制の整備	地域包括支援センター	11 ページ解説参照
	安全安心な医療の提供	臨床実習生	11 ページ解説参照
		オープンホスピタル	11 ページ解説参照

ページ	施策名等	用語	説明
3 2	教育相談・特別支援教育体制の強化	特別支援教育	従来の特殊教育の対象となる障害だけでなく、生活や学習上で困難さを伴う学習障害や注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症などの発達障害を含め、それらを改善または克服するために適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。
		スクールカウンセラー	発達障害等、対人関係を苦手とする児童にソーシャルスキル（社会技能）を身につけるための訓練等を実施するなど、児童、保護者、教職員等へのアドバイスや資料提供などを行う専門家。
		Q-U検査	学校生活における児童生徒個々の意欲や満足度、学級集団の状態を把握し、いじめ・不登校・学級崩壊等の早期発見や予防、学級集団づくりに活用するための心理検査。
		学校教育支援員	各校の通常学級等に在籍している発達障害児、不登校傾向の児童・生徒等に対し、その困難性に応じた個別の支援を行うために配置している。
		教育相談員	いじめ、不登校、虐待など様々な課題や発達障害等に対し、適切な支援を学校や家庭で行うために、個別の発達・知能検査を実施したり、巡回相談で学校を訪問したりして、指導方法のアドバイスなどを行う。また、不登校児童生徒に対し、適応指導教室（おあしす）で指導し、学校復帰に向け支援している。
	学習指導要領への的確な対応と学習環境の充実	ALT	Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手のこと。本市では、外国語指導の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の進展を通じて外国との相互理解を推進し、国際化の推進に資することを目的とした文部科学省の「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」によるALTを各校へ派遣し、外国語（英語）活動の充実を図っている。
3 3	慶應先端研の世界最先端の研究開発の促進	バイオクラスター	9ページ解説参照
	高等教育機関の連携の促進	知の拠点	文部科学省が進める事業で、大学等が自治体を中心に地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学等を支援することで、課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる、地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図るもの。

ページ	施策名等	用語	説明
33	多様な学びの機会の提供と市民の学習活動の推進	鶴岡致道大学	庄内藩校致道館の一人ひとりの個性や自発性を尊重し、自学自修を重視する教育精神を引き継ぎ、創造的に学ぶ場として、講師を招へいした講座を毎年開催するもの。
34	市民スポーツの振興	鶴岡市スポーツ推進計画	12 ページ解説参照
35	新規就農者・農業後継者の自立支援とネットワークづくり	認定農業者	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）のこと。農地の集積や長期・低利の資金などの支援を受けることができる。
		人・農地プラン	集落・地域において今後誰が農業を担っていくのか、そこへの農地集積をどう進めるのかといったことなど、地域農業のあり方を話し合いに基づきまとめる計画。
		農業経営改善計画	農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市町村に提出する計画。農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置を記載する。市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者が認定農業者となる。
		青年就農給付金	就農前の研修期間（2年以内）や経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保するための国（農林水産省）の支援制度。
	環境に配慮した農業の振興	環境保全型農業	9 ページ解説参照
有機・特別栽培		9 ページ解説参照	
36	中山間地域の農業活性化	中山間地域等直接支払制度	農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、集落協定や個別協定に基づき5年間以上継続して行う農業者等に交付金を交付する、国（農林水産省）の支援制度。
	地域の特性を生かした産地づくり	在来作物	その土地で長年栽培され、人々に親しまれてきた野菜、果樹、穀類などの作物のこと。山形在来作物研究会によると鶴岡市には50品目が存在する。

ページ	施策名等	用語	説明
36	鳥獣被害防止対策の推進	鳥獣被害対策実施隊	鳥獣被害防止特措法に基づき、被害防止計画に基づく捕獲、追払い等といった鳥獣被害対策の実践的活動を担う組織。市が平成26年度に設置し、猟友会員、市職員等で構成する。
37	森林資源の有効な活用	木質バイオマス	14ページ解説参照
		ペレット	丸太、樹皮、枝葉などを細かい顆粒状まで碎き、それを圧縮して棒状に固めて成形したもの。大きさは長さ1～2センチ、直径6～12ミリのものが主流。
	安定した漁業経営の推進	市管理漁港整備計画	本市水産業の基盤となる漁港の整備を計画的、効率的に進めるために、市管理8港について作成した計画。現在の計画は平成20年3月に策定、平成30年度までの計画期間。
38	農山漁村地域の交流人口の拡大	ツーリズム	7ページ解説参照
40	新しい分野のビジネス創出	コミュニティビジネス	地域資源を生かしながら地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むもの。
41	食文化創造都市の推進	ユネスコ創造都市ネットワーク	5ページ解説参照
	多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進と賑わい創出	着地型観光	7ページ解説参照
		ツーリズム	7ページ解説参照
		日本海きらきら羽越観光圏	8ページ解説参照
	山形DC	8ページ解説参照	
43	中心市街地・まちなかの機能充実と魅力の向上	鶴岡シビックコア地区	魅力とにぎわいのある都市の拠点となる地区の形成に資するため、関連する都市整備事業との整合を図りつつ、官公庁施設と民間建築物等の整備を総合的かつ一体的に実施する地区のこと。鶴岡市役所が立地する街区を中心に、北は荘内病院、東は内川、南は致道館、西は慶応義塾大学先端生命科学研究付近まで。
44	土木構造物長寿命化	橋梁長寿命化修繕計画	12ページ解説参照

ページ	施策名等	用語	説明
44	公共交通輸送対策事業の推進	鶴岡市地域公共交通総合連携計画	11 ページ解説参照
	住宅セーフティネットの整備・維持保全	住宅セーフティネット	住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、災害被災者、一人親世帯、DV 被害者など）に安全で良質な住まいを提供すること。
		市営住宅等長寿命化計画	公営住宅施策の方向性や事業計画を見直し、今後増大する維持管理における事業量の平準化を図り、効率的かつ円滑な更新及び点検結果に基づく予防保全的な維持管理を実施することで公営住宅ストックの長寿命化並びにライフサイクルコストの縮減へ繋げるための計画。
47	藤島地域	エコタウンプロジェクト	人と環境にやさしいまちの実現をめざし、持続可能な環境にやさしい暮らし方や、安心・安全な循環型のまちづくりを推進するプロジェクト。
		歴史公園	国土交通省の社会資本整備総合交付金（旧まちづくり交付金）を受け、藤島元町地区を対象に取り組む都市再生整備計画の一環で整備している公園。
	羽黒地域	歴史的風致維持向上計画	地域における固有の歴史的な建造物及びその周辺と人々の営みが一体となった「歴史的風致」の維持、向上を図り、これ生かしたまちづくりを進めていく計画。
		松ヶ岡地域振興ビジョン	松ヶ岡開墾場の保存活用に関し、地域の活性化を図る総合的なビジョンのこと。
48	櫛引地域	ガイダンス施設	ある事柄について初心者に入門的説明を与える施設のこと。
49	朝日地域	特用林産物	食用のきのこ、樹実類、山菜類などや非食用のうるし、木ろうなどの伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭など森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。
		集落支援員	14 ページ解説参照
		地域おこし協力隊	14 ページ解説参照
50	温海地域	イーゼル	パネルボードや絵を斜めに固定する置き台のこと。
52	定住自立圏構想の推進	定住自立圏構想	総務省が進める制度で、中心になる都市と周辺の自治体が、相互に役割分担して連携・協力することによって圏域全体で生活機能を維持し、地方圏への人の流れを創出する目的のもの。本市は三川町及び庄内町と圏域を形成し、平成 25 年 3 月に共生ビジョンを策定している。

## 行財政改革大綱に基づく実施計画の進行状況について

## 1. 実施計画の項目別進行状況

進捗状況区分	項目数	摘 要
◎	89	「完了」 計画通り完了したもの
○	39	「実施中」 現在取り組んでいるもの
△	1	「遅延」 計画通り進んでいないもの
計	129	

※平成26年10月1日現在の進行状況を示す。

No	実施時期	所管部	区分	方向性	実施項目	進捗状況
1	H23	健康福祉部	事務事業	民間活用	藤島児童館管理運営事業	◎
2	H23	健康福祉部	公共施設	廃止	鶴岡市児童プール	◎
3	H23	商工観光部	公共施設	廃止	鶴岡地域地域職業訓練センター	◎
4	H23	朝日庁舎	公共施設	廃止	森林公園:朝日森林総合利用施設(池の平公園)	◎
5	H23	教育委員会	公共施設	廃止	楠公館	◎
6	H23	教育委員会	公共施設	廃止	鶴岡市海浜児童文化センター	◎
7	H23	農林水産部	公共施設	廃止	鶴岡市遊漁センター(うちフィッシングセンター施設)	◎
8	H23	健康福祉部	公共施設	民間譲渡・貸付	鶴岡市老人ワークルーム	◎
9	H23	朝日庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	上野山農作業準備休憩施設	◎
10	H23	朝日庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	田麦俣中台駐車場	◎
11	H23	教育委員会	公共施設	用途変更	鶴岡市朝日大泉住民プール	◎
12	H23	教育委員会	公共施設	用途変更	朝日名川・熊出・田麦俣運動広場 荒沢ゲートホール場 戸沢川多目的運動広場	◎
13	H23	商工観光部	公共施設	機能・運営手法見直し	藤島農村交流コミュニティハウス・藤島総合交流促進施設、やまぶし温泉ゆぽか、くしびき温泉ゆ〜Town、かたくり温泉ぼんぼ	◎
14	H23	羽黒庁舎	公共施設	機能・運営手法見直し	鶴岡市創造の森	◎
15	H23	教育委員会	公共施設	機能・運営手法見直し	鶴岡市宝田体育館	◎
16	H23	総務部	補助金	廃止	納税意識啓発事業補助金	◎
17	H23	健康福祉部	補助金	廃止	あつみ福祉会運営費補助金	◎
18	H23	健康福祉部	補助金	廃止	福祉割引料金補助金	◎
19	H23	健康福祉部	補助金	廃止	介護予防拠点施設活動助成金	◎

No	実施時期	所管部	区分	方向性	実施項目	進捗状況
20	H23	農林水産部	補助金	廃止	地場産大豆消費拡大事業補助金	◎
21	H23	農林水産部	補助金	廃止	森の産直カー自立支援事業補助金	◎
22	H23	農林水産部	補助金	廃止	水産物のブランド化推進事業補助金	◎
23	H23	商工観光部	補助金	廃止	観光資源活用事業補助金	◎
24	H23	健康福祉部	補助金	縮小	社会福祉協議会運営費補助金	◎
25	H23	企画部	補助金	統合	おらが自慢づくりモデル組織等支援交付金	◎
26	H23	市民部	補助金	統合	鶴岡市生活安全推進モデル事業補助金	◎
27	H23	市民部	補助金	統合	藤島消費生活団体活動補助金	◎
28	H23	商工観光部	補助金	統合	羽黒山門前大市補助金	◎
29	H23	商工観光部	補助金	統合	天神祭ポスター製作事業補助金	◎
30	H23	教育委員会	補助金	統合	私立幼稚園振興費補助金	◎
31	H23	教育委員会	補助金	統合	朝日地域世代間交流事業補助金	◎
32	H23～	健康福祉部	事務事業	民間活用	放課後児童対策事業	△
33	H23～	教育委員会	事務事業	民間活用	給食センター管理運営事業 (藤島・櫛引・朝日・温海)	◎
34	H23～	総務部	事務事業	民間活用	公用車運転業務	○
35	H23～	市民部	事務事業	民間活用	燃やすごみ焼却処理事業	◎
36	H24	健康福祉部	事務事業	縮小	高齢者長寿祝賀事業	◎
37	H24	教育委員会	事務事業	統合	羽黒地域小中学校学校給食調理業務	◎
38	H24	健康福祉部	事務事業	民間活用	鶴岡市中央児童遊園	◎
39	H24	健康福祉部	事務事業	民間活用	鶴岡市櫛引西部児童館・南部児童館・ 鶴岡市櫛引南部児童体育館	◎
40	H24	教育委員会	事務事業	民間活用	史跡旧致道館	◎
41	H24	教育委員会	事務事業	民間活用	東田川文化記念館	◎
42	H24	農林水産部	事務事業	その他	優良種導入支援事業	◎
43	H24	消防本部	事務事業	その他	非常備消防維持管理事業	◎
44	H24	健康福祉部	公共施設	廃止	鶴岡市羽黒西部児童館	◎
45	H24	農林水産部	公共施設	廃止	鶴岡市遊漁センター (うちつりさん橋)	◎
46	H24	教育委員会	公共施設	廃止	森敦文庫	◎

No	実施時期	所管部	区分	方向性	実施項目	進捗状況
47	H24	健康福祉部	公共施設	統合	鶴岡市大山老人福祉センター	◎
48	H24	健康福祉部	公共施設	統合	鶴岡市朝日老人福祉センター	◎
49	H24	教育委員会	公共施設	統合	鶴岡市青年センター	◎
50	H24	教育委員会	公共施設	統合	視聴覚センター・女性センター	◎
51	H24	建設部	公共施設	民間譲渡・貸付	市営住宅に併設する共同施設 (うち、紅葉岡住宅集会所)	◎
52	H24	朝日庁舎	公共施設	用途変更	鶴岡市朝日産業振興センター	◎
53	H24	櫛引庁舎	公共施設	機能・運営手法見直し	森林公園:かじかの里・生き生きべんと う村(櫛引)	◎
54	H24	教育委員会	公共施設	機能・運営手法見直し	鶴岡市藤島農村環境改善センター	◎
55	H24	農林水産部	補助金	廃止	朝市開催事業補助金	◎
56	H24	教育委員会	補助金	廃止	私立幼稚園すくすく子育て支援事業補助金	◎
57	H24～	教育委員会	事務事業	廃止	市立幼稚園管理運営事業 (西郷、広瀬、泉、大東、こだま)	◎
58	H24～	総務部	事務事業	縮小	市有自動車管理事業	○
59	H24～	健康福祉部	事務事業	民間活用	地域包括支援センター管理運営事業	○
60	H24～	教育委員会	事務事業	民間活用	体育施設維持管理事業(市民プール・ 小真木原公園・藤島・羽黒・櫛引・朝日 各体育施設)	◎
61	H24～	総務部	第二次大綱		市民モニター制度の導入	◎
62	H24～	総務部	第二次大綱		各種審議会等の公開と公募委員の拡充	◎
63	H24～	総務部	第二次大綱		遊休資産の有効活用	◎
64	H24～	総務部	第二次大綱		新たな情報発信手段の活用	○
65	H24～	総務部	第二次大綱		市民が広く利用する施設への公募債の導入	◎
66	H24～	総務部	第二次大綱		各種計画策定時のパブリックコメント制度導入	◎
67	H24～	総務部	第二次大綱		地域活動に参加しやすい環境づくり	◎
68	H24～	市民部	第二次大綱		災害時地区指定職員制度の拡充	◎
69	H24～	建設部	第二次大綱		道路情報等通報システムの構築	◎
70	H24～	荘内病院	第二次大綱		民間の資金・ノウハウ等を活用したPFI 手法の導入	◎
71	H25	企画部	事務事業	廃止	羽前大山駅乗車券発売及び土地建物 管理業務	◎
72	H25	総務部	事務事業	縮小	広報広聴事業	◎
73	H25	藤島庁舎	事務事業	民間活用	循環システム構築事業(BDF関連)	◎

No	実施時期	所管部	区分	方向性	実施項目	進捗状況
74	H25	企画部	事務事業	その他	交通輸送対策事業	◎
75	H25	藤島庁舎	事務事業	その他	農産物認定認証事業	◎
76	H25	教育委員会	公共施設	廃止	鶴岡市八森山レクリエーション広場(八森山スキー場)、あつみ温泉一本木スキー場	◎
77	H25	健康福祉部	公共施設	統合	本郷保育園・朝日保育園・大泉保育園・大網保育園	◎
78	H25	櫛引庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	産直めぐり	◎
79	H25	温海庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	温海温泉活性化施設(チット・モツシェ)	◎
80	H25	農林水産部	補助金	廃止	廃プラスチック適正処理助成補助金	◎
81	H25～	市民部	第二次大綱		地域づくり活動を支援する職員地区担当制の導入	◎
82	H25～	健康福祉部	事務事業	民間活用	市立保育園管理運営事業 (南部、西部、こりす、本郷、朝日、大泉、大網)	○
83	H26	上下水道部	事務事業	民間活用	浄化センター及び中継ポンプ場等維持管理業務	◎
84	H26	教育委員会	事務事業	民間活用	鶴岡市大鳥自然の家	◎
85	H26	市民部	事務事業	その他	地域コミュニティ支援事業	◎
86	H26	企画部	公共施設	廃止	出羽庄内国際村 (うちアマゾン民族館)	◎
87	H26	朝日庁舎	公共施設	廃止	月山あさひ博物村 (うちアマゾン自然館)	◎
88	H26	羽黒庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	月山高原活性化センター	◎
89	H26	羽黒庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	月山高原ハーモニーパーク (うちレストラン部分)	◎
90	H26	櫛引庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	ふるさとむら宝谷	◎
91	H26	朝日庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	あさひの雪蔵(雪室施設)	◎
92	H26	温海庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	あつみしゃりん	◎
93	H26	市民部	補助金	統合	防犯灯料補助金	◎
					防犯灯新設・更新補助金	
					鶴岡市町内会運営事業補助金	
					鶴岡地域住民会等運営交付金	
					旧櫛引集落自治振興交付金	
					朝日地域行政運営交付金	
					旧温海自治会総合交付金	

No	実施時期	所管部	区分	方向性	実施項目	進捗状況
		健康福祉部			自主防災組織育成事業等補助金	
		教育委員会			衛生業務交付金	
					公民館類似施設事業振興補助金	
94	H26	商工観光部	補助金	統合	ふじしま観光協会運営補助金	○
					羽黒町観光協会補助金	
					羽黒山環境整備補助金	
					櫛引観光協会補助金	
					あさひむら観光協会補助金	
					あつみ観光協会振興費補助金	
					にぎわいのある温泉街創出事業補助金	
					鶴岡市観光連盟観光キャンペーン事業補助金	
					鶴岡市観光連盟事業活動負担金	
95	H26～	農林水産部	公共施設	民間譲渡・貸付	鶴岡市地域材利用交流センター (大淀川交流センター・桂荒俣生き生き交流センター)	○
					鶴岡市林業集会施設 (熊出・下田沢・下本郷・中野新田林業集会施設)	
					鶴岡市林業集会施設 (峠ノ山・鍋倉集会センター・戸沢林業集落集会施設)	
					鶴岡市多目的活性化施設 (上村活性化センター・田麦俣活性化センター・北野活性化センター)	
					鶴岡市地区構造改善センター (丸岡コミュニティセンター・越沢基幹集落センター・山五十川多目的研修集会施設・木野俣集落センター・温海川農業者健康管理施設・小国山村振興センター・小名部構造改善センター・安土構造改善センター)	
					関川しな織の里ぬくもり館	
					温海漁村センター	
		建設部			大鳥防雪センター	
		教育委員会			鶴岡市鼠ヶ関青少年海洋センター	
96	H26～	市民部	第二次大綱		地域コミュニティ支援事業(連携協力体制の強化等)	◎
97	H26～	市民部	第二次大綱		広域コミュニティ組織の育成と拠点の整備	○

No	実施時期	所管部	区分	方向性	実施項目	進捗状況
98	H27	総務部	事務事業	廃止	加茂財産区管理事業	○
99	H27	市民部	事務事業	廃止	鶴岡市交通災害共済事業	○
100	H27	農林水産部	事務事業	統合	放牧場運営対策事業(大網放牧場)	○
101	H27	教育委員会	事務事業	民間活用	大宝館	○
102	H27	市民部	事務事業	その他	ごみ減量・リサイクル推進事業	○
103	H27	健康福祉部	事務事業	その他	直営診療所運営事業	○
104	H27	企画部	事務事業	その他	鶴岡市ケーブルテレビジョン	○
105	H27	健康福祉部	事務事業	その他	市立西郷幼稚園管理運営事業 (幼保一体化に向けた取組み)	○
106	H27	建設部	公共施設	廃止	市営住宅 (うち、青柳住宅・黒瀬住宅)	◎
107	H27	農林水産部	公共施設	民間譲渡・貸付	鶴岡市藤島エコ有機センター	○
108	H27	農林水産部	公共施設	民間譲渡・貸付	鶴岡市高品質堆肥製造施設・羽黒堆肥 製造供給施設	○
109	H27	農林水産部	公共施設	民間譲渡・貸付	鶴岡市遊漁センター (うち海洋つり堀施設)	○
110	H27	商工観光部	公共施設	民間譲渡・貸付	鶴岡市コミュニティプラザ	○
111	H27	櫛引庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	ほのかたらのきだい (うち宿泊施設)	○
112	H27	朝日庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	月山あさひ博物村 (うち大梵字、山ぶどう研究所、トンネル ピット)	○
113	H27	温海庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	小国交流促進センター	○
114	H27	羽黒庁舎	公共施設	用途変更	鶴岡市羽黒保健センター	○
115	H27	商工観光部	公共施設	機能・運営手法見直し	市営羽黒山スキー場・櫛引たらのきだ いスキー場	○
116	H27	藤島庁舎	公共施設	機能・運営手法見直し	鶴岡市藤島ふれあいセンター	○
117	H27	藤島庁舎	公共施設	機能・運営手法見直し	鶴岡市藤島エコタウンセンター	○
118	H27	朝日庁舎	公共施設	機能・運営手法見直し	月山あさひ博物村 (うち文化創造館)	○
119	H27	教育委員会	公共施設	機能・運営手法見直し	地区公民館 (うち櫛引公民館、温海公民館、温海地 域第1～4地区公民館)	○
					地区公民館 うち藤島(藤島・東栄・八栄島・長沼・渡 前)・羽黒(手向・泉・広瀬・4小)・朝日 (中央・東部・南部)	
				民間譲渡・貸付	地区公民館 (うち熊出公民館)	
120	H27	健康福祉部	補助金	廃止	在宅支援センター運営協力負担金	○

No	実施時期	所管部	区分	方向性	実施項目	進捗状況
121	H27	総務部	補助金	統合	各ふるさと会への補助金	○
122	H28	朝日庁舎	事務事業	民間活用	大平農業体験農園	○
123	H28	朝日庁舎	事務事業	民間活用	大平農作業準備休憩施設	○
124	H28	櫛引庁舎	事務事業	その他	鶴岡市高齢者活動センター	○
125	H28	上下水道部	公共施設	廃止	鶴岡市コンポストセンター	○
126	H28	朝日庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	産直あさひ・グー	○
127	H28	朝日庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	田麦俣農業体験農園	○
128	H28	温海庁舎	公共施設	民間譲渡・貸付	関川しな織センター	○
129	H28	教育委員会	公共施設	民間譲渡・貸付	山五十川古典芸能收藏館	○

## 2. 年度別実施項目と進行状況

年度	当該年度の対象項目			
		◎ 完了	○ 実施中	△ 未実施
23年度	35	33	1	1
24年度	35	32	3	0
25年度	12	11	1	0
26年度	15	12	3	0
27年度	24	1	23	0
28年度	8	0	8	0
合計	129	89	39	1

※ 23年度には「23年度～」を、24年度には「24年度～」を、  
25年度には「25年度～」を、26年度には「26年度～」を含む。